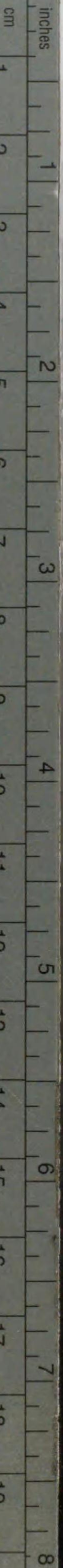


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




690-69



1200501580042





690
69

千葉縣の林業

正誤表

頁	行	誤	正
四一〇	一八	供積層 植實壤土	洪積層 植實壤土
一一〇	一五	撫育 伐採停止林	撫育 伐木停止林
二〇四	一八	常緑凋葉樹 木材は	常緑凋葉樹 本材は
三八〇	一	徑長	徑長
四一	八	教崎	教師
四四	六	主産地	生産地
四四	七	君村津郡	君津郡
四四	三	市場に	都邑漁村に
四九	二	産するものは	産するものは
五四	一	防ぐ	防ぎ
六四	一	引出廻り	引出廻り
六五	六	六分経	六分経
六九	四	平柄(若竹)	平柄(苦竹)
八〇	七	平	平角
八七	〇	二部川の	二部川の谷
二四	四	二部川	二部川
三三	一	濁淵	濁淵
三七	四	同等	何等
五一	八	共有ノ性質	共有ノ性質
五二	三	認むるなり	認むるなり
六〇	七	集約化	集約化
六〇	〇	土工森林組合	土工森林組合
六一	五	九十九ヶ濱	九十九里ヶ濱
九三	四	夫常舎	常夫舎
九九	一	三〇、〇〇〇	二五、六一〇〇
二〇五	二	二〇	二〇
一一〇	一	二〇六九、〇〇	二〇六九、六六
二一五	一	二一五	二一五
二二一	一	二二一	二二一
二二二	一	二二二	二二二
二二四	一	二二四	二二四
二二五	一	二二五	二二五
二二六	一	二二六	二二六
二二七	一	二二七	二二七
二二八	一	二二八	二二八
二二九	一	二二九	二二九
二三〇	一	二三〇	二三〇
二三一	一	二三一	二三一
二三二	一	二三二	二三二
二三三	一	二三三	二三三
二三四	一	二三四	二三四
二三五	一	二三五	二三五
二三六	一	二三六	二三六
二三七	一	二三七	二三七
二三八	一	二三八	二三八
二三九	一	二三九	二三九
二四〇	一	二四〇	二四〇
二四一	一	二四一	二四一
二四二	一	二四二	二四二
二四三	一	二四三	二四三
二四四	一	二四四	二四四
二四五	一	二四五	二四五
二四六	一	二四六	二四六
二四七	一	二四七	二四七
二四八	一	二四八	二四八
二四九	一	二四九	二四九
二五〇	一	二五〇	二五〇
二五一	一	二五一	二五一
二五二	一	二五二	二五二
二五三	一	二五三	二五三
二五四	一	二五四	二五四
二五五	一	二五五	二五五
二五六	一	二五六	二五六
二五七	一	二五七	二五七
二五八	一	二五八	二五八
二五九	一	二五九	二五九
二六〇	一	二六〇	二六〇
二六一	一	二六一	二六一
二六二	一	二六二	二六二
二六三	一	二六三	二六三
二六四	一	二六四	二六四
二六五	一	二六五	二六五
二六六	一	二六六	二六六
二六七	一	二六七	二六七
二六八	一	二六八	二六八
二六九	一	二六九	二六九
二七〇	一	二七〇	二七〇
二七一	一	二七一	二七一
二七二	一	二七二	二七二
二七三	一	二七三	二七三
二七四	一	二七四	二七四
二七五	一	二七五	二七五
二七六	一	二七六	二七六
二七七	一	二七七	二七七
二七八	一	二七八	二七八
二七九	一	二七九	二七九
二八〇	一	二八〇	二八〇
二八一	一	二八一	二八一
二八二	一	二八二	二八二
二八三	一	二八三	二八三
二八四	一	二八四	二八四
二八五	一	二八五	二八五
二八六	一	二八六	二八六
二八七	一	二八七	二八七
二八八	一	二八八	二八八
二八九	一	二八九	二八九
二九〇	一	二九〇	二九〇
二九一	一	二九一	二九一
二九二	一	二九二	二九二
二九三	一	二九三	二九三
二九四	一	二九四	二九四
二九五	一	二九五	二九五
二九六	一	二九六	二九六
二九七	一	二九七	二九七
二九八	一	二九八	二九八
二九九	一	二九九	二九九
三〇〇	一	三〇〇	三〇〇
三〇一	一	三〇一	三〇一
三〇二	一	三〇二	三〇二
三〇三	一	三〇三	三〇三
三〇四	一	三〇四	三〇四
三〇五	一	三〇五	三〇五
三〇六	一	三〇六	三〇六
三〇七	一	三〇七	三〇七
三〇八	一	三〇八	三〇八
三〇九	一	三〇九	三〇九
三一〇	一	三一〇	三一〇
三一一	一	三一一	三一一
三一二	一	三一二	三一二
三一三	一	三一三	三一三
三一四	一	三一四	三一四
三一五	一	三一五	三一五
三一六	一	三一六	三一六
三一七	一	三一七	三一七
三一八	一	三一八	三一八
三一九	一	三一九	三一九
三二〇	一	三二〇	三二〇
三二一	一	三二一	三二一
三二二	一	三二二	三二二
三二三	一	三二三	三二三
三二四	一	三二四	三二四
三二五	一	三二五	三二五
三二六	一	三二六	三二六
三二七	一	三二七	三二七
三二八	一	三二八	三二八
三二九	一	三二九	三二九
三三〇	一	三三〇	三三〇
三三一	一	三三一	三三一
三三二	一	三三二	三三二
三三三	一	三三三	三三三
三三四	一	三三四	三三四
三三五	一	三三五	三三五
三三六	一	三三六	三三六
三三七	一	三三七	三三七
三三八	一	三三八	三三八
三三九	一	三三九	三三九
三四〇	一	三四〇	三四〇
三四一	一	三四一	三四一
三四二	一	三四二	三四二
三四三	一	三四三	三四三
三四四	一	三四四	三四四
三四五	一	三四五	三四五
三四六	一	三四六	三四六
三四七	一	三四七	三四七
三四八	一	三四八	三四八
三四九	一	三四九	三四九
三五〇	一	三五〇	三五〇
三五一	一	三五一	三五一
三五二	一	三五二	三五二
三五三	一	三五三	三五三
三五四	一	三五四	三五四
三五五	一	三五五	三五五
三五六	一	三五六	三五六
三五七	一	三五七	三五七
三五八	一	三五八	三五八
三五九	一	三五九	三五九
三六〇	一	三六〇	三六〇
三六一	一	三六一	三六一
三六二	一	三六二	三六二
三六三	一	三六三	三六三
三六四	一	三六四	三六四
三六五	一	三六五	三六五
三六六	一	三六六	三六六
三六七	一	三六七	三六七
三六八	一	三六八	三六八
三六九	一	三六九	三六九
三七〇	一	三七〇	三七〇
三七一	一	三七一	三七一
三七二	一	三七二	三七二
三七三	一	三七三	三七三
三七四	一	三七四	三七四
三七五	一	三七五	三七五
三七六	一	三七六	三七六
三七七	一	三七七	三七七
三七八	一	三七八	三七八
三七九	一	三七九	三七九
三八〇	一	三八〇	三八〇
三八一	一	三八一	三八一
三八二	一	三八二	三八二
三八三	一	三八三	三八三
三八四	一	三八四	三八四
三八五	一	三八五	三八五
三八六	一	三八六	三八六
三八七	一	三八七	三八七
三八八	一	三八八	三八八
三八九	一	三八九	三八九
三九〇	一	三九〇	三九〇
三九一	一	三九一	三九一
三九二	一	三九二	三九二
三九三	一	三九三	三九三
三九四	一	三九四	三九四
三九五	一	三九五	三九五
三九六	一	三九六	三九六
三九七	一	三九七	三九七
三九八	一	三九八	三九八
三九九	一	三九九	三九九
四〇〇	一	四〇〇	四〇〇
四〇一	一	四〇一	四〇一
四〇二	一	四〇二	四〇二
四〇三	一	四〇三	四〇三
四〇四	一	四〇四	四〇四
四〇五	一	四〇五	四〇五
四〇六	一	四〇六	四〇六
四〇七	一	四〇七	四〇七
四〇八	一	四〇八	四〇八
四〇九	一	四〇九	四〇九
四一〇	一	四一〇	四一〇



↑ 安房郡天津町清澄
浅間山の原生林

→ 安房郡天津町天津
東大演習林事務所内
中熱帯植物の見本園

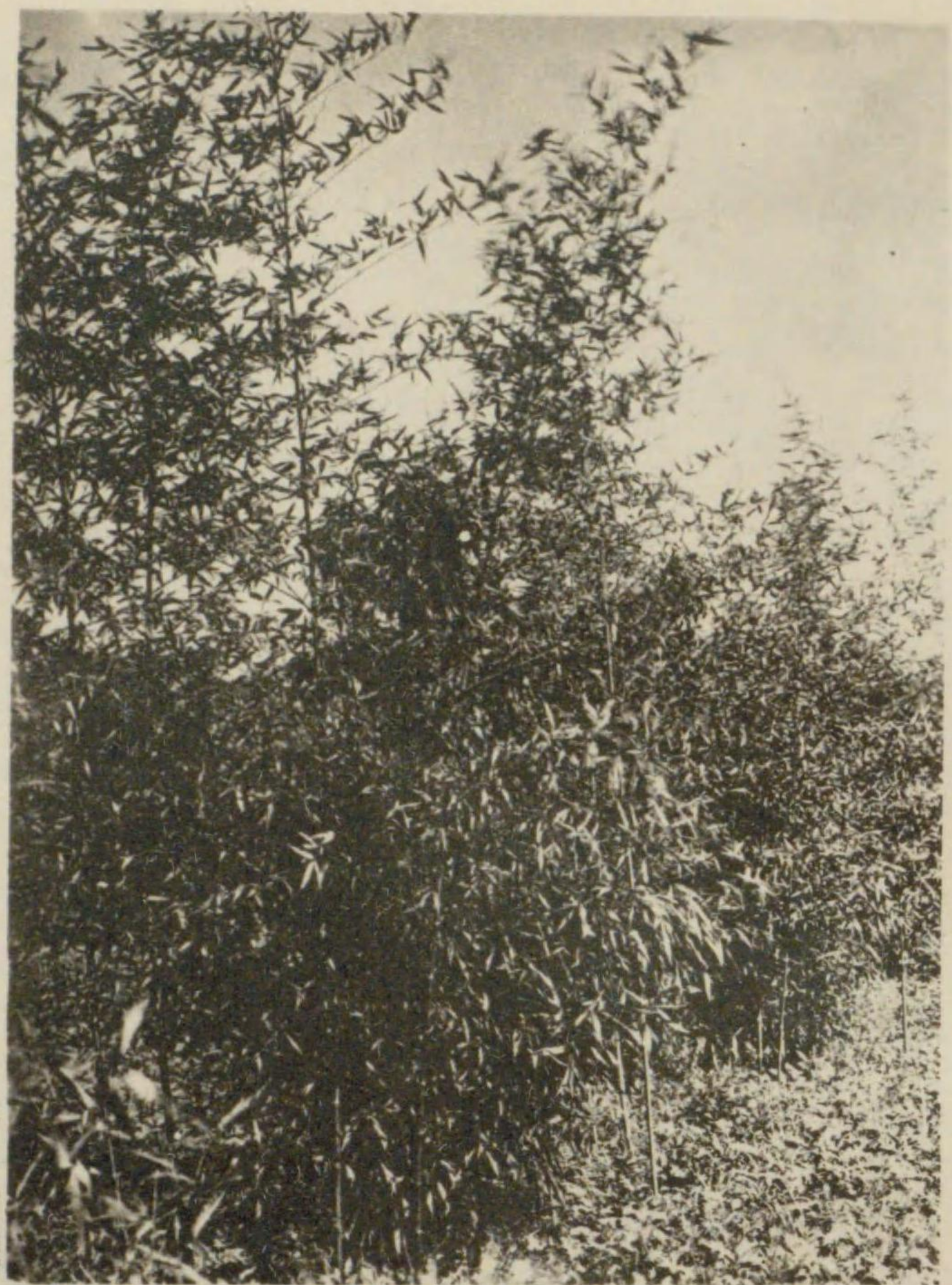




↑
君津郡湊町所在
鬼泪山模範林



全 →
杉 模範林内
林 (二十七年生)

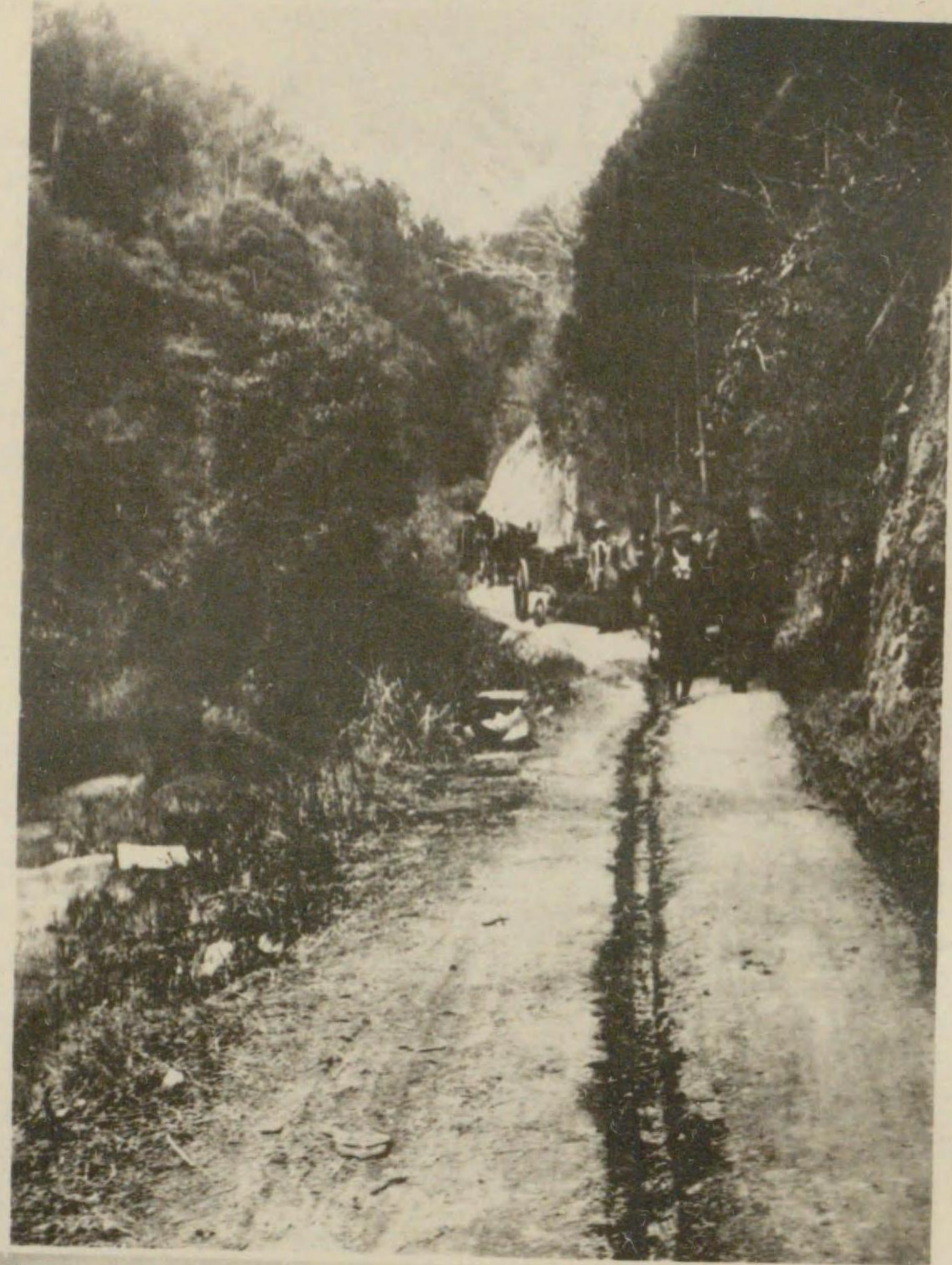


→ 御成婚記念模範竹林
印旛郡遠山村駒之頭
昭和三年三月植付
全 五年八月撮影(三年目)



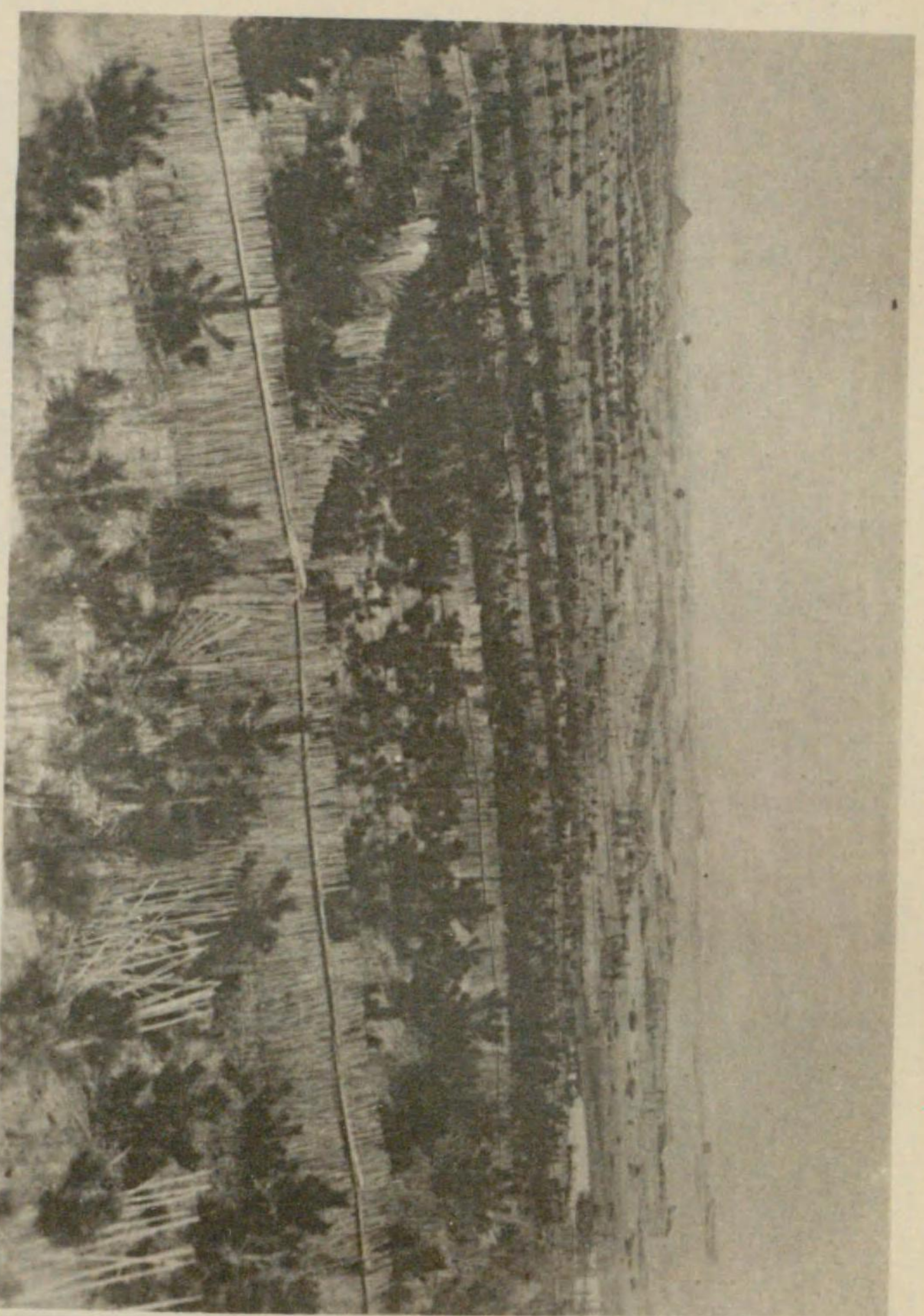
← 全
王竹林
昭和十年六月撮影

→ 安房郡北三原村
北三原土工森林組合地区内
林業共同施設事業として開
設したる林道



山武郡睦岡村壙谷地先
杉挿木造林地に於ける匡救
施設事業として開設したる
林道 ↓

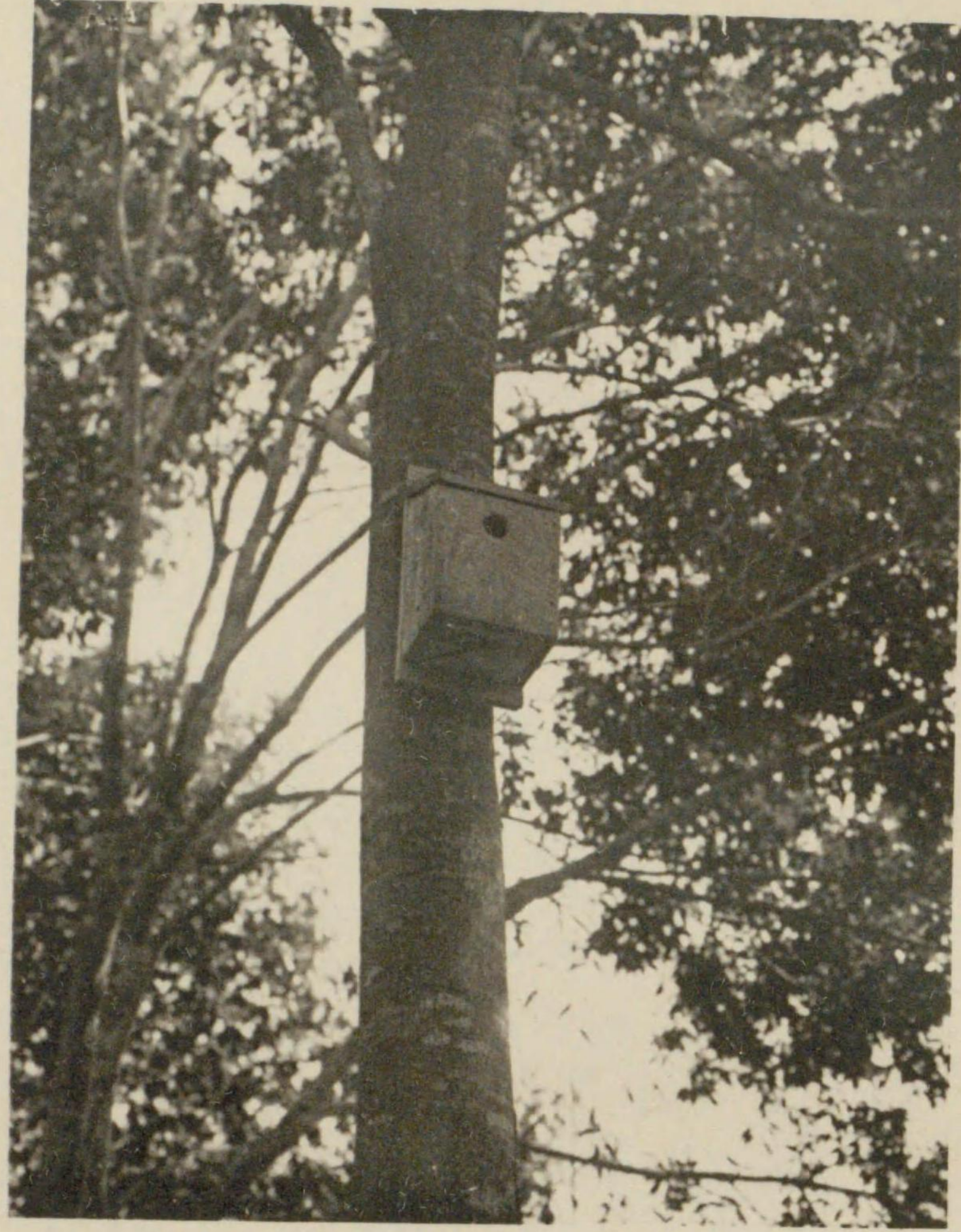




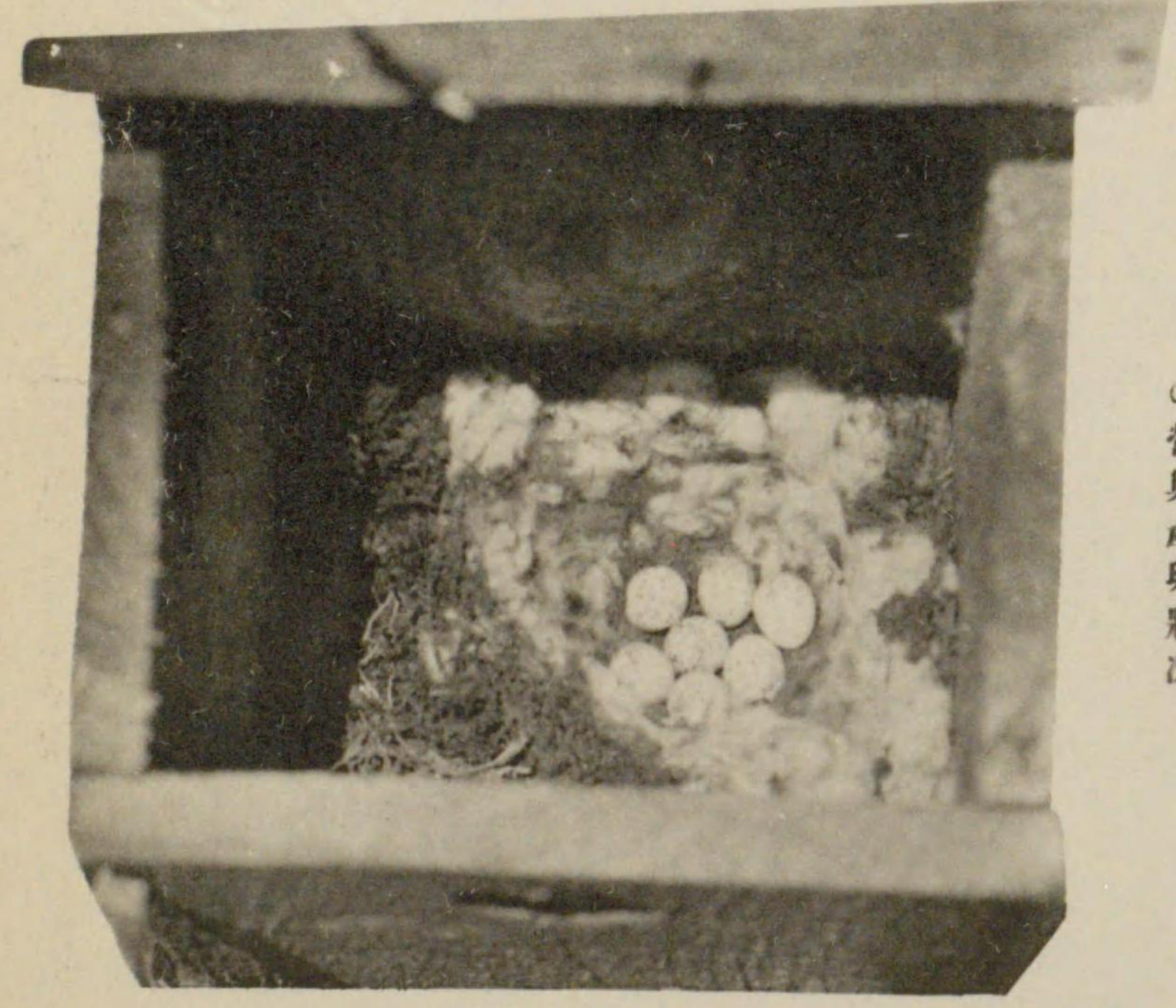
↑
四邊郡白濱村木戸地先
海岸砂防造林地
(昭和七年度着手)



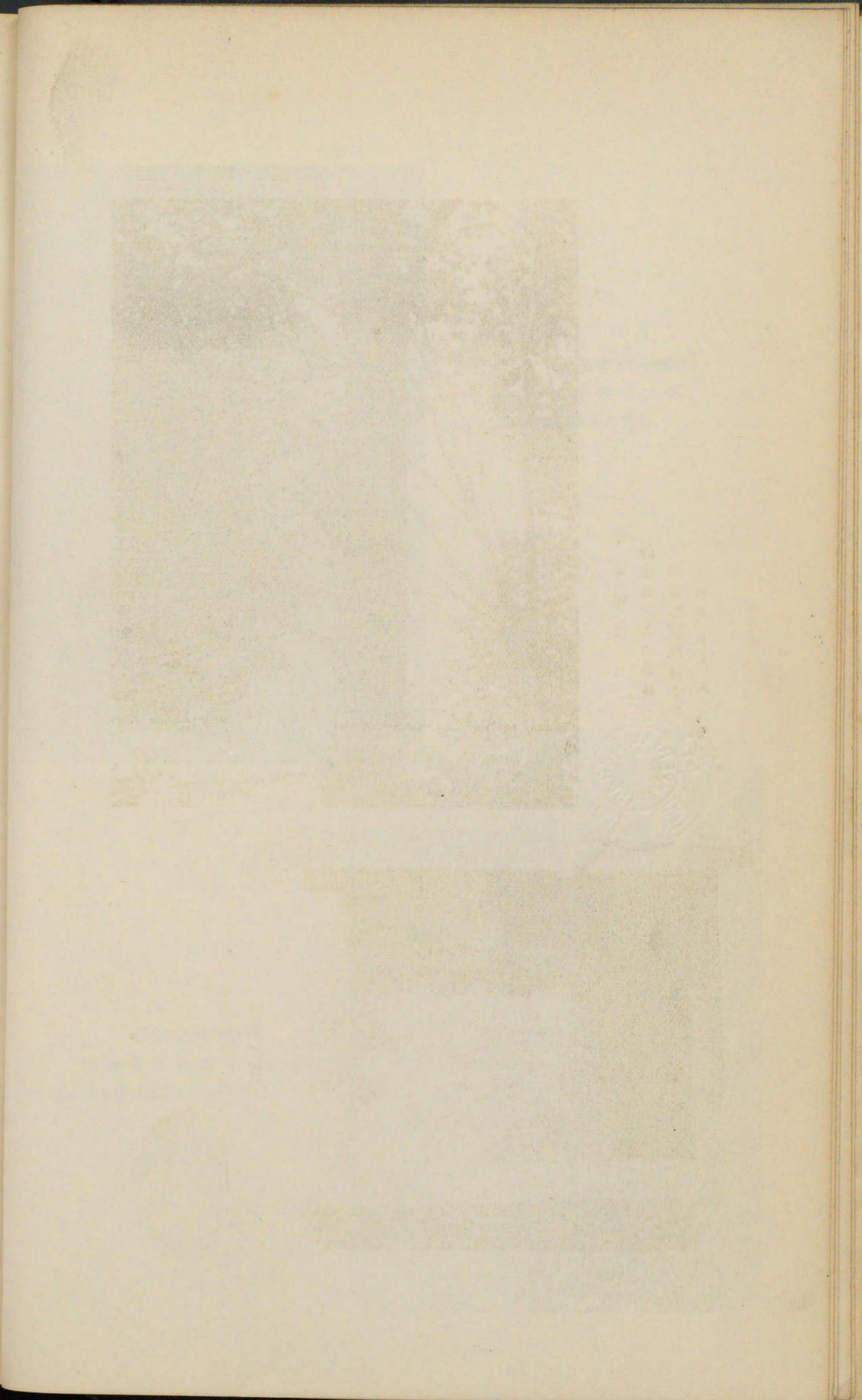
海上郡矢箱村西足流地先
海岸砂防造林地
(昭和七年度着手)
↑

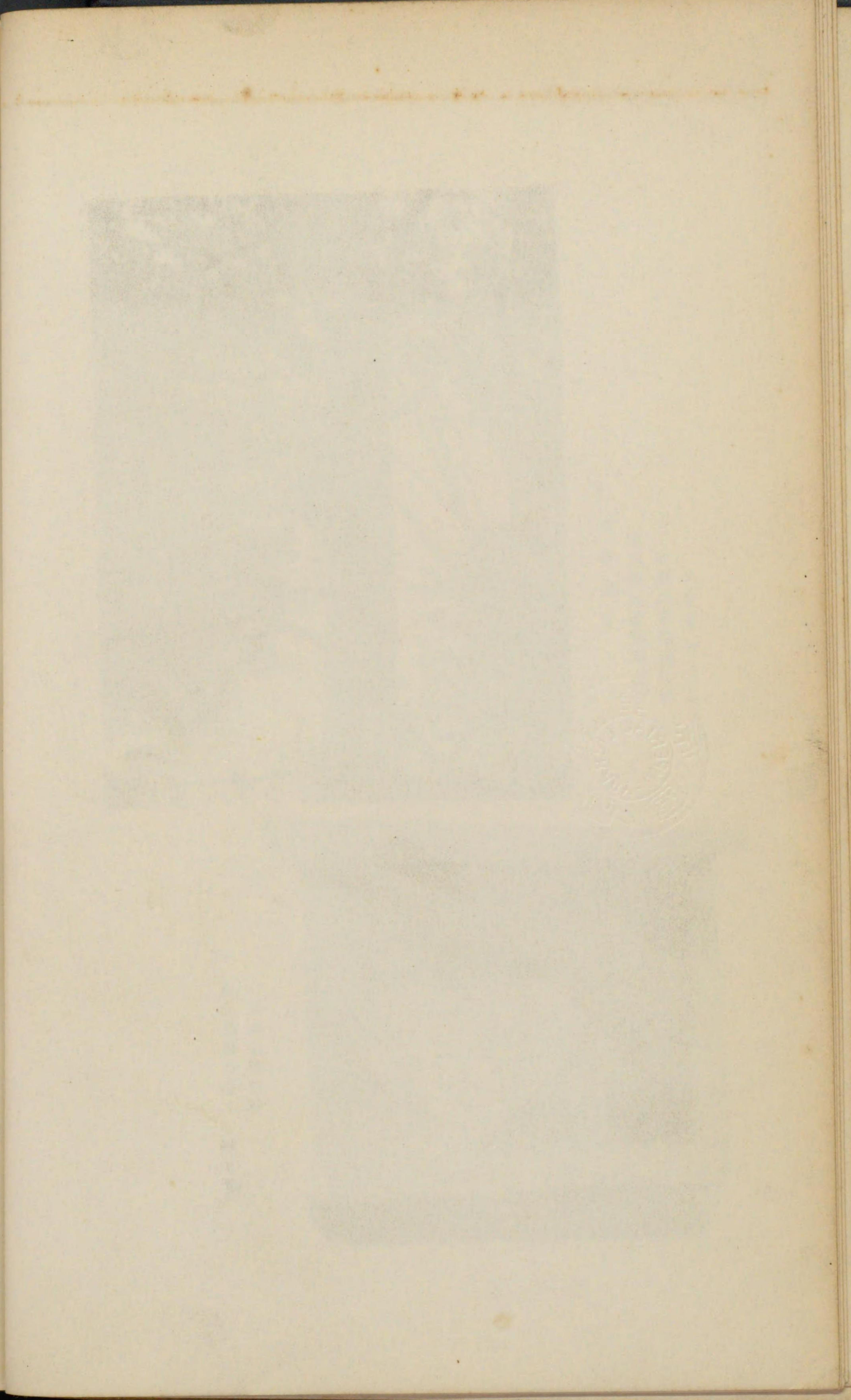
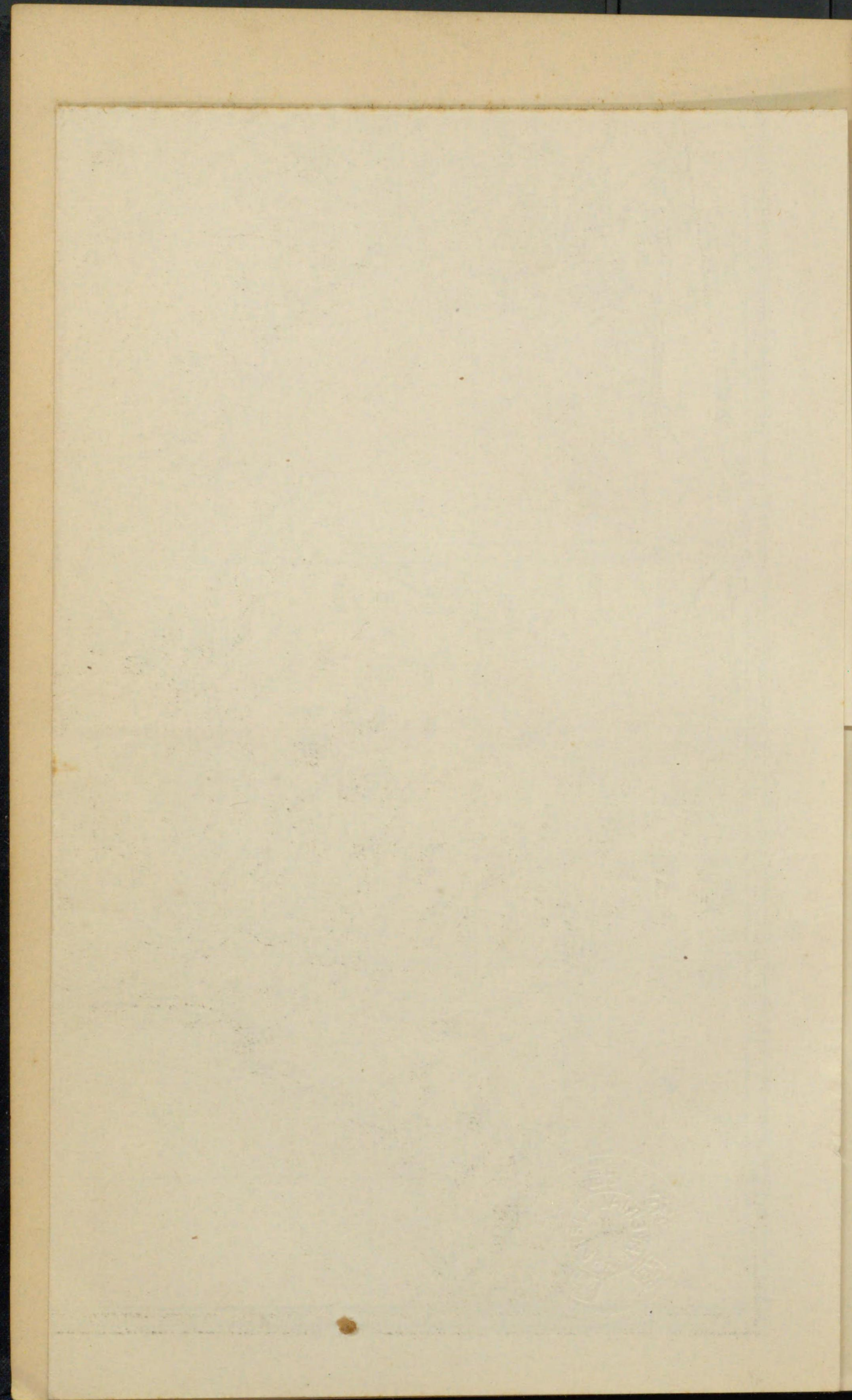


→ 巢箱懸設
御成婚記念模範林
印旛郡富里村十倉
村廻羊舎協(白壁)




← 全上巢箱に於ける四十雀
の営巢産卵状況






千葉縣管内全圖



昭和六年東京灣要塞司令部地乙第一二九號許可濟



昭和六年東京灣要塞司令部地乙第一二九號許可濟

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

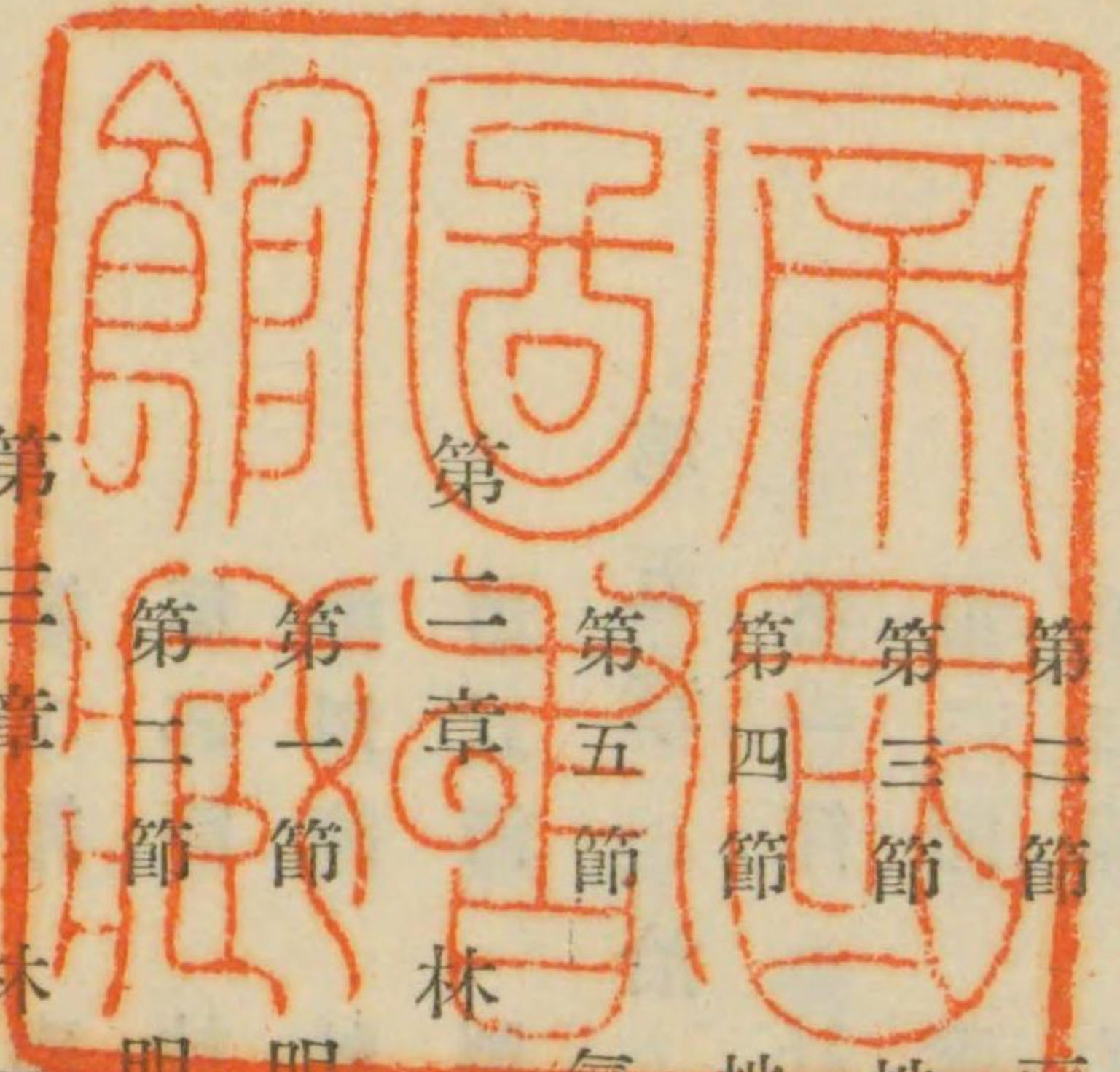
五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

五十分
四十分
三十分
二十分
十分
三十五分

千葉縣の林業

目次

第一章	概	一
第一節	序	一
第二節	面積	一
第三節	地勢	二
第四節	地質	四
第五節	氣候	七
第二章	林政の沿革	七
第一節	明治以前の林政	七
第二節	明治以後の林政	一〇
第三章	林野の現況	二二
第一節	林野面積	二二
第二節	林況	二四
第三節	造林	二六



第四節	伐採	二七
第四章	林產物	二八
第一節	主產物	二八
第二節	副產物	四〇
第三節	林產物雜類	四八
第四節	林產關係品	五二
第五節	製材及規格	七六
第五章	治水事業	八二
第一節	計畫及實施	八二
第二節	調查及其處分	八四
第三節	治水事業の實行	八九
第六章	保安林	九二
第一節	保安林	九二
第二節	地方森林會	九九
第三節	森林開墾の制限禁止	一〇二
第四節	標柱建設	一〇三
第五節	保安林監視	一〇五

第七章	公有及社寺有林	一〇六
第一節	公有林野面積	一〇六
第二節	公有林野整理	一二三
第三節	社寺有林野の施業	一五〇
第八章	私有林	一五一
第一節	私有林野ノ概況	一五一
第二節	森林組合	一五八
第三節	特殊林業事例	一六〇
第九章	獎勵及補助	一九八
第一節	公有林野造林獎勵	一九八
第二節	荒廢地復舊費補助	一九九
第三節	樹苗養成獎勵	二〇一
第四節	竹林造成獎勵	二〇二
第五節	造林獎勵	二〇三
第六節	油桐増殖獎勵	二〇四
第七節	林業共同施設獎勵	二〇六
第十章	時局匡救事業	二〇九

第一節 林道及木炭倉庫……………二〇九

第二節 荒廢林地復舊事業……………二二四

第三節 炭竈構築助成……………二二七

第四節 災害施設事業……………二三五

第十一章 森林保護取締……………二四〇

第一節 病蟲害驅除豫防……………二四〇

第二節 御獵場、獵區及狩獵……………二四八

第三節 林野取締……………二五四

第十二章 林産物の移出入……………二五六

第一節 木材需給狀況……………二五六

第二節 樹苗需給狀況……………二五七

第三節 薪炭需給狀況……………二五八

第十三章 林業金融……………二六〇

第一節 特別融通資金……………二六〇

第二節 森林抵當貸付……………二六二

第十四章 森林租稅……………二六八

第一節 林地價及租稅……………二六八

第二節 造林地免租……………二七〇

第十五章 森林教育及林業講習……………二七一

第一節 森林教育……………二七一

第二節 林業講習……………二七二

第十六章 縣有林の經營……………二七四

第一節 模範林……………二七四

第二節 御成婚記念模範林……………三〇二

第三節 御大婚二十五年記念模範林……………三四七

第四節 御大婚記念模範林……………三八〇

第五節 魚附海岸砂防造林……………三九一

附 録

一、各種林業団体……………一

(一) 千葉縣山林會……………一

(二) 千葉縣木炭同業組合聯合會……………二

(三) 千葉縣木竹材組合……………三

(四) 千葉縣竹林組合聯合會……………四

(五) 千葉縣種苗組合聯合會……………四

(六) 千葉縣森林組合聯合會……………五

二、御料林の施業概況……………五

三、國有林の施業概況……………七

四、東大演習林の施業概況……………一三

五、史蹟、名勝、天然記念物……………一八

六、縣立公園……………二三

第一章 概 說

第一節 序 說

本縣は安房、上總及下總の大部に亘り所謂房總半島より成り、帝都の東方に當り東西に狭く、南北に長く、遠く外洋に突出し、東西二方は外房沿岸及九十九里濱を以て太平洋に臨み、西方の一部は東京灣を挾んで神奈川縣に對峙し、一部は江戸川を隔て、東京市及埼玉縣に接し、北は利根川の巨流を限りて茨城縣に境す。外洋内灣共に船舶の便多く利根、江戸の二大河は汽船日夜運行し養老、小櫃、小湊、夷隅の諸川も亦流路の半以上舟筏を通ず。

鐵道は總武本線を初めこし房總循環線、東金線、常磐線、成田線、久留里線、木原線の七省線延長五百軒、私設鐵道總武、流山、銚子、小湊、成田、南總、九十九里の八線延長百七十五軒、京成、成田の二電氣軌道延長八十七軒九を有し、管内殆んど環狀縱横に貫通し、其の間を點綴するに自動車道を以てし、山間幽谷も能く車馬を通ず、各種林産物の搬出爲めに至大の利便を得、林利の増進に寄與する處尠からず。

昭和七年十月一日現在に於ける現住總人口百四十五万六千七十一人にして世帯數二十七万八千八百八十二戸、密度は一平方軒に付二八六八強なり。

第二節 面 積

本縣の境域は東徑百三十九度四十五分より全百四十度五十三分、北緯三十六度六分より全三十四度五十五分の間在りて東西凡二十四里、南北凡三十二里、面積三百二十九方里を有し、全國一道四十六府縣中第二十七位に當る。之を三市十二郡三百三十五ヶ町村に分割せらる。其の郡市別、種目別面積左の如し。

690-69

郡市別	田	畑	宅地	塩田	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	計
安房郡	九、一五六、六	四、六一〇、八	一、五八一、〇	—	〇	一、三三七、〇	一、四七九、〇	三、六〇〇、八	三九、六	三三、八四四、八
夷隅郡	七、三六七、三	三、四四七、一	一、一六四、八	—	—	一、一九三、二	—	四、五九三、一	四三、八	二七、九二二、八
君津郡	一、三、二七、二	五、四三七、〇	一、八〇四、四	—	—	二、〇八六、二	一、三三、八	二、三九二、二	二二、四	四三、八三六、二
長生郡	九、一五〇、〇	五、六二六、二	一、三六五、七	〇	—	八、一九八、一	—	一、二四三、二	七三、四	二五、六六八、八
山武郡	一、二、三五五、三	九、五五三、五	一、八五六、九	—	—	二〇、八	—	五、一六、五	一九、九	三三、三六、五
市原郡	七、四七〇、四	四、四四〇、七	九、六九五	—	—	一〇、六七四、三	—	三、四九〇、〇	一七五、三	二七、一七四、一
千葉郡	三、五七七、一	七、四二二、一	八、八九一	—	—	八、五	—	二、九四、八	六〇、五	二〇、三八一、〇
東葛飾郡	八、七七、二	一、二、一、一	一、九九二、三	—	—	一〇、七〇八、二	—	一、七六、七	二二、八	三三、八八六、九
印旛郡	一〇、四四、七	一、三、九、八、一	一、七九、五	—	—	四三、七	—	二、五〇、三	三三、四	四八、五七四、五
香取郡	一、六、四九、三	八、七六〇、九	一、七三、五	—	—	二〇六、八	—	一、八七、四	三、四、一	四二、八一八、八
海上郡	三、一、六五、四	三、四六、六	五、七、一、五	—	—	七、一	—	一、六二、二	七、九	九、九五四、〇
匝瑳郡	四、一九七、四	三、三、五、八	五、五八、〇	—	—	一一、七	—	三、六九、二	四六、三	九、六七四、八
千葉市	一、五、四、〇	三、七九、八	二、八〇、六	—	—	〇、一	—	六、二	〇、五	八七六、〇
銚子市	三〇、五、七	五、三、八、五	三、三、八、九	—	—	二、八	—	二、六、一	八、七	一、四五六、三
銚子市	八三、七	五、四、八、四	三、四、五	—	—	三、二	—	六、四	一、九	一、八一五、六
計	一〇八、五四、三	八三、三九八、六	一七、〇九、二	八、七	一、〇九二、三	一、九、四八、五、六	一、八三、八	二、三、七九〇、一	八七九、五	三三三、〇九七、一

此外に御料地五、九九九町三、國有地二二、七七二町八、無租地二、七二二町六、免租年期地一、三一三町九あるを以て本縣の總地積三十九万五千九百五十七反歩なり。

第三節 地勢

下總及上總の北部は所謂關東平野の一部を形成し、地勢平夷にして僅に小丘、臺地の起伏するものあるに過ぎず、都、栗山

木戸、鹿島の諸川其の間を緩流し、印旛、手賀、和田、長沼等の池沼所々に散在す。而して之より南方に進むに従て土地次第に隆起し、房總の國境に及んで山勢愈々急峻となり、津守、清澄の諸山相連り蜿蜒數里に亘り、南北に向て幾多の支脈を分ち山嶺相重なり、養老、小櫃、小糸、夷隅、一宮の諸川水源を此山系に發し、深狭なる峽谷をなし、右曲左折以て此間を縫流す。支脈の内津守山より分岐し、東南に向て安房郡に入り嶺岡山系を成すものあり、本縣第一の高峰たる愛宕山に迫ひ、更に幾多の支脈を發し、加茂、平久里、丸山、三原の各河川の水源をなす。又木ノ根嶺より分岐し西北に走り内灣に至るものあり鹿野山、鬼泪山は此山系に屬し湊川の水源をなす。今縣下山川、池沼の内重なるものを擧ぐれば次の如し。

山嶽

名	稱	所在	地	海拔高	名	稱	所在	地	海拔高
愛宕	山	安房郡丸村		四〇三、九 ^米	元清	嶺	安房郡東條村		三四三、四 ^米
清澄	山	全郡天津町		三八三、〇	伊豫	ヶ岳	全郡平群村		三三五、二
鹿野	山	君津郡秋元村		三六九、〇	津守	山	全郡大山村		三三〇、〇
淺間	山	安房郡曾呂村		三五九、八	鋸	山	全郡保田町		三二八、四
富尊	山	全郡岩井町		三四八、〇	三石	山	君津郡龜山村		二八一、〇
石尊	山	夷隅郡老川村		三四七、二	愛宕	山	海上郡高神村		七三、六

名	稱	水源	地	延長	名	稱	水源	地	延長
利根川	群馬縣	銚子市	全郡金田村	一三四、〇 ^軒 八五、五	作田川	山武郡日向村	全郡片貝村		二九、五 ^軒
小櫃川	君津郡龜山村				宮川	長生郡水上村	全郡一松村		二六、五

養老川	夷隅郡老川村	市原郡五井町	七四、五	加茂川	安房郡大山村	全郡鴨川町	二五、六
江川	利根川ヨリ分岐	東葛飾郡浦安町	六六、二	大須賀川	香取郡大須賀村	全郡東大戸村	二五、〇
小糸川	君津郡三島村	全郡周西村	五七、〇	山田川	山武郡土氣郷町	千葉郡生濱町	二四、七
夷隅川	夷隅郡上野村	長生郡大東村	五〇、七	香取郡馬町	香取郡府馬町	全郡小見川町	二三、四
栗山川	香取郡栗源村	山武郡上界村	四〇、一	香取郡神代村	香取郡神代村	匝瑳郡共興村	二二、九
鹿島川	千葉郡更科村	印旛郡印旛沼	三二、二	安房郡平群村	安房郡平群村	全郡那古町	二一、四
木戸川	山武郡千代田村	全郡綠海村	三五、四	千葉郡譽田村	千葉郡譽田村	千葉市	一八、九
湊川	君津郡豊岡村	全郡湊町	三〇、五	安房郡丸村	安房郡丸村	全郡千歳村	一六、三
南白龜川	山武郡大網町	長生郡南白龜村	三〇、七	原山川	安房郡北三原村	全郡南三原村	一四、〇

池沼

印旛沼	印旛郡	三、六四四	宮川沼	匝瑳郡東陽村	五三
手賀沼	東葛飾郡	八六六	下沼	匝瑳郡共和村	三八
柴崎沼	東葛飾郡我孫子町	六二	長沼	印旛郡豊住村	二五
和田沼	東葛飾郡富勢村	六〇			

第四節 地質

本縣の地質は其時代比較的新しく第四紀層大部分を占め、第三紀層之に次げり、其分布の状況を見るに下總及上總の西北半部は供積層より成り土質植實壤土又は埴土にして表土深きも理學的性質良好ならず。安房及上總の東南半部は第三紀層に屬する粘板岩及砂岩より成り其分解より生ずる土壤は多くは埴質にして表土淺く基岩の露出せるもの少なからず。第四紀沖積層に

屬するもの、内利根、江戸其他の河川、池沼の沿岸地は壤土又は砂質壤土にして地味良好なるも沿海部は多く砂土にして地味瘠悪なり、此外下總の内銚子附近及安房郡の内嶺岡山系の各所には古生層及火山岩露出し、蛇紋岩又は安山岩質凝灰岩及其集塊岩より成るものありて土壤は壤土又は埴質礫土にして地味比較的良好なり。

以下往時に於ける地質上の變動及大正震災に於ける地變を述べん。
一、往時に於ける地質上の變化

房總の沿岸地方は地質の變動に因り土地の隆起又は陥落せる所少からず、東海岸に在りては彼の安房郡長尾村根本及富崎村布良の如き文祿以後新田を増加し又白濱村野島崎も元海中の孤島なりしが今は全く陸地に接續せり、更に北に進めば大海村吉浦、濱波太の道路の西側に十間乃至二十間の斷崖あり、其中腹に大小の礫礫を含める土層ありて中に介族棲息の跡を存じ且斷崖には波濤の侵蝕せる痕跡あり、之往古に於て土地の隆起せしものなることを證するに足る。更に北進して九十九里濱一帯の低地の如き上古瀕海たりしこは山武郡成東町石塚山不動院の縁起に由れば『延曆中僧空海此地に至れば山勢高く聳え白浪其麓に拍る。』とあり、然るに今は此地海を距ること殆ど二里にして此地方一帯に隆起の傾向あり。

之に反して土地陥落の最も著しきは安房郡鴨川町乃至小湊町及海上郡飯岡町乃至銚子市の間とす。鴨川町前原の海濱は海水年々陸地に侵入し市街家屋の海に瀕し移轉するもの多く又全町貝渚より大海村濱波太に至る道路は漸次陥没して止むなく又嶺岡山系に屬する地方の畑地自ら陥落し修治に苦しむ所なりと云ふ。明應七年八月地震津浪の爲小湊町内浦の誕生寺破潰し其後天正十八年、慶長六年、元祿十六年等にも地震津浪あり全地方の災害甚だしく山崩れ海埋まり平地丘を爲したる所あり、誕生寺は海に瀕せるを以て災害に罹り三度其地を移せりと云ふ、舊蓮華潭及妙浦を稱する所は今遙に海中に在り、内浦灣の如きも元市川と稱する一部落なりしが明應年間に陥没して竟に今の港灣を成せりと云ふ。又海上郡高神村名洗の海上約四町に二小島あり東茅刈島、西茅刈島を稱す、永祿年間までは陸地に接續し村民秣草を刈り採りたる所なりと云ひ、名洗の西方三崎の往時の墓地は今の海上數十町の所にありきと云ふ、高神村以西飯岡町龍王崎に至る海岸は屏風浦を稱し斷崖海に臨みて直立するこ

と數丈今尙崩壞して次第に陸地を浸蝕す、蓋し東海岸は海水深く地勢水中に懸崖を成せるに伊豆大島及近海の震央を距ること遠からざるに依り地震の災害激甚なるに由るべく又銚子半島の浸蝕に對しては巨智部忠承氏の説の如く火山力の變動にて陸地の陷落せるも亦其一因なるべし、要するに銚子半島附近に於ては土地稍陷落の傾向あるもの、如し。

西海岸に在りては東京灣に瀕する平地にして海潮の退きたりて傳ふる所少からず其他石器時代蠻民の介墟にして海を距ること數十町の山間に存在せるあり之れ亦桑滄の變を語るもの云ふべし。

二、大正震災に於ける地變

關東大地震の時には房總半島に斷層を生じ又土地の龜裂を生じたる所甚だ多し、故山崎直方氏の實地踏査の結果によるに房州斷層と稱するもの最も顯著なり、元來房州南部は主として第三紀層より成立し、加茂川地溝と稱する陷落地帯に於ける加茂川は東流して太平洋に注ぐ、此陷落地帯は單に陸上に認めらるゝのみならず遠く海底に延引して海谷を成し、西方に延長して浦賀海峽に終る。其南方に於ては館山灣地溝あり、此地溝に生じたる斷層にして顯著なるものは國府村延命寺山頂の稍平坦なる所に生じたるものにして山下の瀧川に至り、其延長三軒に及ぶ、又宇戸斷層は延命寺斷層の南方に在りて稍傾斜して瀧川を越えて延命寺斷層と交叉するもの、如く、その延長七百米なり、而して瀧川斷層はその形狀多様にして潰裂地帯の好例を呈し斷層崖あり、土壟狀隆起あり、延命寺斷層の北側に平行して發展し延長二軒五に達す。更に地盤の隆起又は沈降せる状態を見るに陸地測量部の沿岸水準測量の結果左の如し。

本縣下に於ては、千葉市〇、一米、木更津〇、三二米、佐貫町〇、九一米の隆起を示し、南に進むに従つて隆起の度を増し、竹岡一、二二米、北條一、五六米、布良二、二米を示し、相濱の漁港は港底を露出するに至れり、更に東海岸に進めば白濱一米三和田〇、八米、小湊〇、五米を示し北進するに従つて減少せり。尙東京の海岸は〇、六米位沈下せることが品川の檢潮儀の記録により明かにせられたり。

第五節 氣候

本縣は東、南及西半の三面海を繞らし半島狀をなすが故に氣候概ね温和にして寒暑に偏せず、殊に沿海部は海洋風の恩恵に浴し寒暑の差少なく積雪の如き珍らしき現象に屬するも北西部は大陸的性狀を帯び寒暑の變化稍々峻烈なり。

全縣内氣溫の配布を見るに全年の平均は外洋面の地方に高く房總の山間部は北總の平野に低し、其示度は約攝氏十六度より十四度の間にあり、全年の最高は八月に著はれ、沿海地方は攝氏三十五度以上に達すること稀なるも北總地方は三十八度に昇ることあり。又全年の最低は一月乃至二月に生じ沿海地方は攝氏零下五度を下ること稀なるも北總地方は零下十度に及ぶことあり。

降水量の配布は安房東海岸より房總の國境山岳地方に最も多く約二千耗に達し、北總地方に進むに従ひ漸減し、東葛飾郡の北東部は最寡にして約千三百耗に過ぎず、又一年中降水量の最多は十月にして最少は十二月なり。

濕度は全年平均約七十五%を示し、最乾期は一月乃至二月にして最濕期は七月なり。風向は十二月乃至二月は北西風、三、四月は北東風、五、六月は南東風、七、八月は偏南風、九月乃至十一月は北東風又は北風となり漸次各季節風に變轉するを常とす。結霜は十一月上旬に始まり四月上旬に終る。

第二章 林政の沿革

第一節 明治以前の林政

縣下兩總及び安房の三國は平安朝の末世より所謂關東武人擧兵の巷となり、鎌倉時代より足利時代に亘り常に兵亂其跡を絶たず、從て森林制度の如き何等記録の存するものなし。降つて徳川時代に迨ひては幾多の譜代大名及び旗本各地に分封せられ

山 林 の 刑 罰	
刑罰の種類詳かならざるも犯罪を發見したるさきは叩き放し等の處分に付したるか如し	立木を盜伐したるものは竊盜として處刑せらるゝは勿論なるも生枝を採取し又山林に危害を加へたる者は山荒しと稱し苦刑に處す
盜伐したるものは其伐採價額を辨償せしむ若し辨償し得ざるさきは入獄せしめ入獄長き巨り改悛の見込なき者又は出獄期に至るも村役人より貰ひ下けを爲さるゝ者は放逐す其他犯罪の輕重に依り苦杖罪等あり	山林に關する刑罰詳かならざるも下草、枯枝、落葉の採取は默許せり
放火、盜伐は重罪とし体刑に處し其他の違反行爲は其の輕重に依り相當處罰せり又御預ヶ山に係るさきは其返還を命ずることあり	料所林を盜伐したるものは罪の輕重に依り重きは獄門に處し其他の盜伐は主犯者は重追放中近放等の區分を付して追放に處し從犯者は料所に處す

第二節 明治以降の林政

維新後廢藩と共に舊時の嚴格なる林制は遽に弛廢し、加ふるに各種事業の勃興に伴ふ木材の需要と交通機關の發達とは相俟て到る所森林の濫伐暴採行はれたるも明治十年頃初めて之が保護、撫育に付種々の施設を行ふに至れり、次で同三十年漸く森林法、國有林野法、其他森林に關す各種法規並施設完備するに至れり。今本縣に於ける明治初年以降林政に關する施設を見るに左の如し。

(一) 林野の地籍に關すること

明治七年九月三日付第三四六號を以て戸長及び區長に布令し、各村私有山林の反別取調方を命せり、之れ民有林の地籍調査の發端にして官林は明治九年三月官林調査假條例制定せられ之に依り調査の上臺帳を調製せり、其の後十三年一月甲第四號を以て民有林野の地租改正に關する實查方並耕地、宅地と同様地圖地引帳及び一筆限調製差出方を達せり、之れ民有林野に關する土地臺帳及び圖面の起原なり。

(二) 官林に關すること

國有林野は初め縣の主管に屬せしが明治二十二年閣令第二四號及び三十一年一月訓令第二號に依り林區署に引繼ぐこととなり、本縣も明治二十二年十月及び三十一年二月の兩度に之を東京大林區署に引繼をなせり、從て引繼以前に在りては縣専ら之が保護、經營に當り之に關する施設亦少なからず。

(イ) 官林植付けのこと、國有林野は國有財産として將又國土保安の關係に於て或は植栽を行ひ又は伐採を停止する等漸次其施業に意を用うるに至り明治八年七月五日付乙第一〇六號を以て官林の伐跡及び官有地中植林に適し運搬便利なる所には植栽を行ふ爲之が適地調査を下達せり、之れ官林に對する造林事業施行の起原なり當時植栽樹種としては槻、楠(クス)、小檜、櫟(イチイガシ)を第一とし次に檜、松、杉、榎等を指定せり。

次で明治十一年部分林仕付條例發布せらるゝや本縣亦之に關し同年三月三十日乙第八三號を以て區長、戸長に達して曰く森林の經國に緊要なるは勿論に候處近來工事進歩土木多端の折柄木材の需用日一日相増候に付ては植樹の儀は最も方今の急務に有之然るに偶々種植に志あるも所有地無きが爲め着手し得ざる者有之哉に相聞候に付今般部分林仕付條例内務省甲第四七號を以て頒布相成就ては官に於て差支なき官有地にして他に支障無之ものは實際調査の上地所可貸渡候條人民に於て木種を植挿せん爲地所拜借せんを欲するものは所在の町村へ遂協議然して可致出願其町村に於ては無謂故障候様の儀有之候ては不都合に付右等の弊を去り前條布達の旨趣を遵守し國益を永遠に圖り候様一般人民へ懇篤諭達可致此旨相達候事。

之れ本縣に於ける部分林の濫傷にして其後明治三十二年國有林野法制定せらるゝに及び一層部分林を増し現在其面積一千五百餘町歩に上れり。

(ロ) 官林保護のこと、置縣當時國有林の保護は戸長區長之に當り次で主要なる箇所には官林監守人(後に官林巡邏を改稱)を配置せるも當時仍ほ其保護充分ならず火災其他の被害尠なからざるを以て明治十一年三月十五日乙第六八號を以

て官林の隣接地に火入を爲す場合は必ず官林監守人に申報せしめ又官林に出入する入林鑑札を携帯せしむる旨示達せり次で同十六年二月乙第二五號を以て隣接地の火入取締に付再び布令を發せり。

(ハ) 官林產物拂下げのこゝ、官林の保護に付ては以上の如く嚴重なる取締を勵行したるも一面地元に対する從來の縁故は充分之を尊重し其產物の採取、拂下の如きも多くは地元へ特賣の形式を採り而して產物の處分に付ては明治十七年甲第一〇八號を以て官有地拜借其他出願順序の件を定め願出の手續を示し次で同十九年縣令第二五號を以て之が改正を行ひ副產物拂下出願には二人以上の保證人を立て從來の慣行に依るものは其慣行を詳記せしむること、せり。

(三) 保安林に關すること、

森林の國土國民に對する保安的効果に付ては古來爲政者の常に留意を怠らざる所にして本縣に於ても明治十一年五月八日達して曰く

山林の儀は建築工作薪炭等の利用あるのみならず氣候の調和、水源涵養、土砂扞止の功あるを以て右等の要區に係る官林に於ては既に取締相立斫伐禁止相成候處民林と雖國土保安に係る箇所取締の方法立たざるを得ず抑々建築、工作、薪炭等は人生一日も缺く可からざる品々なり然りも雖猶或は之を他に求め得べし假令材料不足にして不利不便なるも猶巨害なかるべし若し夫れ氣候不順、水源涸渴、土砂流失等の凶事陸續起るが如き事ありては田圃を害し菓穀を戕し加之疾疫發生し終に國力の盛衰に關係し其の巨害擧て謂ふべからず實以て難捨置急務に付前條水源涵養、土砂扞止及び氣候調和に係る森林民有の箇所永遠保護取締の方法實地適宜の見込相立來る二十五日限り無遅延可申出此旨内達及び候事。

之れ現在民有保安林の起原にして次で同十五年二月二十八日乙第三三號達を以て前同様保安林關係箇所の再調を行はしむるご共に甲第二三號を以て保安上重要箇所伐採は總て三ヶ月前に願出を爲さしめたり。

其の後明治二十年十一月十九日第二二九號を以て前述の箇所に就き更に精密調査の上報告すべき旨訓令を發せり當時保安林の種類として列記せられたるものは

- 一、水源涵養に關するもの
- 一、土砂扞止に關するもの
- 一、積雪止に關するもの
- 一、風潮除に關するもの
- 一、風致裝飾に關するもの
- 一、魚付場に關するもの
- 一、廻船漁舟の目標に關するもの
- 一、名所舊跡に關するもの
- 一、國、都、村、市境界に關するもの

にして本調査に依り所謂伐採停止林なるもの設定せられ、次で舊森林法の制定せらるゝに當り之が施行準備として明治三十年十二月十三日告示第一七九號及び同三十一年一月十九日告示第六號を以て森林法施行後同法第三十條に依り引續き保安林の取扱を受くべき伐採停止林、禁伐林及び風致林を布告し茲に初めて森林法上の保安林となれり。

其他舊森林法に基く林野の開墾及び保安林編入解除に付ては明治三十一年五月十八日縣令第二三號及び第二十四號を以て其の手續を發布し次で現行森林法の發布に伴ひ縣亦同四十二年十一月縣令第七十一號を以て森林法施行細則を定め昭和二年十月縣令第七十號を以て改正し以て今日に及べり。

(四) 造林獎勵に關すること、

本縣に於ける民間造林事業の獎勵は明治六年水揚木の植栽獎勵を以て嚆矢とす、同年七月二日付山縣陸軍卿の名を以て達して曰く

當省造兵司に於て水揚木必要の儀有之候間其縣管内村落の内障得無之して將來繁植の目途有之土地は總て挿付取計可申立

爲其別紙方法並買揚定價書を以て相達候條此旨可相心得事

爾後縣に於ても本樹の増殖及び調査に付再三示達をなし之が造林を奨励せり。

明治十五年十一月八日第二二二號を以て新に開墾せられたる地方に對し植樹用柵苗木の無代交付の制を布けり、之れ本縣に於ける苗木交付の濫賜にして其の後同四十年政府の特殊樹種増殖の奨励を開始するや、本縣も亦其の主旨に従ひ同四十、四十一の兩年度に亘り樟模範林を設置し次て同四十二年八月樹苗交付規程を制定し、櫛、樺、栗、樟苗木の無代配布を開始せり、爾來大正二年七月本規程を廢止するに至る迄交付したる苗木數は實に四十一萬七千餘本に上り本縣特殊樹種の増殖上貢獻する所尠なしとせず。今毎年度に於ける交付本數を擧ぐれば左の如し。

年 度	櫛	樺	栗	樟	計	備 考
明治四二	二〇、九六〇 <small>本</small>	二〇、六五〇 <small>本</small>	二九、三六五 <small>本</small>	二三、九九五 <small>本</small>	九四、九七〇 <small>本</small>	郡別交付本數歩合(%)
明治四三	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	七九、〇〇〇	安房四三、夷隅一七、
明治四四	五五、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、五〇〇	一三、〇〇〇	一〇四、五〇〇	君津一二、香取九、
大正元	五五、六〇〇	一四、五五二	一八、九七五	—	八八、一五六	市原、東葛飾、印旛各
大正三	—	一九、六三〇	三二、一五〇	—	五〇、七八〇	五、山武、海上各一、
計	一三九、五五〇	一〇一、八八一	一四〇、〇一〇	四五、九一五	四一七、三四六	其ノ他二

本邦産漆器は其の名聲夙に海外に轟き我が輸出品中主要なる地位を占めたるも明治三十年頃及び漸次之が原料たる漆液の不足を告ぐるに至り國産奨励上遺憾なからざるを以て縣は同三十三年五月十四日甲第五一號を以て左記訓令を發せり。

本邦漆器の聲譽は夙に海外に傳はり現今貿易輸出品中重要なる地位を占む而して漆器製造の業は今後益々盛大ならんとして之が原料たる漆液の需要は益々多からんとす然して我邦維新以來漆樹栽培の業大に衰へ漆液の産額年を追て減じ今や之を外國に仰ぎ輸入漆液は著しく増加せんに至り斯くの如くにして顧みずんば終に我國漆器業の衰頽を來たすや必せり

本縣土地廣くして地味又漆樹の栽培に適するもの多し宜しく其の方法を講じ漆樹の栽培保護を奨励し以て國益を増進せんことを努むべし。

又本縣は地形上海岸線長く漁業は各種産業中主要の地位を占め其の消長は延て縣の盛衰に影響する所少なからざるを以て縣は夙に海岸魚付林の保護及び植栽の奨励に努めたり。之を事蹟に徴するに明治十三年十月四日郡甲第一三一號を以て達して曰く

海邊樹木の儀は狂風怒濤を防禦し人家田圃を擁護するは勿論殊に水産の爲め緊要の事にして其益々洪大なるは言を俟たず然り而して輒近其の樹木を伐採せしより漁業に差響たる場所少なからず候條右に關する裸禿の箇所至急取調云々

とあり、爾來之れ等海岸林の保護に付ては常に留意を怠らず雖未だ充分ならざるを以て遂に明治四十一年九月縣は造林補助規程を制定し魚付林の造成を爲す者に對し一町歩金二十五圓以内の補助金を交付し積極的に之が造林を勸奨せり而して大正二年本規程を廢止するに至る迄の成績左の如し。

年 度	植 栽 面 積	樹 種	數	量	補 助 金 額	備 考
明治四一	一一、〇八六 <small>平</small>	黒 松	一六三、八九七	五三六、〇〇	郡別植栽歩合(%)	
明治四二	四五、〇八四	黒 松	三五八、九四四	八七五、八三	夷隅三、匝瑛二四、海上三、安房二	
明治四三	五三、四四二	黒 松	四〇三、四五八	八八四、〇〇		
明治四四	一一、七九八	黒 松	一〇一、五六五	一四三、〇〇		
大正元	三七、一〇〇	黒 松	三三六、一一三	六九八、〇〇		
計	一六九、〇三三	松	一、三六三、七七九	三、二六、八一		

然るに本縣は海岸線の延長九十六里に達し、其沿岸は砂地遠く連り幅員百間乃至二百間に及び、之等砂地に接續する耕宅地に對し其經營の如何は直に縣下産業の消長に關するを以て更に大正六年海岸林造成奨励規程を復活して昭和七年本規程を廢

止する迄海岸砂防林の促進に努めたり。今其成績を擧ぐれば次の如し。

年 度	造 林 面 積	簣 垣 築 造	茅 植 込 其 他	施 業 經 費	獎 勵 金	關 係 町 村 名
大正 六	八、〇三三〇	一、一七九	九五	一、一五七、〇四八	五三三	安房郡 勝山、健田、
大正 七	一〇、九六二〇	一、六四五	一〇、七〇八	一、八八五、七七六	九九三	湊、太海、西
大正 八	二九、八二二三	一、六八	—	三、八四三、九五	一、九三三	岬、南三原、
大正 九	一六、四三二八	七五五	一、七三	三、一三〇、二六〇	一、八二七	千倉、神戸、
大正 一〇	一五、一〇一七	二、一一五	三、九三四	四、八二八、八九〇	二、九八七	和田、富浦
大正 一一	一〇、八二八六	一、四一八	—	三、一七五、六三〇	一、八二一	夷隅郡 興津、勝浦、
大正 一二	一一、〇九〇〇	二、〇六六	—	三、九〇二、一七四	二、四九四	豊濱、東海
大正 一三	一四、三九〇六	二、九四九	—	五、三三六、九七〇	二、五〇〇	君津郡 大貫、富津、
大正 一四	一六、〇三二八	四、一〇八	—	六、六四三、二八〇	一、五〇〇	金谷、佐貫、
大正 一五	一一、九一〇三	二、七二四	三、〇五〇	五、五三三、八八〇	一、五〇〇	長生郡 東浪見、一宮、
昭和 一	一五、三四二五	四、四七四	一、四八〇	七、四九六、六六〇	一、五〇〇	大東
昭和 二	一七、三三九	三、七三	三、七三	六、二二六、九七〇	一、〇〇〇	山武郡 緑海
昭和 三	七、八九三	三、二九二	—	四、八一七、七一〇	一、〇〇〇	千葉郡 幕張
昭和 四	七、四九三	三、四一〇	一五〇	二、九七一、四三〇	八五〇	海上郡 飯岡、高神
昭和 五	七、四九三	三、一五〇	—	二、四二五、九三〇	七六五	匝瑳郡 野田、共興、
昭和 六	七、四九三	三、一五〇	—	二、四二五、九三〇	七六五	榮
計	一〇一、一三三二	三七、五五六	三三、四八九	六三、三三四、四三三	三三、三三三	計 三十ヶ町村

即ち前後二回に亘る海岸林の成績は造林面積三百六十八町二反五畝二十四歩、補助金二万六千三百四十七圓八十二錢に達し

海岸に於ける飛砂、潮風害防止及魚附保安林の完備を期したり。

其他明治三十年には訓令第二十二號を以て町村立小學校樹栽規程を制定し、愛林思想の漸養を學校經濟の向上を圖れり。斯の如く從來民有林野の造林に付ては時運に應じ、各適切なる獎勵方法を講じ來れるも、近時に於ける國運の發展と縣下林野の現狀とに鑑みれば林業上施設を要するもの益々多きを加へたるを以て、明治四十三年縣令第六九號を以て公有林野造林補助規程を制定し、以來數度之が改廢を行ひ、大正十五年告示第七十號を以て現行の公有林野造林獎勵規程を發布し、又大正七年縣令第六十五號を以て荒廢地復舊費補助規程を、大正八年告示第五十五號を以て竹林造成獎勵規程を、大正九年告示第一百十九號を以て樹苗養成獎勵規程を、昭和四年告示第二十八號を以て造林獎勵規程を制定し、以て縣下林業の改良進歩に努めたり。

(五) 林野の保護に關すること、

縣は明治八年三月二十四日甲第五十二號を以て林野の火災に付布達して曰く、

地方により火入杯を唱へ茅野、秣場等肥饒の爲め枯草を燃し候儀有之右より火勢蔓延官私山林へ燒込候に付右火入の節取締方の儀明治七年三月内務省甲第三號を以て御達相成其節及布達置候處近來取締方等閑にも有之候哉往々野火の爲め官林及び延燒候段届出有之云々

之れ民有林野に對する火入取締の濫觴にして次で同十四年九月甲第九一號及び乙第一四五號を以て更に之に關する布達をなし、同二十一年には縣令第一三一號を以て山野火入取締規則を制定し之を取締の勵行を期せり、其後同三十一年舊森林法の發布せらるゝに當り縣は同年六月訓令第六〇號を以て森林法に關する警察官執務心得を制定し林産物に使用する記號印章の取扱及び火入に關する取締等を規定せり。

然るに當時仍ほ林野の火災頻出し之が損害少なからざるを以て明治三十七年十二月縣諭告第五號を發し林野の火災豫防に付警告をなし同時に訓令第六九號を以て之を取締に付左の示達をなせり、

今般林野に對し火入及び野火防備の件諭告第五號發布したるに付其の取締上左記の事項は極めて重要なものたるを以て局に當るものは右に基き銳意適切の施設を爲し以て該諭告の趣旨を透徹するに努むべし。

- 一、警察官吏は火入及び野火の取締を勵行すること
- 二、過失疎慮の爲め野火を惹起せしめざる様充分注意すること
- 三、被害の虞ある町村に對し林野消防方法を設けしむること
- 四、造林地に防火線の設備を完全ならしむること
- 五、造林地の手入、刈拂を實行せしむること
- 六、天然更新を爲し得べき林野に對し火入の禁止を勸誘すること
- 七、萬己むを得ずして火入を爲すときは相當の防火設備を爲さしむること

次で明治四十年森林法の改正せらるゝや縣亦之が施行に付同四十二年二月縣令第七一號を以て森林法施行細則を定め林野に關する各種の保護取締事項を規定し以て今日に至れり。

又一般山林の經營及び保護に付ては明治十三年十二月甲第一一〇號を以て左記の諭達を爲し其の濫伐暴採を戒めたり。

山林の儀は水陸生産の殖する所國家經濟上最も忽せにすべからざる所にして一たび其斫伐を愆れば寒暑の序を失ひ水旱の禍を招き之を大にしては全國殖産の道を妨げ之を小にしては一家需用の缺乏を來すは必然の儀に付厚く此意を体認し各自所有の山林在來の材料を愛惜し濫伐野燒の憂を防ぐは勿論漸次閑地に就き樹木植栽等に着手し山林保護の儀一層注意可致
(中略)此旨諭達候也

(六) 森林統計に關すること、

本縣に於ける森林統計は明治十三年六月乙第六七號を以て薪炭の産出、需用並輸出入高の統計を徴したるを以て嚆矢とし同十五年四月乙第六七號を以て毎年度民林の木竹伐採量及び造林箇所、面積を調査報告せしめ、次で同十五年八月乙第一二七

號及び同二十三年訓令第一五五號を以て之が改正を行ひ同二十九年三月訓令第一六號を發し民林種類別面積の統計を徴し、

其後數度に涉り之等規定の改廢を行ひ以て現行の農林統計報告規程に及べり。

(七) 町村有林野及び社寺有林野に關すること、

社寺有林の取締に付ては明治八年三月甲第四六號を以て達して曰く、

社寺境内樹木の儀に付ては猥りに伐採不相成旨昨六年太政官第二三五並七年内務省乙第三四號、同年十二月同省甲第三一號を以て御達相成候得共中には境内有租地に有之ものは私に伐採不苦相心得候者も有之哉に相聞へ甚だ以て不都合の至りに候條右内務省甲第三一號布達の通有租地の分も固より願出指圖可受筈に付心得違無之様尙ほ注意可致此段更に布達候事

之れ本縣に於ける社寺有林監督の起原なり又町村有林野に付ては明治二十六年四月訓令第四〇號を以て初めて之が箇所、面積を調査せしめ其の後同三十一年舊森林法の制定並四十年現行森林法の發布に依り其の監督及び指導の方法定められ、縣亦森林法施行細則を制定し之が管理施業に付指導監督の任に當れり。

然るに由來公有林野は其の管理經營充分ならず、林地の荒廢極度に達したるもの多く國土保安上重大なる關係あるを以て政府は明治四十三年公有林野造林獎勵規則を發布し入會整理、共同使用廢止、部落有林野統一、管理區分並造林事業の促進を期せるを以て本縣も亦之に關する特設吏員を設置し又は造林費を補助し或は整理に付獎勵金を交付する等専ら之が整理造林の進捗を圖れり。

(八) 震災荒廢林地復舊に關すること、

大正十二年九月一日突發せる關東大震災は縣下の人畜、家屋、農耕地に多大の慘害を及ぼす共林にも尠からざる被害を與へたり、而して其面積は當時の調査に依れば約百町歩に上り、其内施工を要するもの八十町歩、此復舊費十二万圓を豫定し其六分の五を國庫補助に依り、六分の一を縣費負擔する全額補助とし、別に縣費支出に依る調査設計旅費を加へ總經

費十二万五千百圓を以て大正十二年度より全十八年度に至る七ケ年間に完成の計畫を樹て大正十二、全十三の兩年度は追加豫算に依り工事を施行し來りしが、政府に於て補助交付期間及其支出額を内示せられたるに依り大正十三年通常縣會に於て大正十四年度より全十八年度迄五ケ年繼續年期支出方法を決定し事業を遂行し昭和四年度を以て略々本事業を完了せり。其經費次の如し。

年 度	事業費		費		人件費		費		合計	
	國費	縣負擔額	計	國費	縣負擔額	計	國費	縣負擔額	計	
大正一二	10,000,000	2,000,000	12,000,000	—	291,640	291,640	10,000,000	2,291,640	12,291,640	
大正一三	11,300,000	3,280,000	14,580,000	—	203,640	203,640	11,300,000	3,484,640	14,784,640	
大正一四	16,714,000	3,342,840	20,056,840	—	840,650	840,650	16,714,000	4,183,495	20,897,495	
大正一五	16,694,000	3,349,200	20,043,200	—	698,120	698,120	16,694,000	4,047,320	20,741,320	
昭和元	16,714,000	3,349,200	20,063,200	—	352,770	352,770	16,714,000	3,699,970	20,413,970	
昭和二元	18,375,000	3,366,000	21,741,000	—	281,550	281,550	18,375,000	3,647,550	22,022,550	
昭和三元	9,382,000	1,982,000	11,364,000	—	85,100	85,100	9,382,000	2,067,100	11,449,100	
昭和四	100,179,000	10,973,000	111,152,000	—	3,519,550	3,519,550	100,179,000	14,492,100	114,671,100	
計	111,000,000	23,011,000	134,011,000	—	—	—	111,000,000	23,011,000	134,011,000	

郡別施設概況左の如し。

郡	名	安	房	君	津	市	原	計
大正十二年度	面積							
	經費							
	面積							
	經費							

年 度	事業費		費		人件費		費		合計	
	國費	縣負擔額	計	國費	縣負擔額	計	國費	縣負擔額	計	
大正十三年度	1,613,000	3,777,920	5,390,920	—	117,210	117,210	1,613,000	3,895,130	5,508,130	
大正十四年度	3,610,800	14,319,090	17,929,890	—	2,441,500	2,441,500	3,610,800	16,760,590	20,371,390	
大正十五年度	3,376,000	9,316,130	12,692,130	—	1,072,700	1,072,700	3,376,000	10,388,830	13,764,830	
昭和元年度	6,461,000	9,322,330	15,783,330	—	9,350,500	9,350,500	6,461,000	18,702,830	25,164,330	
昭和二年度	6,313,000	7,388,910	13,701,910	—	8,973,300	8,973,300	6,313,000	14,746,610	21,058,610	
昭和三年度	11,110,000	11,110,000	22,220,000	—	11,110,000	11,110,000	11,110,000	22,220,000	33,330,000	
昭和四年度	11,110,000	11,110,000	22,220,000	—	11,110,000	11,110,000	11,110,000	22,220,000	33,330,000	
計	111,000,000	23,011,000	134,011,000	—	—	—	111,000,000	23,011,000	134,011,000	

而して豫定面積に對する殘地及震災に基因する其後の崩壊地に對しては一般治水事業費の補助を得て地盤保護工事を施行し

第三章 林野の現況

第一節 林野面積

本縣林野の公簿面積は約十七万町歩にして全地積の四割三分を占む、然るに下總方面は平坦地多く開墾容易にして農産物價格の騰貴に伴ひ漸次開墾せられ林野面積の減少を來たすこと少なからざるも一面本縣は地形の關係上風害を受くること多く海岸部又は大耕地の間には防風及飛砂防止の爲林野以外の雜種地、海岸濱地又は畑地等にして現に造林せられ又は既に林相を呈するもの尠からず、又安房、君津地方に於ては地目牧場にして放牧の廢止に依り天然下種又は萌芽に依る松雜林を形成せるもの亦少しとせず、今郡別所有別林野面積を示せば左の如し。

郡別	御料林野			國有林野			民有林野			計
	森林	原野	計	森林	原野	計	森林	原野	計	
安房	1,707.0		1,707.0	57.0		57.0	17,359.5	1,932.2	19,350.2	
夷隅		608.8	608.8	4,181.9		4,181.9	1,394.1	1,669.6	3,134.6	
君津				6.4		6.4	8,731.1	688.3	9,419.4	
長生				3.9		3.9	10,104.1	5,244.5	15,348.6	
山武				112.7		112.7	13,079.9	1,394.1	14,474.0	
山市				3.9		3.9	1,307.9	741.1	2,049.0	
千代田				4.5		4.5	1,014.1	524.5	1,538.6	
計	1,711.0	612.6	2,323.6	178.5	4,191.7	4,370.2	58,515.5	21,071.3	63,886.7	

郡別	御料林野			國有林野			民有林野			計
	森林	原野	計	森林	原野	計	森林	原野	計	
東葛飾	1,111.5		1,111.5				10,435.1	1,637.2	12,072.3	
印旛	376.4		376.4				19,266.4	1,974.5	21,240.9	
香取		79.4	79.4				13,594.4	1,110.0	14,704.4	
海上				40.8		40.8	2,642.8	75.3	2,718.1	
匝瑳				4.7		4.7	1,472.8	295.8	1,768.6	
千代田				16.8		16.8	3,387.7	2.6	3,390.3	
銚子				168.8		168.8	1,461.7	31.1	1,492.8	
計	2,772.8	77.4	2,850.2	231.0	4,191.7	4,422.7	58,515.5	21,071.3	63,886.7	

前表を見るに林野面積十七万餘町歩の内民有林野は其面積十五万八千餘町歩に上り全林野の九割三分を占む、又民有林野中私有林野は其面積十四万二千餘町歩にして全林野の八割三分強、民有林野の九割強を占む。今民有林野の郡市別、所有別面積を示せば次の如し。

郡市別	公有		社寺		私有		計
	立木地	無立木地	立木地	無立木地	立木地	無立木地	
安房	4,425.6	6,976.6	375.3	36.0	4,121.2	5,668.6	19,291.7
夷隅	930.1	10,311.1	336.6	23.2	3,598.4	5,033.2	16,696.3
君津	3,279.1	3,300.1	181.1	1.8	7,921.2	2,540.2	26,841.5
長生	375.9	1,255.6	252.7	13.7	2,664.4	8,731.1	9,419.4
山武	65.6	22.7	5.8		1,936.6	4,940.7	5,244.5
山市	798.7	1,139.9	8.7		2,790.2	6,622.5	7,412.7
千代田	26.3	7.6	2.0		1,333.8	4,442.4	4,385.6
東葛飾	193.3	218.0	130.3	2.0	2,573.0	1,501.0	1,637.2
印旛	427.1	68.2	44.3	8.2	3,839.9	1,859.7	1,974.5
計	14,771.1	26,755.2	1,339.6	79.2	28,333.9	21,861.7	63,886.7

林業上特殊の取扱を爲すものにして苦竹其大部分を占むるの状況なり。

第三節 造林

民有林野の造林状況を観るに昭和八年は造林面積二千七百四十九町歩にして之を既往五箇年平均二千九百七十五町歩に比すれば約一割の減少を示し毎年遞減するの状況なり、之に反して伐採面積は漸次増加を示し近年物價の低落に伴ひ將又農山村の窮乏の結果寧ろ過伐濫伐に陥り所謂植伐の均衡を失せる觀あるは識者の憂慮する所なり。然かも別項記載の如く從來の草地たる無立木地の面積約一万二千町歩に上るを見れば縣下造林事業の完成は前途尙遼遠なりと謂はざるべからず。

殊に本縣は全國有数の農業縣にして主要作物たる水稻作は面積十萬六千町歩餘に達し、之が灌漑用水の水源地为爲す森林施業法の適否は直に農業水利上に及ぼす影響極めて甚大なるものあるは過去の早魃地方の實例に徴するも明かなるを以て早害恒久的對策上より見るも水源地に於ける造林事業の實行は喫緊の要務なりとす。
今既往五年間に於ける造林面積を所有別に擧ぐれば次の如し。

年次	所有別			計	天然			計	合計
	公	社寺	私		公	社寺	私		
昭和四年	二〇八、〇	一〇、七	一、四三、五	一、六五四、三	一三四、八	一七、〇	一、二三三、二	一、三八五、〇	三、〇三九、三
昭和五年	二二三、四	九、〇	一、五〇、〇	一、七三三、四	一〇八、二	一四、二	一、三六九、〇	一、四九一、四	三、二四、八
昭和六年	二二七、〇	一五、八	一、二三五、二	一、四七八、〇	一〇七、三	一七、二	一、四五六、四	一、五八〇、九	三、〇五八、九
昭和七年	二〇七、七	一七、七	一、一九、三	一、三三三、七	一〇〇、三	二、四	一、三六〇、〇	一、四八一、七	二、八五、四
昭和八年	一七一、七	八、〇	一、一三一、八	一、三一一、五	九二、五	九、五	一、三三五、五	一、四三七、五	二、七四九、〇
平均	二〇七、五	一三、二	一、二八〇、五	一、五〇〇、二	一〇八、六	一五、八	一、三五〇、八	一、四七五、二	二、九七五、四

而して植栽樹種は昭和八年に於て松其主位を占め造林面積の四割強に當り杉之に次ぐ、最近五箇年間に於ける人工造林に要したる新植數量左の如し。

年次	杉		扁柏		松		櫛		櫟		其他		計
	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	公	私	
昭和四年	一、八〇、四	一、八六、九	四、四三、九	一〇、八四三	一九九、二	二九、三三	一、八八、八	一八、八三	一、八四、四	一八、四三	一、八八、八	一八、八三	六、七五七、四
昭和五年	二、〇〇、六	二、五、三	四、一九八	一七、一七三	四、一九八	一七、一七三	一、八四、四	一八、四三〇	一、八四、四	一八、四三〇	一、八四、四	一八、四三〇	六、八二、〇
昭和六年	一、四六、七	一、七、〇	三、七八〇	一、八九二	三、七八〇	一、八九二	一、九五、八	一、九五、八	一、九五、八	一、九五、八	一、九五、八	一、九五、八	五、七三、三
昭和七年	一、四九、六	三、三六	三、三三四	二、二九五	三、三三四	二、二九五	一、八三、七	一、八三、七	一、八三、七	一、八三、七	一、八三、七	一、八三、七	五、三五四、〇
昭和八年	一、四三、〇	一、四、一	三、三四七	一、一八一	三、三四七	一、一八一	一、〇一、五	一、〇一、五	一、〇一、五	一、〇一、五	一、〇一、五	一、〇一、五	五、二七、五
平均	一、六四、〇	一、六、六	三、八二四	一、一八七	三、八二四	一、一八七	一、九三、一	一、九三、一	一、九三、一	一、九三、一	一、九三、一	一、九三、一	五、九七五、〇

第四節 伐採

民有林の伐採状況を観るに元來本縣は京濱大市場に近く、水陸の交通至便なるを以て京濱に於ける緊急の需要は常に其供給を本縣に求め縣下の山林は恰も生ける貯木場の觀を呈せり。従て市況の影響鋭敏にして大正十二年の大震災に於ては平均年伐面積の約五割を増加せるが如き其一例にして材價の暴騰せる場合は自然過伐の弊を誘致する亦已を得ざるなり。
今既往五箇年間に於ける所有別伐採面積を示せば次の如し。

年次	用材			薪炭			竹材	合計
	公	社寺	私	公	社寺	私		
昭和四年	一四、九	三、一	五九、三	一六、七	一、九	一八、八	二〇、六	二、九七、九
昭和五年	三、二	一、九	五三、四	一五、一	一、五	一〇、三	二、一〇	二、九七、九
平均	三、二	一、九	五三、四	一五、一	一、五	一〇、三	二、一〇	三、〇一、〇

海	上	六〇九	一、七〇九	二、四一三	一、七五九	九三四	二七三	一三、七三六
匣	上	一、三三四	三、三三七	七〇〇	三、五二二	一、二三七	三八七	七、二三五
千	市	一	一	一	一	一	一	一
銚	市	二八、〇八五	八三、六七七	一三、五七九	一、〇九九	二六、九二八	六八、九九九	一、五九九、六五二
計	子							

前表に依れば用材は印旛郡主位を占め總額の約二割を産し、山武、香取、安房、君津郡之に次ぐ、薪炭材は君津郡最も多く總額の二割一分を占め市原、安房、夷隅、印旛、東葛飾郡之に次ぐ、竹材は君津、市原兩郡は二割、東葛飾、印旛郡之に次ぐの状況なり。

兩總の松丸太(皮付)

本材は用途の廣汎にして建築用、土工用、船舶用其他一切の木材用途に向ひて殆んど適應せざるはなく、從つて其需用亦極めて多大なり、然かも木材は材品の高下に依つて各々其用途を有するが故に單に材質の如何のみを以て直に其産材の價值優劣を定むること能はざるを常とせり。即ち本材は其如何なる用途にも適すべき良材のものは勿論其然らざるもの例へば材質粗悪且堅硬なるが爲に建築材其他の器具材等に適せざるものも雖も小屋組材、棟梁材若くは土工用材にして適するところは一般に認むる所なり。

古來下總地方は所謂皮付丸太の供給地として名あり、皮付の儘重用せらる、而して本縣は海風を受くる關係上海岸は黒松に富み、其面積甚だ廣大なりと雖も、多くは薪炭材に供せられ、偶々長材あるも幹軀多く通直ならざるのみならず材質粗軟にして脂氣頗る多く色澤品位不良にして之を赤松に比するときは稍遜色あるを免れず、されど弾力性に富み、耐濕性を有し保存期永き點に於ては殆ど赤松と伯仲の間に在るを以て多くは土臺、橋梁、枕木及土工用材に資用せらる。

松割物

兩總の松割物は古來野州物と併ひ稱せられ、關東松の聲價を博し來りたるも良材は著しく減少し、目下造林せるものは經濟上將來伐期の短縮せらる、もの多かるべきが故に長材を得ること益々困難となるべし。

而して從來兩總の特産とも稱すべき材種は二五角、二寸角、五分八、敷居、板、平角等にして何本何分換又は何枚何分換を以て取引せられたり。今其の名稱、品位、寸法及用途を示せば左の如し。

名	稱	品	位	呼		長	厚	正	幅	寸	長	用	途
				幅	長								
二	五	角	上、	並	一	二	二	二	二	二	二	二	二
二	五	角	上、	並	一	二	二	二	二	二	二	二	二
五	分	八	上、	並	全	全	一	一	一	一	一	全	全
五	寸	敷	上	並	全	全	自	自	自	自	自	敷	敷
四	寸	敷	上	並	全	全	自	自	自	自	自	全	全
平	角				全	全	自	自	自	自	全	全	全
一	寸	板	丸	並	尺	八	八	七	七	七	七	床	床
六	分	板	丸	並	尺	九	八	七	七	七	七	床	床

而して品位上は並に比し厚、幅、寸法豊にして且丸身を有せざるもの又並は少許の丸身を混するを常とせり。然るに稱呼と正

量の相異なることは取引上不便なるを以て當業者相謀り正量取引の前提として製材品標準寸法を定めたり。(製材の節参照)

竹材

本縣の竹林面積三千六百餘町歩に及び統計には年伐量二十五万束内外に過ぎざるも事實は四十万束を超加するものと推定せらる、古來兩總及房州の竹材は常陸、野州、上州、相州の物と共に東京市場に於ける産地として著名にして八丁堀、深川及本所等に主として海手に依り移送せらる。五井、木更津、青堀、館山の河岸より船積に依るを常とす。而して其結束は舊來の慣行に依り一定せざるは勿論品位の選別も雜駁なりし爲、往々にして取引商の乗する處となり販賣上不利を蒙りたること少からず、且又各地の生産地共に取引商の注文を俟つて伐採するの狀態なりしを以て其伐採時期に一定の制限なきもの、如し。

今從來使用し來りたる竹材の名稱、種類及束の本數を示せば次の如し。

材種	名稱	種類	摘要	長		周圍		束ノ本數
				間	直徑	間	寸	
苦竹 (眞竹)	唐竹	一	一束一本ヨリ廿本メテ本束物ト云フ、寸以下ハ五拾六入トス	八、九間	九寸	一		一
		二		七、八間	八寸	二		二
		三		六、七間	七寸	三		三
		四		五、六間	六寸	四		四
		五		四、五間	五寸	五		五
		六		三、四間	四寸	六		六
		七		二、三間	三寸	七		七
		八		一、二間	二寸	八		八
		九			一寸五分	九		九
		十			一寸	十		十
小唐		四寸五分以下ハ繩ノ根元ヨリ一尺五寸上リニテ一尺八寸メトス	三、四間	五寸	八		八	
砂味		小唐以下ノ細物トス	一、二間	三、四分	三〇		四〇	

女竹	内竹	苗竹	大		中		小	
			間	直徑	間	直徑	間	直徑
			六、九尺	三、四分	二、五間	六、七分	一、二間	一、五分
			二、三間	五、六分	一、二間	三、四分	八、九寸	一、〇寸
			一、二間	三、四分	八、九寸	一、〇寸	一、一、二寸	一、三寸

竹材の取引上舊來の慣行に依るを不便なりし昨年以來當業者間に於て竹材規格を定め單位及結束方法を統制することになれり。(製材の節参照)
次に薪の生産状態を見るに左の如し。

年次	松		檜		桐		其他		計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
昭和四	五、七四、四四八	四九、七〇九	八五、一〇三	八、八六三	七三、六〇〇	七四、〇七〇	一、八二、三六〇	一四、五七四	九、八五、五四一
昭和五	五、八九二、三四〇	三三、〇九七	一、〇〇二、五六二	七六、〇六〇	六三、〇〇七	六二、四七〇	一、五〇二、八六五	一〇〇、三三三	九、〇〇〇、七四〇
昭和六	五、八一〇、六六六	二八、七五七	八三〇、八五四	五三、四一四	五九、三八三	四三、〇一七	一、五三六、三七一	九三、六九二	八、七五九、二七三
昭和七	五、八七四、〇四四	三〇、一六四	七〇七、七四九	四六、七七三	四九五、七四八	三八、六七九	一、四六四、〇八三	八七、五二七	八、五五二、一六四
昭和八	七、三五、六六五	三六、八六六	九三五、五二八	六六、六八九	五三、二九四	四八、八四九	一、四二七、七三四	九〇、五五三	一〇、二四二、三三二

即ち薪の七割は松薪にして其他は檜、桐等なり。而して縣内の都邑漁村に於て消費せらるゝものあるも其生産の約六割に當る五百餘萬束は主として海手により京濱地方に移出せらる。従つて東京灣に面せる地方の生産最も多く近年之が必要は漸減の傾向を示せるも大都市に接近し且水陸の交通至便なる本縣特有の産物と看做すべし。然かも東京灣内に於ける海苔養殖事業は年々繁盛を極め其薪材は六百萬本に達すに稱せられ、其過半数は竹材を使用するも海苔粗朶材として檜、樟、椎等を使用する

もの相當量に上り其多くは本縣の生産に係るを以て之が生産と薪の生産とは密接不離の關係に於て發達しつゝあり。檜、桐等の堅木薪は小糸川物、小櫃川物又は下總地方より桐薪を西川物として又松薪は姉ヶ崎物として夙に其名を京濱市場に博し、近年陸運に依り東京市場に移出するものあるに至れり。

小糸川物、小櫃川物

君津郡小櫃、馬來田、富岡等の各村（小櫃川流域）及小糸、周南、中等の各村（小糸川流域）を主産地とせる薪材は檜、桐及松を資材とせるものにして舊來の慣行に依る標準寸法は長さ一尺四寸、結束二尺一寸繩をなりしも現在に於て取扱はるる寸法左の如し。

樹種	名	稱	品位	長	束ノ周圍	重	量	摘	要
桐	堅五分薪		上、中、並	一尺三寸五分	二尺一寸	二、〇〇〇		五分薪トハ割木又ハ丸木ニシテ一束十三乃至二十本トス、藤蔓ニテ結束シ徑一寸以上ノモノハ二ツ割トスルモノトス	
雜	雜五分薪		上、並	全	全	一、八〇〇			
桐	全		全	全	全	一、五〇〇			
桐	矢那五分薪			一尺二寸五分	一尺八寸	一、三〇〇		鎌足村矢那地方ノ生産ニ係ル小物トシ結束ハ繩ノトス	
雜	全			全	全	一、一〇〇			
松	松五六			一尺二寸五分	一尺八寸	一、〇〇〇		五六トハ一束五本又ハ六本繩ノトス	
全	松三五			一尺三寸五分	二尺一寸	一、五〇〇		三五トハ一束三本乃至五本ヲ繩ノトス	

前記の如く輓近材價、商取引又は資材の關係等より漸次製作の統一を缺き區々に流るゝ傾向あり、斯る弊風を助長したる原因を仔細に調査するに京濱地方の取引商は材價昂騰の際に於ては供給の潤澤ならんことに焦慮する餘り採伐並結束の如何を問はず、買附くると生産者は將來を考慮するに遑なく多量生産に依りて此需要に應ぜんとする結果に出でたるものとす。

れば在庫品拂底又は材價騰貴の際に當りては販賣上格段なる不利益を來すことなきも一旦供給潤澤となり、又は材價低落を告ぐるときは俄然仲買商の乗する所となり、生産者の受くる打撃損失少からず。従つて規格の統制を期するに共に生産並販賣を合理化することは緊要なりとす。

姉ヶ崎物、西川物

市原郡高灘、牛久、戸田、姉ヶ崎等の各町村（養老川流域）を主産地とせる薪材は君津郡と今様に木取長並結束の大きは粗雜にして統一なし、該方面に於ては從來樹種の如何を問はず生産者は木取の長一尺四寸、結束の大きを三尺繩とすることを標準とせるが如きも現時に於ては姉ヶ崎物と稱する松材及西川物と稱する堅材の寸法左の如し。

樹種	名	稱	品位	長	束ノ周圍	重	量	摘	要
松	松三本			一尺三寸一尺四寸	一尺八寸	〇、八〇〇		松三本トハ一束三本繩ノトス	
全	松二尺			全	二尺	〇、七〇〇		松二尺トハ一束二尺繩ノトス	
全	松六八			全	一尺七寸	〇、八〇〇		松六八トハ一束六本乃至八本繩ノトス	
桐	堅大束		上、並	一尺二寸一尺三寸	二尺八寸	二、二〇〇			
雜	雜大束		上、並	一尺三寸一尺四寸	二尺八寸	一、八〇〇			

而して該地方生産材は一旦五井、姉ヶ崎方面の仲買商の手を経て結束替を行ひ市場に移出するを常とす、されば材價の低落若は供給潤澤なるに至らば仲買商の乗する所となり不利益を蒙る場合少からざるを以て規格を統一して一般商品とする爲舊來の弊風を打開するの要あり。

本縣生産木炭中最も多きは黒炭にして總生産額の九割五分を占む、白炭は從來房總各地より産出せりと雖も需要の關係上僅に五分に過ぎず、其他松炭は近時著しく其生産を増加せり、而して安房、上總地方より産出するものにして水路に依り京濱地方に移出せらるゝもの百三十萬貫に達するも其他の地方は何れも不足を縣外の移入に俟つの狀況なり、殊に近年養蠶業等の爲木炭の消費量著しく増加し、毎年約四百萬貫を福島、宮城、岩手、栃木、秋田、茨城、各縣より移入を仰ぐの狀況なり。今既往五ヶ年間の生産量を示せば左の如し。

年次	白炭		黒炭		計	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
昭和四年	一七、九六八	五三、七九元	四、一〇五、一〇五	一、〇五、一三六	四、三七八、〇七三	一、一〇五、〇一七
昭和五年	一七、〇五五	五三、九三三	四、六七一、一四三	八三〇、一四三	四、八四三、六五七	八六五、四三五
昭和六年	一四三、一七三	二七、三七四	四、四九九、九〇九	七三三、六八〇	四、五七三、〇八二	七三三、〇五五
昭和七年	一六、七三二	三三、一八三	四、三〇二、六八九	六九三、二五九	四、四二九、四〇一	七六、四四三
昭和八年	一六、九三五	三三、二六三	四、四二四、六九七	七六、一五三	四、五九四、六五二	八〇九、四四六

本縣は佐倉炭の原産地として著名にして製炭事業の起源は今を遡ること約二百六十年即ち寛文年間印旛郡富田塚村川上右仲の創業に成れり謂ふ。爾來原料資材饒多なりし關係上其産額亦豊富にして京濱市場に供給し來りたるもの、如し。而して製炭業は農山村の唯一の副業として地方經濟の重要な地位を占むるに拘らず、從來量目及包装の統一を缺くが爲商取引上不利不便尠からざるを以て、既設木炭同業組合に於ては銳意規格の統制に努めたるも、未だ組合設置なき地方に於ける賣買取引は較もすれば改装、變造、抜取等行はるゝ傾向あるを以て縣は曩に木炭規格の統一に關し諭告を發布せり。

千葉縣諭告第三號

縣内ニ於ケル製炭事業ハ逐年進歩ノ域ニ向ヒ主要産地ニ於テハ既ニ木炭同業組合ヲ設置シ嚴正ナル検査ヲ施行セル結果從來

ニ比シ大ニ其ノ面目ヲ一新シ量目亦稍正確ニ至リタルモ未ダ包装ハ地方ニ依リ區々ニシテ商取引上不利不便尠カラザルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ。

惟フニ木炭ハ日常生活ノ必需品ニシテ將來益々需要ヲ増加スル傾向ヲ有シ之ガ生産ノ消長ハ山間農村ノ經濟ニ至大ノ關係アリト謂フベシ、今ヤ政府ハ木炭ノ規格ヲ統一シ(メートル)法ヲ實施セントスルニ際シ縣内産木炭ヲシテ表記正味量目共ニ白炭黒炭ヲ通ジテ十五斤ニ一定ノ包装ヲ爲スコトハ管ニ製品ノ聲價ヲ昂騰セシムルノミナラズ商取引ノ圓滑ヲ期スル上ニ於テ其ノ効果尠カラザルモノアルヲ認ム當業者タルモノ宜シク此ノ趣旨ヲ諒トシ之ガ達成ヲ期スベシ。

昭和三年十二月十四日

千葉縣知事 福永尊介

更に一般消費者方面に對して規格品の使用を普及せしめ併て「メートル」法促進助成の爲左の告示を發布して之が實行の範を示せり。

千葉縣告示第二百十一號

爾今廳内各縣ニ於テ購入スル木炭ハ左ノ規格ニ依ル但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和四年六月七日

千葉縣知事 宮脇梅吉

第一條 木炭ノ重量單位ハ斤トス包装シタルモノニ在リテハ其ノ一箇ノ正味重量拾五斤トス但シ研磨、冶金用木炭ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 木炭ノ形狀、品質、稱呼ハ昭和四年四月十日商工省告示第十三號ヲ準用スルコトヲ得

以上廳内、各縣に於て購入する木炭の規格を一定すると同時に生産者側に普及せしむべく同業組合に通牒し又消費者側たる管内市町村長に對し今後右規格に準據せしめ尙又市町村農會各種組合其他一般消費者に對しても右に依らしめられたき旨通牒を發し、一方縣農會、縣山林會、縣水産會、郡農會、郡水産會、郡畜産組合、産業組合、養蠶組合等に對しても夫々注意せり。

木炭規格

縣下木炭同業組合に於て規定せられたる木炭規格を示せば次の如し。

種類	炭	白炭	黒炭	鍛冶炭
種類	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)
量	三疋(約八百匁)以内	三疋(約八百匁)以内	三疋(約八百匁)以内	一疋(二百六十七匁)以内
目	六十糶(約二尺)	六十糶(約二尺)	五十糶(一尺六寸五分)	適
風	丸	丸	丸	宜
袋	角	角	角	適宜
徑	丸	丸	丸	茅又ハ藁造リ俵、菰、藎
長	丸	丸	丸	
荷造	丸	丸	丸	
俵	丸	丸	丸	
裝	丸	丸	丸	

種類	白炭	黒炭	鍛冶炭
種類	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)
量	三疋(約八百匁)以内	三疋(約八百匁)以内	一疋(二百六十七匁)以内
目	六十糶(約二尺)	六十糶(約二尺)	五十糶(一尺六寸五分)
風	丸	丸	丸
袋	角	角	角
徑	丸	丸	丸
長	丸	丸	丸
荷造	丸	丸	丸
俵	丸	丸	丸
裝	丸	丸	丸

別

種類	炭	黒炭	炭
種類	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)	正味十五疋(四貫匁)
量	三疋(約八百匁)以内	三疋(約八百匁)以内	一疋(二百六十七匁)以内
目	六十糶(約二尺)	六十糶(約二尺)	五十糶(一尺六寸五分)
風	丸	丸	丸
袋	角	角	角
徑	丸	丸	丸
長	丸	丸	丸
荷造	丸	丸	丸
俵	丸	丸	丸
裝	丸	丸	丸

木炭ノ等級ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ鍛冶炭ハ此限ニ在ラズ

白炭 最上 品質形状優良ニシテ俵裝完備セルモノ

品質形状俵裝最上品ニ亞クモノ

黒炭 最上 品質形状優良ニシテ俵裝完備セルモノ

品質形状俵裝最上品ニ亞クモノ

第一節 副産物

森林副産物を大別して食用産物、造林用種子苗木、樹皮樹實及雜類とす。今昭和八年に於ける産額を掲げて生産状況を詳述すべし。

食用産物

郡市名	椎	粟		薯		筍		價格計
		數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	四、三二四	一〇、七六三	一、三六六	二、一三八	一、三六九	四、八五六	一、一九九	一四、六六六
夷隅	四、五二	九二四	五九五	二、四四三	一、三三九	一五、二三七	三、四三三	六、二六一
君津	一、五二二	三、二九二	六、一五〇	五、三三二	三、〇六六	四、九九九	一、〇二六	一三、五三三
長生	一、三三	二二	一、〇九二	三〇一	一八五	一、四三八	三五八	一一、六五六
山武	九	九	二、三九	三、四三	二七五	三、四四〇	八〇五	三、三三八
市原	五	一三五	九、五九九	四〇八	一、七七一	一、三九〇	三、七五	一〇、二六
千葉	五	一八一	四、八九四	五九四	二七〇	六、〇三八	一、三八六	六、五五〇
東葛	一	一	七、四〇四	九四三	五三五	八、五七八	二、〇一九	九、九四八
印旛	一	一	一、〇八九	八九三	六三九	九、七〇八	二、四九七	一四、二二五
香取	一	一	一	一	一	一	一	一

郡市名	椎	粟		薯		筍		價格計	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格		
海防	一	一	一	一	一	一	一	一	
匝瑳	一	一	一	一	一	一	一	一	
千代	一	一	一	一	一	一	一	一	
銚子	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	六、三六三	一五、一四三	二、六三四	五、七三〇	一六、九〇五	九、六三三	六〇、四六九	一四、一三二	九六、五二六

椎茸

本縣下に於ける椎茸栽培の沿革は記録の據るべきものなく不詳なるも、自然生椎茸を採取して食用に供したるは古來より行はれたるもの、如し。明治四十二年縣主催を以て教崎崎崎圭三氏を招聘して市原郡里見村、平三村、君津郡豊岡村、龜山村安房郡大山村、豊田村、長生郡水上村、夷隅郡布施村の八ヶ所に於て實地指導を行ひ、爾來十數年原材料も相當豊富にして充分發展の素地を有するに拘らず、更に微々として振はず。茲に於て大正十年九月宮崎縣より教師中武袈裟助氏を聘し市原郡内田村、長生郡長柄村、夷隅郡古澤村、山武郡日向の四ヶ所に於て椎茸栽培講習會を開き、更に翌十一年十月靜岡縣田方郡中狩野村鈴木伊兵衛氏に依頼し千葉郡都村、犢橋村、大和田町、更科村、椎名村、君津郡湊町、夷隅郡總野村の七ヶ所に於て、全十三年九月市原郡里見村、君津郡松丘村、馬來田村の三ヶ村に於て、全十四年二月市原郡平三村、里見村、白鳥村君津郡松丘村、馬來田村、夷隅郡中川村の六ヶ所に於て椎茸栽培法に關する講習會を開催して良好なる成績を擧げたり。椎茸栽培は農山村の最も有益なる副業たるを以て其後長足の發達を遂げ、現在に於ては安房郡保田町、岩井町、君津郡、竹岡村、金谷村、松丘村、市原郡里見村、白鳥村、夷隅郡、總元村、大多喜町等に於ては相當の生産あり、統計に依れば昭和八年中の産額一萬五千余圓に過ぎざるも事實に於ては十萬圓を下らざるべし、然かも本縣は東京市場に接近するを以て主として生椎茸を取引せらる。

栗 實

古來栗實は自然生樹より小粒の芝栗を採取するに過ぎざりしが、最近大粒の優良品種を植栽するもの俄に増加し、其産額も年々激増するに至れり。
今昭和八年中に於ける品種別植栽面積を上げれば次の如し。

品 種 別	地 方 別	面 積	本 数	摘 要
豊多摩早生	千葉、印旛	四八、〇	三六、〇〇〇	接木苗ニ依ルモノ九〇%ヲ占メ殆ンド全部種實ヲ目的トス
	印旛、市原	六五、三	四九、〇〇〇	
銀 寄	君津、印旛	四〇、〇	三〇、〇〇〇	
	君津、印旛	二〇、〇	一五、〇〇〇	
今 北	千葉、印旛、市原、君津	六六、〇	五〇、〇〇〇	
	千葉、印旛、市原、君津	二二、九、三	一八〇、〇〇〇	
計				

苗木は芝栗種子を播種して台木を作り、之に接木して使用するを常とす、種子の貯蔵は害虫、被害果を除去し、川砂を混合して石油箱に入れ土中に埋没し置き、三月上旬に至り床播す、床幅は四尺位畦幅八寸位とし、一坪の播種量二升内外、播種後乾燥を防止する爲敷藁を行ふ、發芽後は敷藁を除き密生せる所は間引きす、人糞尿の稀薄なるものを五月及九月の二回に追肥として施用し、苗木の長五、六寸に生長せば支柱を與ふ。かくて二年目に台木として使用する。一反歩當植栽本数は六十本乃至七十五本を普通とす、植栽後の手入れ管理は一般果樹に比し粗雑なるを免れず、従つて收穫も充分ならず、若し適當なる手入れを行はば十年後には反當り豊多摩早生三百貫、銀寄五百貫、岸根四百五十貫の結實量を見るべし。
病害としては胴枯病の被害甚大なり、防除としては被害枝剪除焼却及冬季石灰硫黄合劑五度液を撒布す。
害虫の栗鐵砲虫はクロロピクリン又は二硫化炭素を脱絲綿に浸し被害孔に突入し味噌の如きものにて密閉して殺す、シラガタラウは除虫菊石鹼液を撒布す、又栗實蛾は八月中旬頃より十日置きに二、三回砒酸鉛、カゼイン石灰を撒布す。

種實は樹上にて充分成熟せしめ果粒の自然に脱落するを俟つて採取するを普通とす、石油箱に鋸屑又は粉殻と共にに入れて包装す、一升の種實は三百匁内外にして清水又は塩水に浸し浮ぶものを除きて選果し或は二硫化炭素燻蒸をなして貯蔵又は販賣す。

造林用種子及苗木

郡 市 名	種 類	數 量	種 子		苗		其 他	計	價 格	價 格 計
			價 格	本 数	本 数	本 数				
安房	杉	二七	二五	四九、三八五	四、二四〇	三三、四六五	五〇、三四〇	八二、一九〇	七、二〇二	七、三三七
夷隅	杉	二二	二四	九六、五四〇	三、七〇〇	一、二六、六〇	三、七〇〇	三三、九四〇	二、一九八	二、二二二
君津	杉	一五	一四	六〇、二四〇	九、八七五	九、九四一	二、九六、二〇〇	一、九六、二〇〇	一八、一九五	一八、一〇九
長生	杉	三〇	二四	五九、八七九	二五、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一、四、五、七、七	一三、五六五	一三、五八九
山武	杉	一	一	二四、二五九	二、〇一五	一、一六、四五五	二、五五〇	三、九〇、二七九	三、八五二	三、八五二
市原	杉	一	一	五、一九〇	四、〇〇〇	一、一、一〇〇	一、八、四〇	九、九、〇、四	一、〇八一	一、〇八一
千葉	杉	一	一	七、七、四、六	一、九、六、五〇	一、七、五、六、五〇	一、一、三、三、四	二、九、四、二、〇〇	二、七、七、六	二、七、七、六
東葛飾	杉	一	一	五、四、四、九、八	五、三、四、八、二、四	五、四、二、五、五、四	二、三、九、二〇	一、八、六、三、四、七、六	二〇、三、九、七	二〇、九、三、九
印旛	杉	一	一	一、七、八、三、四、八	三、一、〇、三、七	三、三、二、三、〇	二、六、二、五、六	四、六、三、五、五、九	四、二、八、一	四、二、九、九
香取	杉	一	一	三、四〇、四、一、八	三、五、二、二、五	二、六、一、〇〇、八	一〇〇	六、四、六、六、九、一	六、一、三、五	六、二、六、六
海上	杉	一	一	一、八、五、五、四、〇	二、八、一、六、二〇	一、四、五、九、五、三	一、八、一、一、五、六、三	四、〇、四、二、四、三、三	三、八、〇、三、五	三、八、一、七、六
匝瑳	杉	一	一	五、〇、七、六、〇、〇、八	一、〇、五、三、一、二、六	五、五、二、八、七、〇、五	二、〇、三、二、七、九	二、二、四、三、七、一、八	二、八、八、〇、五	二、九、七、一、五
計										

造林用苗木

苗木生産の沿革は詳ならず、唯下總西北部利根川沿岸地方東葛飾郡七福村に於ては古來より苗木を生産販賣をなしたるもの、如きも其事蹟茫として知るを得ざるを遺憾とす。而して最近其産額相當額に上り産業上閑却し得ざる地位を占むるに至れり。

明治四十年に於ける産額は約八百萬本、此價格三萬余圓なるも昭和八年に於ては其産額一千二百余萬本に達し此價格十一萬八千余圓を算する至れり。而して曩に杉赤枯病菌の蔓延の爲杉苗木の生産に對し打撃を與へ、一時其産額激減せりと雖も苗木業者は松苗木の養成に努め、販路を茨城、福島及縣内各地方に開拓して其の産額俄然増加し、大正五年に於ては一千八百余萬本に達したり。近年杉赤枯病菌の驅除豫防に努めたる結果杉苗木の生産を増加し又杉挿木苗も普及するに至り杉苗木も豊富になれると扁柏、松、櫟、檜其他の苗木の需要増加したるを以て東葛飾郡川間村、七福村、匝瑳郡共興村、平和村、野田村、須賀村、君津郡湊町、貞元村、八重原村、安房郡九重村、長生郡八積村方面は著名なる主産地となり。

樹皮及樹實

郡市名	杉		檜		皮		棕		皮		竹		皮		油		實		價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	10,000	2,750	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,530
夷隅	17,600	1,971	35	28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8,130
君津	19,800	1,557	20	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,869
長生	3,100	366	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	665
山武	54,800	7,743	2,500	350	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8,336
市原	15,700	1,439	2,000	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,208
千葉	6,900	766	2,600	430	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,335
葛飾	22,200	1,408	3,000	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2,211
東葉	29,900	4,165	4,100	683	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6,233
印旛	45,100	7,943	1,500	240	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8,383
香取	8,300	97	1,500	765	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	97
海上	1,300	181	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	193
匝瑳	13,600	1,806	1,500	1,781	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4,173
計	133,600	10,206	11,500	1,781	9,100	1,166	4,150	4,743	5,050	5,937	3	45	4,173						

竹皮

本縣は古來竹産縣たりし關係上竹皮の採取は是亦古くより行はれたるものと思料せらる、も其沿革詳ならず。竹皮の産額は
大正五年に於ては三萬余貫、此價額四千余圓にして昭和八年は約四割の増産を示せり、輒近竹林改良及増設せらる、もの益々増加せるを以て竹皮の採取も亦今後増産を見るに至るべし。

油桐實

本縣は古來福井及島根兩縣に亞ぐ油桐の生産地にして其分布を示せば夷隅郡西畑、老川、總元、上瀑、大多喜、東の各町村、市原郡白鳥村、里見村、富山の各村、君村津郡龜山、三島、天神山の各村、長生郡西村及安房郡東條、北三原、會呂の各村なり。
今昭和四年後の油桐種實の生産狀況を見るに左の如し。

年次	數量	價格	一升當單價
昭和四	238	3,069	0.13
昭和五	834	5,270	0.06
昭和六	367	2,393	0.06
昭和七	453	3,727	0.08
昭和八	505	5,937	0.12

油桐樹實採取の経過を見るに往時燈油、油紙及番傘用に供する爲山間部及畦畔に栽植せられ種實の採取存りに行はれたるも其後世運の進歩と共に直接需要を認めざるに其價格低廉となるを以て原料木は伐採利用頻りに行はれ、現在殘存木極めて少し。

草類

郡市名	柴		萱		葎		價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	七、二五七、六九三	六、三三七	一、七二〇、〇五九	一三、九一一	二、九六三	一、	七五、二三八
夷隅	四、〇八〇、〇八六	三九、二〇三	二、二六七、七九七	二〇、八三三	一、	一、	六〇、五四〇
君津	四、一〇四、三七六	三五、三三三	一、〇五五、一一一	一八、三三〇	一、	一、	五三、五五三
長生	八〇八、八五五	七、六三三	一、三二八、二七七	九、三五五	一四、八〇〇	一九〇	一六、七〇八
山武	一、五五五、九五〇	九、七八八	二、〇九〇、〇四四	一五、四〇五	五三、八二二	五〇八	二五、七〇八
市原	二、〇八三、四〇五	二四、八八五	五〇〇、二八五	七、四七一	一、	一、	三三、三五六
千葉	一、三三四、七七三	一一、三三六	九二〇、二二八	一三、三六一	二九、二五〇	五八五	二五、二七三
東葉	一、七七八、〇六〇	一八、四八八	一、一六六、六三〇	一四、九七三	九七、八七〇	一〇、四二七	三五、八七八
印旛	三、五〇〇、〇四九	三四、五三三	一、二七八、九二七	一、六九三	九一、〇七三	二、七六八	四八、九八三
香取	六、八四六、四五四	六四、六三九	一、一〇一、八二六	一四、一九五	七〇、一五八	二、七三八	八一、五六三
海城	六五三、七〇〇	五、三〇〇	二一〇、七五一	六、一六九	一一、二二五	九八四	一一、四五二
千代田	四九一、三八六	五、二二七	二七九、一三七	二、〇三三	四四、五〇〇	四四五	七、七〇五
千葉	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
計	三三、三八、七八六	三七、一〇〇	一三、九二一、三〇三	一三、七五四	四四、七五〇	一九、一五〇	四九六、〇〇〇

柴草

糧食又は肥料用草類の採取は古くより行はれたりと雖も、最近牛馬糧若は肥料用草類の採取増加頗る顯著なれり、現在採草に供せらる、林野面積相當に多く且又堆肥獎勵等の關係上柴草の採取量は年々増加の傾向を有す。

萱

ス、キ、カルカヤは専用萱生地五千五百二十六町八反歩の外樹林地(主として松林)より採取せらる、其約七割は屋根葺用を使用せられ漸減の傾向にあるも其三割に當る炭俵用萱は遞増の状況にあり。

粗朶類

郡市名	海苔		粗朶		松葉類		價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	一〇〇	三三	五八四、九三三	二五、八三三	一、	一、	二五、八三五
夷隅	一、	一、	一、〇三一、一一九	三二、四六三	一、	一、	三二、四六三
君津	二八三、六六六	一八、六七七	一、二五一、三三四	二五、五〇〇	二〇、二八四	二〇、二八四	四四、一九七
長生	一〇	一、	五二四、六六七	一四、四一一	一、	一、	一四、四一一
山武	八、五〇〇	六八	五七四、三四五	一六、九一五	一、	一、	一七、五三三
千葉	一六、八六三	七二	八七一、八七九	一三、四八六	一、	一、	一四、二〇七
東葉	一六、八六三	七二	六一九、三四二	一三、四八六	一、	一、	一四、二〇七
印旛	五六五	一三七	七七四、四三三	一八、六三三	二〇、三九九	二〇、三九九	二〇、七八六
香取	八、八三一	三九七	七七七、七四二	一八、六三三	二〇、三九九	二〇、三九九	二〇、七八六
海城	一、	一、	七七七、七四二	一八、六三三	二〇、三九九	二〇、三九九	二〇、七八六
千代田	一、	一、	七七七、七四二	一八、六三三	二〇、三九九	二〇、三九九	二〇、七八六
千葉	一、	一、	七七七、七四二	一八、六三三	二〇、三九九	二〇、三九九	二〇、七八六
計	三八、五四四	二〇、五四四	七、九七〇、一四六	二二、四二二	一、	一、	二四、〇一三

海苔

本縣に於ける海苔採取は文政年間武藏國大森浦の人某、小糸川口に於ける舊周准郡大堀、人見の二部落民に鑿立法を傳授したるを濫觴とす稱せらる、其後天保年間に至り一般に普及して海苔養殖事業は年を追ふて益々殷盛を極むるに至れり。而して現在海苔鑿の需要六百萬本に達す。其内譯左の如し。

種類	数量	仕	様
樹枝 (檜、櫟、椎、唐椎、樺)	四〇〇 <small>萬本</small>	長六尺乃至九尺、根元直徑一、二寸	枝付ノモノ
孟宗竹	二〇〇	長六尺乃至九尺ノ末梢枝付ノモノ	
計	六〇〇		

海苔養殖上木篋と竹篋とを比較するに竹篋は保存期間永く且附着性良好なるも現在木篋に比し之を蒐集するに運搬其他の費用を要する爲比較的高値なるを以て、未だ木篋を使用するもの多し。而して木篋として使用する材料は何れも數年を出てずして製炭資材たるべきを以て之が竹篋に轉換せらるゝ、ここは海苔養殖上利する所多大なるものあるのみならず製炭資材の保續上必要なりとす。此に於て孟宗竹幹を篋用として普く供給する爲縣山林會をして材料の蒐集斡旋せしめ二、三漁業組合に供給して養殖上好成績を擧げつゝあり。

粗 朶 類

用材及薪材の枝條及松葉類は適宜に結束して乾燥して産地に於て自家用燃料に供するは勿論、近距離の市街地方に移送販賣せらるゝを常とす、而して一般家庭用の燃料及焚付に供するに全時に松の枝葉の如きは工業的に瓦、煉瓦工場に於て多量に使用せらる。統計上に於ける七百九十七萬余束、此價額二十二萬余圓は一束三尺繩ノミして市場に販賣するものを掲げたるものとす。

第三節 林産物雜類

本縣内の石材は建築用材を以て第一とし、房總國境の山脈附近及海上郡、銚子市附近より盛に産出し、又銚子よりは砥石を産す。砂利は市原郡里見村を最とし、碎石は主として安房郡、銚子市の産なり。白土は安房郡、夷隅郡の産にして粘土は大低各郡之を産す。

昭和八年中に於ける生産額左の如し。

郡名	種目	建築用石材		砂利(碎石ヲ含ム)		白土		粘土		價格計
		數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	房隅	五五、一〇三	二二、一三	九七九〇	二、二八一	三、三六一	七、八六、一三	一、三〇五、七五	一、七九八	二〇九、八〇九
夷隅	津生	二五三、一五〇	六、三六三	三、〇〇〇	三五七	二、一〇八	三、三六	二、六九	四九五	三三、四九五
長生	武原								四二五	八四、七七一
山形	飾原								一、三九三	一、三九三
市原	葛飾								一、四四九	三三、五六四
東葛	香取								五九四	五九四
印旛	海上								四七八	四七八
香取	銚子								六八七	六八七
海城	銚子			一、〇〇〇	三、〇〇〇				三	三、〇〇〇
銚子	銚子								三	九、七八七
計		三〇八、三三三	七三、四七五	一三三、八八〇	三五、六三八	一九、一三〇	二七三、四六〇	一九二、五三四	七、六一五、五七七	一〇、八三三
										五八五、九四〇

石 材

房總國境より産するもは安山岩質凝灰岩及砂岩にして其質凝集力弱く石理粗鬆にして水氣を吸収すること多く凍寒に耐へず、其抗挫力も亦少きを以て堅牢を要する構造に用ふべからず、雨霜の浸入少き建築に供すべし、然れども耐火力強く加工自在なれば火爐、竈等を造るに適せり、其色淡緑なるあり、灰色なるあり、或は黄色又は種々の雜色を帯び班紋をなすものあり。産地は鋸山即ち安房郡保田町元名及君津郡金谷村を最とし井目石、黒目石、ガクメ石の稱あり、稍雪、霜に耐ふ、安

房郡太海村の産は波太石、小湊町の産は寄浦石、勝山町の産は岩井袋石、夷隅郡勝浦町の産は松部石、西畑村の産は弓木石、君津郡秋元村の産は高宕石、天神山村の産は目穀目石、青目石、星目石、竹岡村の産は竹岡石といひ皆著名なるものなり。又銚子市及高神村に産するものは第三紀層の中に在る砂岩にして其實硬からず、細粒にして之を組織せる粒子に大小不同なく最も粗大の刃物を磨くに適するを以て海上砥石と稱し賞用せらる、其實粗悪なるものは建築石材として使用し高神村字長崎犬吠崎に最も多く産出す。

裝飾用の石材は嶺岡山脈に産する蛇紋岩、閃綠岩、斑輝岩及石灰石の脈を通じたる安山岩質凝灰岩等數種あれども蛇紋岩の外は産量多からず。

白 土

白土は硅酸及硅酸塩類中に微少の石灰苦土及鐵分を含有す、採掘の初めは稍灰色を帯び濕氣を含むも日光に曝すときは漸々崩壊して白色の細粉なる之を篩にて淘汰し包装して市場に出すなり。下等なる硝子製纒原料、セメント配合劑、精米搗粉、蠶節脱脂、金屬其他磨粉等に使用せらる、移出先は東京、横濱を最多とし全國各地に及ぶ。

縣下に於ける白土の分布は安房、夷隅、君津、長生及市原各郡に亘り現在坑區中安房郡九重、館野、豊房、神戸、夷隅郡長者町及大多喜町の三地域は其著名なるものにして礦脈は第三紀層及第四紀沖積層の接觸部に存在するもの優良にして分子細粒純白なり、礦脈は横層にして場所に依り厚薄あり三尺にして時に七、八尺に及ぶものあり。

往昔に於ける白土の採掘は微々たるものにして山頂又は中脈に現出せる排水工事の必要なき最も至便なる場所より採取し其數量も少なく齒磨の原料及金屬磨に使用するに過ぎず、其始めて採掘せるは安房に於ては豊房村南條、岡田及九重村二子等にして其年代判明ならざるも岡田區は天保三年六月現在の長尾村瀧口庄兵衛なる者一手に採掘販賣の權利を讓渡したる取替契約書あり、該契約書に依れば其以前より館山町の遠州屋に於て一手販賣を爲し居たることを知るを得べきも何年の創業な

りや不明なり、古老の言に依れば今より凡そ百五十年前より採掘を爲したるもの、如し。夷隅郡長者町三門、井澤、東小高に於ける採掘は明治三十六年房總線鐵道開通に當り其路線に沿ひて開鑿採抗したるに始まる、現在に於ては地中深く抗道を掘鑿して採取するもの多し。

砂 利

房總の地由來工用砂利の産地に乏しく各種の土工上不便尠からず、然らば本半島に於て此種の天恵は果して望無きものなりやと謂ふに山砂利、川砂利、濱砂利及碎石用石材等此種の資源に乏しからず。

就中山砂利は其最も重きをなすものにして其品質は玉川砂利に對比し讓る所あり三雖も、其成因より考察するに其分布甚だ廣大にして又其埋藏量極めて莫大なり。即ち山砂利層は本半島の稍西方に偏し、市原郡里見村及高瀧村の丘陵地に起り北東より南西に走り、君津郡久留里町、小櫃村を経て全郡小糸村、秋元村及佐貫町の東邊を過ぎ湊町字惡波の海岸に於て小岨地をなし海に没す。蓋し此北東より南西に走る層向線は生成當時の汀線とも看做すべきものに屬し、其延長約八里に達せり。之を地質學的に見るときは砂利層は本地域に廣く發達する第三紀層中其最上部層とも稱すべき柔軟粗鬆の岩層中に成層し、第三紀上部層上は不整合に座し北東より南西に走り東京灣に面して緩斜し、其後の生成にかゝる供積層を以て被覆せらる。其山砂利の成因は地表或は海底に於ける岩塊の風雨、波浪の作用に依り破壊、離脱、削磨せられて成れる砂利の砂泥の江海中沈澱集積したるものにして、其後地質學上の順序を経て現時の如く丘陵中に層狀を成し連亘産出するに至りたるものなり。従つて其厚薄の狀況は隨所同じからず雖も其厚さ十尺乃至五十尺の間にあり。

而して是等の産地は運輸機關の關係上採掘利用せらるゝものは里見驛、久留里驛及上總湊驛附近に過ぎず、其採集、精選の技術改善して生産費の低下と品質の精選を企圖するに於ては此種の砂利資源は愈々房總に於ける需要緩和を計ることを得べし。

山砂利を分つて水成岩礫及火成岩礫の二種類を、前者は古生代の成生にかゝる角岩礫、粘板岩礫硬砂岩礫其大部分を占む、後者は石英斑岩礫及石英粗面岩礫を主とし安山岩類礫稀れに花崗岩礫、閃綠岩礫を雜ふ。

次に川砂利の産地としては房總の國境に近く東流大洋に注ぐ加茂川あるも本河川の砂利も採集地域の選定及精選良しきを得されば其用に供し難きものあり、其他養老川、平久里川、丸山川及曾呂川共に其下流に於て砂利床の發達する地域尠からざるも其品質良好ならず。

濱砂利は海岸の汀線に堆積しつゝ、ある沖積層より砂利を篩別すべきも其使用し得るものは僅に加茂川の川口に近く鴨川町磯村及貝渚の地あるのみ。

又碎石用として利用し得べき石材は石灰岩(嶺岡層)、砂岩(全上)、閃綠岩、班礫岩、玄武岩等なり、然れども是等の碎石用として利用し得ると否かは、主として其運搬費の如何に依りて左右せらるゝものなりとす、而して如上の岩石は房總の國境に近く稍南方に偏し東西に連亘して發達せりと雖も、碎石利用し得べき主なるものは大海驛附近に於ては大海村と鴨川町との境界に當る新屋敷(富士山)及曾呂村宮ノ下(布着山)の玄武岩及鴨川驛附近に於ては鴨川町貝渚(石子山)の閃綠岩なりとす。

第四節 林産關係品

本縣に於ける林産關係品は逐年其産額の増加を示せり、之れ縣下に於ける木材利用の進歩並林産工藝の發達に因らずんばあらず。今昭和八年中の生産額を掲げ其生産狀況を述べん。

木製品

郡市名	履物(素地)	挽物	曲物	建具	指物	箱	類	桶	樽	木	毛	計
安房	三、九三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二八、四八六
夷隅	九、八七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇、四七七
君津	九、九二七	一、一五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九六、一七九
長生	八、一八〇	六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三六、九二七
山武	一七、六四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七一、七九七
市原	一八、二六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四八、五五三
千葉	一五、四一九	二九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五九、二二八
東葛	二七、一五六	五、四二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、五三〇、六九九
印旛	四二、七六七	二五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、四、三三三
香取	四三、六二〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九六、九八八
海城	六、一〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、一〇五
匝瑳	二、四四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五、三二五
千葉	三六、一〇〇	一、〇六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二六二、三〇三
銚子	五、三七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一〇、七八三
計	二六五、八九四	九、二七六	七、六三三	一一一、三三七	四六三、三三三	七六、八六二	二、八二七、八四七	七四、〇六二	三、九九九、〇〇〇			

建具

建具類の産額は二十三萬一千余圓に上り其製品の主なるものは雨戸、障子、硝子戸等にして杉材を用ふ、主産地は山武郡睦岡村、日向村、安房郡清澄山及君津郡鹿野山地方なり。就中睦岡村及日向村は縣下有數の杉材の生産地にして原料豊富なるのみならず、従業者多く技工迅速にして産額多し。所謂上總戸一名山戸の産地として著名なり、上總戸の沿革を繙ぬるに今より百余年前山武郡睦岡村埴谷の人小川彌右衛門氏が川越戸を見て自村に豊富なる埴谷杉の利用を思ひ立ち製作せるに始まり、爾來其製品は専ら東京及近縣へ販出して川越戸と對抗するの必要を生じ、製作工場を各家庭に設け職工を雇入れて大量

生産するに至り、自然其眞價を認められ注文するもの多くなれり。埴谷杉の材質、木理の優美なる爲東京市場に於て斷然川越戸を凌駕し次第に其販路を擴張し、斯業に従事する者漸く多數に上り、明治三十六、七年の交に至りては木挽業者を加ふるこきは五、六百名の就業者を見るに至れり。而して其後需要増加するに伴ひ建具材専門の製材工場を設け、自然分業するに至り益生産を増加し、上總戸は既製品雨戸を代表するが如き觀を呈せり。

大正十二年關東大震災に際しては全能力を動員して復興材料の供給に當りたる結果一時其産額七十餘萬圓に達するの活況を見たるも、其需要素より永續性なきを以て製作状態を縮少するの必要に迫らる、折柄價格の暴落に逢ひ急かに悲境に陥りたり。然かも此需要を満たすべく東京、紀州、天龍地方に於て盛んに製造するに至り、剩へ安價にして体裁よき米材建具に押され京濱方面への販路全く絶えて今日に於ては縣内及茨城方面を専ら華客とする状態なり、今雨戸の製作法を述べん。

杉材は輕量にして伸縮反張少なく工作容易なるを以て好んで用ひらる、睦岡村地方に於ては製材所より所要の材種を購入して用ひ、尙多量に製作する者は自ら立木を購入して賃挽に廻し、平及四分板(正味二分三厘)に製材す。製材は雨水其他の濕氣に當てざるやうに乾燥せしめ、切口の割裂を防ぐ、乾燥充分なるに及び加工して組立つるものこす。普通雨戸の寸法を上げれば左の如し。

堅	框	見付	一寸二分	長五尺八寸又ハ五尺七寸	二	本
	下モ横棧	見付	一寸	長三尺	一	本
	上ミ横棧	見付	一寸	長三尺	一	本
中	棧	厚	一寸一分	長三尺	普通	五本又ハ四本
	目板	厚	七分	長五尺八寸又ハ五尺七寸	普通	二本又ハ三本
		厚	八分五厘			

戸板 幅 適宜 二分三厘 長五尺八寸又ハ五尺七寸 普通三枚

製品は上等、中等、並物等に區分せられ、工程は一人平均四本乃至六本なりこす、販賣は注文先に自動車を以て直接運搬するを常こす。昭和八年中の睦岡村の製材所三ヶ所、建具製作者十八戸、従業者六十名にして生産高八萬五千本、此價格八萬七千八十圓に達せり。

從來上總戸は名栗戸(川越産)と共に出來品として安價なるを以て貸屋、長屋等に重用せられ來りたるも近時建築様式は洋風を加味するもの多く建築材料に對しても雅致、鮮明、技工等を賞用するに至りたるを以て材種の選別、等級の區分を明かにし、框及棧は桎目、無節を選び、板材も赤身、小節、無節に區分し、從來稍もすれば用ひられたる逆板は絶対に使用せず、専ら製品の改良に努むるこ肝要なり、要するに今後製品の種類を増加して帶戸、欄間、格子戸、窓枠等洋風建具は勿論、洋風建具の製作にも進出するが如きは斯業の發展を期する所以なりこす。

箱 類

本縣に於ける包装箱は各種産業の發展に其生産品の販賣統制に伴ひ頓に需要を増加せり、されど石油箱、林檎箱、煙草箱生糸箱、素麵箱、饅頭箱、密柑箱、茶箱、雜貨箱等の空箱を充用するもの相當量に達すべきも尙新に購入して使用するもの尠しこせず。而して從來靜岡縣よりの移入最も多く東京、福島之に次ぐの状態なりしが、昨年中より縣内産箱類は非常なる勢ひを以て進出を見せ漸次移入包装用箱材を驅逐せんこするの状態を示せり、今主要なる包装箱の材料及寸法に付概述すべし。

本縣に於ては昭和五年八月八日千葉縣諭告第二號を以て園藝品の販賣統制を圖り商品化を高むる爲特に包装方法を左の標準に依ることせり。(木箱を用ふものを抄記す)

包装内容品名	寸			法(内法)	板ノ厚	樹種	摘	要
	長	幅	高					
莓	(六寸八分) ^{二一}	(四寸五分) ^{一四}	(一寸四分) ^{四三}	横板 三分五厘	松、樅、杉	八箱ヲ重ネテ一梱トス		
梨	(一尺六寸)	(七寸五分)	(一尺五分)		松、樅、エゾ	石油箱大トス、但シ二十世紀梨ハ半箱ヲ用フルコトヲ得		
梅	(一尺六寸)	(七寸五分)	(一尺五分)		全	梨箱ニ準ズ		
枇	(一尺五寸) ^{四五}	(八寸) ^{二四}	(二寸五分) ^{七六}		松、樅、エゾ	三箱重ネテ二並一梱トス		
桃	(一尺) ^{三〇}	(六寸八分) ^{一一}	(二寸七分) ^{八二}		全	五箱又ハ六箱ヲ重ネテ一梱トス		
〃	(九寸五分) ^{二八}	(六寸五分) ^{二〇}	(二寸五分) ^{七六}		全	全		

又昭和七年三月三十一日千葉縣告示第百六十三號を以て水産製品検査規則第一條第三項に依る水産製品の包装を定められ其内木箱を用ふるもの左の如し。

包装内容品名	寸			法(内法)	板ノ厚	樹種	摘	要
	長	幅	高					
煮乾、田作	(二尺八寸) ^{八五}	(一尺三寸) ^{三九}	(一尺五寸) ^{四五}	横板 六分	松、樅、エゾ	當分ノ内煙草空箱又ハ生糸空箱ヲ代用ス		
未廣鱈	(二尺五分)	(一尺)	(二尺五分)	横蓋底板 三分五厘	全	林檎空箱、石油空箱及全大ノモノ其ノ半箱トス		
丸乾鱈	(一尺六寸)	(七寸五分)	(二尺五分)		全	石油空箱、全大ノモノ、其半箱トス		

其他一般に需要せらる、包装箱に付主なるものを上ぐれば左の如し。

包装内容品名	長	幅	高	板ノ厚	樹種	摘	要
胡瓜、瓜	二尺五分	一尺	一尺五分			林檎空箱ヲ用フ	

梨	(大)	一尺一寸五分	八寸二分	三寸一分			
〃	(小)	一尺五分	七寸五分	三寸			
葡萄	柿	一尺二寸	八寸	三寸三分			
甘柿	九寸五分	六寸五分	二寸四分				
生椎茸	一尺六寸	七寸五分	一尺五分				
鶏卵	一尺六寸四分	八寸一分	一尺一寸八分	横板 六分	松、杉	四打入	
煉乳	一尺六寸四分	一尺五寸五分		横蓋底板 三分五厘		一貫入	
櫻干	一尺七寸	八寸	二寸五分			二貫入	
〃		一尺七寸	八寸	四寸五分		林檎空箱六貫入	
〃		二尺五分	一尺	一尺五寸			
罐詰	一尺五寸二分	一尺三分	五寸四分				
生魚	六尺八寸	一尺二寸	一尺				
〃		一尺四寸	一尺一寸	三寸			
煉炭	一尺七寸五分	八寸	一尺五分	横板 五分	松、エゾ		
				横蓋底板 三分五厘			

本縣下に於ける包装箱の需要量は一ヶ年四百二十萬箱を下らず、其過半数は空箱を利用するの状態にあるを以て容量は其空箱の大きさに左右せられ内容品の端數を生ずるもの尠しせず、斯くては商品の單純化を期する上に於て甚だ遺憾なるを以て各種生産業者に注意を促し、一方包装箱製造業者をして低廉に供給せしむるやう協調を遂げ又假令空箱を使用する場合に於ても一定の規格に改造せしめ統制を期するの要あり。

桶 樽 類

本縣は由來醬油の生産を以て名高く、昭和八年に於ける醸造石數六十二萬二千石、此價格一千八百六十餘萬圓に上り、就中東葛飾郡野田町及銚子市は最新式の醬油工場として全國に冠たり。其他酒類も産額九萬七千石に達せり。従つて之が醸造及販賣に要する桶樽類は其數莫大にして其價格二百八十餘萬圓に達し此等桶樽類は主に各醸造地に於て製作せられ其原料たる樽木及竹材は多くは之を縣外に仰ぐの状態なり。

醬 油 樽

本縣に於ける醬油の主産地たる野田町は約三十萬石、銚子市は約二十萬石、此合計五十萬石を生産し逐年激増の状況に在り。而して近時醸造用大桶は「コンクリート」製の「タンク」を以て代用せられたるも之が販賣用容器は主として樽を使用す、輓近瓶及罐を使用するに至りたるも尙野田銚子に於ける樽の使用量は三百萬個を下らざるべく、之が樽木(新木と謂ふ)及籬(輪竹と謂ふ)の材料は莫大の數量に達す。

新木は主として秋田材を使用し、蓋、底材は一部米榭を製材して使用す、現在の醬油樽は十六「リットル」(即ち九升入)にして新木の木取扱は左の如し。

	長サ	厚サ	材積
側 丸	一尺一寸	四分五厘	三十九尺(十樽分) 〇、二〇二
蓋 丸	一尺一寸	八 分	二十四尺(二十樽分) 〇、二二一
底 丸	九寸五分	九 分	二十二尺(全) 〇、一八八

材種は杉材にして色黒五掛、目荒八掛、振五掛、二ツ目六掛、ハネ物五掛、幅六寸、長狹五掛等の區別あり。

側材の幅は一寸五分以上四寸五分赤味、板目、証目材にして三ツ目以上五ツ目あるもの一束の直徑一尺一寸に二十四枚、周

りに四枚を附して一丸とす、蓋材の幅は三寸以上にして白味、板目の別あり、一束の直徑一尺七寸、十七枚あり、底材の幅は三寸以上にして白味、板目一尺五寸、十五枚とす。

新木は秋田能代地方に於て製作せられて鐵道便を以て移入せらる、一樽分の新木は〇、〇四〇六石にして七噸車に側丸二八

〇束蓋丸二四五束、底丸二九二束(即ち一、二〇〇樽)分を積込むことを得。

輪竹は野州、上州、茨城及縣内産二割内外とす、主として水運(筏)にて輸送せらる、二、三本物、四、五、六本物(七割)、八本物以下(三割)を使用す。

輪竹の種類及寸法左の如し。

	數量	輪竹の長	輪竹の幅	廻數
口 輪 (口輪、重輪)	二本	十九尺	五分五厘	五 廻
腰 輪	一本	二十五尺	七 分	七 廻 一目
下 輪 (三番、二番、止輪)	三本	十三尺 十二尺	四分 三分	四 廻 (三番、二番 止輪)

輪竹は都合六本にして口輪は最上部に、腰輪は中央部に於ける最大なるものにして一名節輪と稱し、主として体裁に用ひらる、下輪は最下部にありて底を緊迫する役目を有するを以て細輪三本を使用す。

輪竹百樽に付約十束を要すべく竹材の大小に依りて利用上種々區別するを常とす、即ち腰輪には從來二、三本竹を用ひしも近時竹材の節約上四、五本竹を使用し、又口輪には五、六本竹を使用せしものを下輪と共に六、八本竹を以て代用するに至れり。

次に輪竹の処理法としては先づ竹材の大小に依り所要の長さに切断し、次に砂を入たる布袋に水を注ぎながら竹材の表皮の垢を取り所謂砂磨を爲し、之を乾かしたる後所要の幅に分割す。即ち

八寸竹は十割、六寸竹は六ッ割又は八ッ割、五寸竹は十割

にして使用するを常とす、近時竹材の節約上六寸以上の竹材は全量の二割内外を使用するに過ぎず、多くは五寸以下のものを使用するの状態なり。

又竹材は雨露に晒さるゝときは其光澤を失するを以て貯藏に當りては長き棚を架し、之に竹材を列べて可成通風を良好にするに共に被覆を行ふ。要するに醤油樽用輪竹は伸長あり、節間長く節低く表皮青色を呈して赤味を帯びず且疵なき五、六寸の竹材を以て優品とす。

終りに醤油の容器としての樽は永續性ありやと謂ふに從來醤油樽は化粧樽の觀を呈したる結果、中味の價額に比し二割以上を樽代に要したり、然かも其古樽は味噌又は漬物樽に使用せらるゝに過ぎずして一回限りの容器としては贅澤にして且高價なりこの定評あり、茲に於てか近時瓶詰又は罐入の如き代用品の進出を見るに至り、漸次之が需要を増加せんとするの傾向にあり。されど此等の容器にも一利一害ありて瓶又は罐の如きは保存、破損等の缺點あり且値段も格別低落せざるなり。而して樽は多年の經驗に依り最も適當なる容器なるを以て若し木材及竹材の節約を計畫し、之が生産費を低下して其醤油の一割以内を以て樽代を支辨し得るに至らば最も理想的容器なるを失はず。現在野田、銚子の醤油工場に於ては製樽をも直營にして各種の機械力を應用して此の理想の實現化に腐心しつゝあり。要するに現在使用する樽の規格を變更するに共に製作能率を増進せば之が實現は必ずしも難事にあらずと云ふべく又將來八「リットル」入、四「リットル」入等の如き輕便なる樽をも使用するに至らば相當需要を増加し瓶詰及罐入を驅逐するに至らん。

木 毛

木毛は又木綿と稱し大正六年頃成田木工工場に於て名古屋市東區布池町大隈鐵工場製作の堅動式木毛機二台を据付け製作せるに始まり、爾來順境の發達を遂げ現在に於ては千葉市外四郡に亘り十工場、其産額七萬四千余圓に達するに至れり。

木毛は疎鬆、捲縮、彈力の三性を存するを以て破壊し易き物品又は貴重品等の包装充填用として使用せられ又椅子、寢台の心等各種の用途を有し漸次廣範なるの状況なり。而して本工場は多く製材工場の兼業にして玉切用丸鋸一台、木毛鉋削機四

台を一組として作業するを以て最も經濟的經營とするが如し。

資材は從來赤松、唐檜、ドロ、シナノキ、柳等の白色軟材を使用す、即ち經木用材と殆んど同様なり、然るに本縣は潤葉樹材少なきを以て赤松を使用す、千葉郡譽田村、印旛郡、東葛飾郡地方産を良品とす。而して肥沃地にて材質軟く均一に成長したる節間一尺二寸以上あるものを末口四寸以上、長さ適宜なるも普通五、六尺乃至丈三の丸太にして工場に搬入す。

製造工場に於ては材料丸太を丸鋸にて大節及不良部分を除き、長さ一尺二寸乃至一尺四寸に玉切りし、更に之を二割とし剥皮したる後鉋削機に掛け、半圓形的一端より柁目取りとなるやう鉋削し、髓心部に至りて方面を換へて掛直しを爲す、之柁目取りの必要を資材を有効に使用せんとするものなり。

功程は一日に一台の鉋削機にて上等品一捆半、粗品五捆を生産することを得、製品は赤松生材一石より三捆を得べく、其正味二十七貫（木毛一捆は約九貫目にして俵入し皆掛十貫に荷造す）となるべく、等級区分は特號、一、二、三等及等外品の五級とし、資材の分類に依りて區分せらる。

而して本縣に於ける松材の利用は主として林齡二十年乃至三十年生にて伐採し丸太、棟梁材に利用すること共に薪炭材に供せらるゝ状況なり、然るに本木毛工業は將來之が需要増加するに於ては益々發達する可能性あるも今後新用途の發見せられざる限り需用の増加を豫想するを得ず、従つて生産者は可成間伐材の利用を増進し且生産費其他諸費の低減に努力せば松材の利用上最も適切なる事業なりとす。

竹 製 品

郡市名	籠 及 篋	簾	行 李 及 和 傘	計
安房	111,000	1,000	4,964	116,964
夷隅	16,788	46	4,709	21,543
津	17,000	100	1,806	19,906

女物傘柄 (並)

二、八

全

三分乃至四分

六四

資材は國有林より特賣を受くるの外附近民有林より購入す、採取者は林内より選擇して伐採し、一〇〇乃至二〇〇本を藤蔓又は割竹にて結束して製作工場に搬入するを常とす。

工場に於ける資材の處理法としては先づ點々剥皮して冬は二ヶ月其他の時季は三、四週間之を乾燥し置き、粗材の通直ならざるものは文火に炊りて其屈曲を矯めたる後八角又は六角に粗削り是より鉋削機械に掛くるものとす。粗材は上、下に回轉しながら移動する間に鉋削せられて圓形に仕上げらるゝも傘柄は手元の部分を削らず其製作工場に於ける一人一日の工程は大約次の如し。

矯め (文火に炊りて屈曲を矯正するまで)

三〇―五〇打

粗削 (八角又は六角に削る)

全

鉋削 (荒削)

八〇―一五〇打

全 (仕上げ)

全

販賣は洋杖は主として粗削のまゝにて、洋傘柄は仕上げまでの半製品として洋杖及男物傘柄は三〇打、女物は五〇打を一捆とし繩にて結束し、其外部を紙又は筵にて包装荷造して市場に移送す。

小楊子

廢藩の頃久留里藩の士族が下總古河地方に於ける楊子製造狀況を視察し、之が有利なるを認め附近山林より原料木を採取して製造せるに始まり以て今日に及べり。而して現時原料木たる「クロモジ」は主として附近國有林より供給を仰ぎつゝあり。小楊子は久留里町、小櫃村其他附近の町村に於て副業として製造さるゝに至り明治四十年頃は其價額二萬余圓の生産を見たるも漸次原料木の供給潤澤ならざるを、代用品の進出に影響せられ従業者も激減するに至れり。

其製品は形狀に依り太刀、鐵砲、熨斗形、ハイカラ、キツカリ、白魚、二寸、三寸等の名稱あり、普通使用せらるゝものは二寸とす。製造方法は極めて簡單にして器具としては鋸一丁、鉋一丁、小刀二本位を要するに過ぎず。

五十本或は百本を紙袋に入れ若は包装したるものを更に十個、二十個、五十個等を一束とし荷造して市場へ出向けらる。

楊子の價格は其形狀、大き及本數によりて一様ならずと雖も百本入一包二錢乃至五錢位なり、普通品は僅か一、二錢を上下す、此地方に於ける楊子は主として東京及横濱に移出す、粗製品は縣内にて取引せらるゝもの多し、而して久留里附近に之が仲買を營むもの二三名あり。

近時楊子は平又は丸形にて機械力を以て多量生産せられ「ホテル」、料理店、飲食店等の名稱を附して廣告に利用するこゝに流行を爲れるを以て今後家庭工業として製作し來りたる該地方の「クロモジ」楊子も一般嗜好に投するやう意匠を工夫し一段の努力を要すべし。

木釘

本縣に於ける往古以來名高き三大牧場の一たる小金牧場を廢し明治初年頃開拓するに當り鍋島藩士の小物共が東葛飾郡豊四季 (現今柏町の一部) 及十余二村 (現今田中村の一部) に移住し來りて茶園等農耕に従事する傍ら家庭工業として野生ウツギ材を利用して木釘を製作したるに始まり、爾來其技工益々發達して生産増加するに及び漸く原料の不足を告げ茨城、福島房總地方より供給を仰ぐに至れり。

ウツギ製の木釘は桐、ヒノキ、杉等にて製造する箆筒其他の指物に使用するを常とす、脚釘、中釘、相中、小釘の四種あり、脚釘は長二寸二分、中釘二寸二分、相中一寸五分、小釘九分とす、中釘は側、小釘は底板、後板、相中は引出廻りの側に用ふ。箆筒の脚は一寸二分なるを以て正味一寸五分の木釘を使ひ、残りを斷去するが如く、實際に使用する長さよりも長目に製作するなり、即ち打込みに依り地板に傷付けざるを要するが故なり。

原材料は二、三年生の末口直径三寸位より利用すべく長さ三尺乃至四尺に木取り五〇乃至一〇〇本を藤蔓又は割竹にて結束

して搬出す、伐採期節は樹液流動せざる冬間を最良とし、乾燥を充分にすべく生材は用ふべからず、一ヶ月間も水に浸し置くを可し、是れ樹液を除くと共に材を軟にし削り易きが爲めなり、木釘は丸、八角又は六角にして角形を良しす、よく乾かしたる後、吠又は南京袋に入れて出荷す、前者には六斗入、後者には九斗入とす。
木釘は使用する場合に指物屋に於て焙烙にて煎りて使用するを常とす。

雑工品(二)

郡市名	團扇骨及團扇	傘	柄	矢(箭)	竹	竹	帚	價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	
安房	四、九七四、九三〇本	一五、七三〇円				二、七三〇本	一〇元	一五、八七二円
夷隅	二、〇〇〇	一〇〇						一〇〇
君津	一〇、〇〇〇	六〇〇				一五、〇〇〇	一、五〇〇	三、一〇五
長生			七〇、三〇〇	一、一〇五				三、一〇五
山武	六、一〇〇	三〇〇	七、八〇〇	二三四				二三四
市原								三三八
千葉								三五
東葛								八三
印旛								三、九七〇
香取								三、九七八
海計	五、〇八二、〇一〇	一六、五八〇	八二、六〇〇	一、三三三	三三、四八〇	三、三七一	四、七三〇	一六、三三三

團扇骨及團扇

封建時代川越藩士及大分藩士の小祿者の副業として團扇を製出したりし頃、團扇原料竹を丸竹として安房郡より移出せしが

明治十七年船形町に於て熟練なる職工を聘し、割竹工を附近の子女に傳習せしめて以來那古、館山、北條、豊房、豊田、千歳等の各町村にも農家、漁家の副業として割竹工に従事するものあるに至り、丸竹の移出を絶つに至れるのみならず、明治四十年頃より之が原料竹郡内産のみにて充たすこと能はず、君津、夷隅、市原各郡及伊豆半島より移入を仰ぐに至れり。
團扇竹の材料は普通女竹にして、大名、ニガ、箱根竹(篠)の別あり。

- 大名 (房州にて本竹又は本場ニ云ふ) 房州
- ニガ (房州にてニガ、豆州にて大名又はチナナ竹ニ云ふ) 房州、上總、伊豆
- 篠 (房州にてマバリ、豆州にて篠ニ云ふ) 箱根、伊豆、安房、上總

大名竹は肉厚く質緻密にして粘靱皮面の光澤最も優れ原料の保存に可なり、尙節及芽の工合甚だよし、安房郡豊房村のものは之を本場ニ稱し品質優良他に其右に出づるものなし。ニガ竹は芽の工合大名に似れども光澤劣り粘り氣少く皮面に汚染生じ易し、肉は厚く節間短く梢殺なり。箱根竹は節長くして肉薄く材の振れるもの片節のもの多し、材質軟にして割り難く且身を剥ぎ悪し、乾上り軟くして皮面光澤に乏しく汚染あり、而かも粘り氣少きため割竹の附根傷み易し、されば加工の際不合格品一、二割出づるは普通なり。外房州には目白なるものあり、ニガマバリの中間種にして下等品の原料となる。

團扇竹は年齢二年以上三年子を使用し、過老のものは光澤悪しく質脆し、大名は硬化速にして時に新子を用ひ得るも其他は二年以上に限る、伐採期節は房州にては一ヶ年を通して節の発生時期一ヶ月位中止するのみ、各地に於て最も盛に切出すは農閑の十月より翌年三月迄にして切旬は十一月より一月迄を最も宜しとす。太さは直徑二分五厘より五分とす、普通大名は三分五厘より四分、ニガは四分より四分五厘、マバリは四分以上のもの多く伊豆産は往々三分より六分經のもの混入するところありと云ふ。

團扇竹は凡て倒さ木取にして長一尺四寸とし下端より九寸の所に節を置く、即ち節下九寸を骨とし節上五寸を柄とし之を丸竹ニ云ふ、大名は四五〇本、五五〇本又は六〇〇本を結束し、ニガは五〇〇本又は六〇〇本入、マバリは六〇〇本入、又箱

筆 軸

君津郡小糸川地方は古より白軸の本場として有名なり、安房郡瀧田村の生産は其後に始まり既に百年に達し中村某之が元祖たり、北三原村、丸村附近の矢竹を用ひ農家の副業として冬の農閑に製作す、新子のみを伐採するを以て近來漸次材料缺乏し來れり。房州にては矢竹を白竹、ノタケ又はヤノタケといひ白軸の最上品とせらる。矢竹は岩石地に生長し皮張堅く肌細かにして乾上り白くして艶あり、肉薄く孔大にして質軟く軸の工作容易なるを特徴とす。

原料の矢竹は新竹のみを用ひ十二月より二月頃の間伐採す、彼岸に至れば漂白の際竹材に黴を生じ色澤悪し。矢竹より軸五本を取り得るものを上とし一束に付軸四千本を得るを普通とす、秋元村西栗倉に於ては籜皮を除き次に粗穀を磨砂とを混じて水磨ぎにし、磨上げたものを繩にて二條編みて日光に乾かし夜露に晒すこと四週間にして光澤ある白色のものとなる。之等の作業は十二月より寒中に涉りて行はれ晒上げたものは節間を鋸にて適當の長さに玉切るなり、其工程は籜皮取は青竹一千本、砂塵きは全一千本、玉切りは軸四千本とす。

軸の大きさは一分八厘より二分八厘を上物とし、長さ七寸にして四千本束三把入を一俵とし又二分八厘より四分迄を六千本入を、五分乃至六分物は三千本入を一俵とす。根元及梢は寸詰りにて五寸五分長にして一萬二千本入俵として出荷す。

竿 類

旗竿、物干竿及釣竿等を總稱す、以下縣内産に付略述す。

旗竿、物干竿

君津郡小糸川、湊川筋の産多く品質良好ならず、旗竿としては節高く韌性あり、色合は青味あるを可とす。竹の伐期は秋季より翌年の三月迄とす、伐採したる青竹を砂磨きし、左の寸法に區分せらる。

長	九 尺	一 丈	一丈二尺	一丈五尺	一丈八尺	二丈一尺
末 徑	五六分	五六分	六七分	八九分	一 寸	一寸三分

而して材種は主として若竹にして屈曲あるものは撰び出して物干竿、箒柄として出荷せらる、建値は百本とす。旗竿は際物なるが故に其需要も一定せざるを常とす。

釣 竿

本業は嘗て埼玉縣北足立郡青木村の人伊田三右衛門氏市原郡富山村新井に來りて原料竹の買入を行ひたるに始まり、其後全地方に於て之が製造を開始したるに基因す、爾來農家副業として原料竹を伐採し漸次其區域を擴張し現時に於ては安房、君津、市原、千葉、印旛、東葛飾の各郡より原料竹を移出す。

原料竹は若竹、布袋竹、矢竹、内竹等にして東京、埼玉地方に仕向けらる。製品としては僅かに布袋竹の釣竿を見るに過ぎず、釣竿用の布袋竹は素直にして硬く生育し、幹丸く元節低く先端の力あるものを可とす、長さは三尺より十八尺迄一尺置きに區分せらる。

原料竹は山元にて枝を切り詰め持來して製作地にて枝を下す、枝を除きたる後鋸を以て芽を直し、次に炭火上に掛け炙りて皮面に發する脂を拭き取り青竹は白色に變するを待つて日光に乾し、其儘夜露に晒すこと二十日位にて乾燥を終り五〇乃至一〇〇本を結束して出荷せらる。

雜 工 品 (四)

郡 名	綽 名	數 量	柄 格	熊 數	手 格	衣 數	竹 格	ア 量	ノ 格	價 格 計
君 津	津 房	135,000本	2,015円	1	2,450円	100,000本	130円	5	19,150円	21,175円
安 房	房 原	1	1	1	1	100,000本	130円	1	1	2,580円
市 原	原 房	135,000本	2,015円	1	2,450円	100,000本	130円	5	19,150円	21,175円
計										3,765円

熊手

本縣産熊手は内地向及輸出向を合するときは其産額相當數量に上るべし、而して原料竹は小骨は苦竹、柄は女竹を使用するを普通とす、農山村の副業として農閑期を利用して製造に従事し得べきを以て今後規格を統一して販路の擴張を圖り以て増産を期するの要あり。

夷隅郡大多喜町産の内地向き熊手の寸法は左の如し、

- 小骨 長一尺八寸五分、幅二分二厘、厚一分、數量二十六本
- 柄竹 長四尺五寸五分、太五、六分

原料竹を砂磨にしたる後適當の長さに玉切り、骨の幅四、五分に割り竹の肉質部を薄く削去りたる後小骨を二つ割し其先端部を電氣棒又は燒鐵棒を當て、曲げ引搔を作る、柄竹も砂磨したる後、元口の尖端に長さ八寸の割竹を柄竹に直角に打込み十三枚の骨を結着し更に八寸去りたる所にて骨を重ね合せ鐵線にて緊着し小骨の中央部を藤蔓又は針金にて編みて仕上るなり。熊手の用途は極めて廣く其生産は副業的製造に係るもの多きを以て各地方ともに寸法及附屬材料相違するの狀態なり。

油脂類

郡名	桐		松		松		價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
安房	六〇斤	五三〇	一、九九五	四三〇	一、五三〇	九六八	一、五三〇
夷隅	一九	一六	七、四〇七	一、五二四	—	—	一、五三〇
君津	九六	四	一、一〇一	三〇九	—	—	三八九
長生	—	—	—	—	—	—	—
山武	—	—	—	—	—	—	—
市原	—	—	—	—	—	—	—
千葉	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

椿油

本縣の椿油の生産は最近五ヶ年の狀況左の如し。

年次	數量	價格
昭和四年	一、九〇三	二、〇二五
昭和五年	一、六七八	一、六六七
昭和六年	一、四三〇	一、二五〇
昭和七年	一、八七〇	一、四八一
昭和八年	一、四一〇	一、二七四

椿又は山茶花の種實を利用す、椿及山茶花は縣内各地に於て宅地の周圍、畦畔、又は海岸地帯等に栽培せられ、今後空地及閑地利用上最も適切なる樹種なりとす。而して其製油は主として菜種、桐油等の兼業に行はるゝを常とす、一日種實を採取して晴天の日に四、五日乾かすときは果皮破るゝを以て之を取出して白又は「ローラー」にて粉碎し、細粉となれるものを麻袋に入れ蒸器にて蒸し搾油機に掛け普通二回搾す、此粉碎機、蒸器、搾油機は種類多く舊式器具は歩止り悪し、近時「ローラー」や水壓機を用ふるものあり。尙操作の方法に依つて温壓法と冷壓法に分れ、温壓法に依るときは椿は二割強、山茶花は二割弱の歩止りあり、冷壓法は蒸器を用ひず、粉碎種實を直に搾油するものにして此方法に依るときは優良油を得べきも歩止りは温壓法の半分に過ぎず。次に殻身搾と剥身搾との二法あり、剥身搾法は其種皮を取去する手數あるも無着色

の優良油を得らる、特徴あり。

かくて得られたる油は水分及夾雜物を含有するを以て濾紙又は脱脂綿にて濾過し更に容器に入れ放置し上澄液を汲み取り石油罐に入れて販賣す。椿油は頭髮用油たるの外金屬の防銹、精巧なる機械の減磨、毛織物の製絨、染色、醫藥、食料其他高級化粧料等に供せらる、近時軍需品として綿火薬の製造、飛行機推進機軸油等にも使用せらる、搾粕は髪洗用又は驅虫劑等に用ひらる。

桐 油

本縣に於ける桐油の生産狀況を示せば次の如し。

年 次	數量	價格
昭和四年	四九、九四三 ^斤	一四、〇二七 ^円
昭和五年	四六、一一〇	一〇、二九〇
昭和六年	八八、四二〇	一五、二五〇
昭和七年	七五、二〇三	一四、〇六七
昭和八年	二二、一〇四	五、三〇九

該製造は今を遡るこ約三百年前津郡久留里町小熊久三郎氏自然生油桐の種子を採取し燈火用として搾油を創始したるに基因す。稱す、爾來本業は消長ありたるが如きも漸次安房郡の北部及南總地方の山間に於て之が製造を開始する者あるに至り、然るに輓近原料木伐採せられたる結果原料種子の産額減少を告げ延て桐油の産額も遞減の傾向あり。

製油方法は椿油の製法と略同じく在來種は二割位の歩止りあり石油罐入にして販賣せらる。

新式搾油場としては市原郡八幡町木口製油所、今郡姉崎町石川製油所、安藤製油所、君津郡木更津町渡邊製油所、山武郡東金町鈴木製油所あり、又昭和七年縣費補助に依り夷隅郡西畑村油桐増殖實行組合に於て製油設備(水壓機二台付)をなせり。

桐油は古來燈火用として重用せられ又油紙、雨傘にも使用せられたり、近時ペイント、ワニス、人造護謨、リノリウム、エナメル、印刷用インキ等の原料として又エキホス、イヒチオール、吐劑、下劑等の藥用とし、電氣機械の絶縁塗料にも用ひられ其用途實に廣汎なりとす。

松 根 油

本業は明治二十七年印旛郡彌富村の者農閑期に於ける副業として創業したるに胚胎せり、即ち當時に在りては附近松林を伐採し、土地を開墾する者多く其原料たる松根豊富にして之を採掘し乾餾事業に依り松根油を製造し、東京方面に移出し來りしが明治三十年頃に至り各地に乾餾事業を開始し更に精製して「テレピン」油を製造する者あるに至れり。

製造法は先づ樹脂に富む松根即ち肥松を長一尺位に鋸斷し、直徑一寸以下に割裂し、之を中籠に詰め五十貫位を豎型鐵製乾餾釜に仕込み鐵蓋をなし、石灰及粘土にて目塗をして加熱すること二時間位にして資材中の水分は氣化して「テレピン」油は之に誘發せられて釜底より冷却器に入り淡黄色の液となる、既に溜出し始むれば低温度を保たしむ、しかし三時間も経過すれば「レトルト」内の温度は次第に上昇して溜出液の著色濃厚なる、此時に至れば資材中の固松脂の一部は溶融して「レトルト」に冷却器との中間下部にある「タール」溜に集り、更に上昇する蒸氣は冷却器に入り全長三十余尺の蛇管を通り過して濃縮せられたる液體は下部の溜池に流出す。此液体中には水分を含有するを以て「ボーム」の比重計二八度までをテレピン油の原料とす、又低度油は靜置して木醋酸を分離し、其液よりは醋酸鐵を製造することを得。

乾餾釜には豎釜及横釜の二種あり、縣下の製造工場は多く横釜式なり、此法は操作簡易なるも原油ミタールを分離し得ざるを以て品質優良なるテレピン油及タールを製造し得ざるを缺點とす、普通直徑三尺、長五尺ある鐵製(厚さ三分)乾餾釜を使用す。原料一〇〇貫より原油三斗を得らる。

テレピン油は塗料工業及精密機械洗滌用として缺くべからず、將來益々需要を増加すべき情勢にあるを以て原料の集約なる利用を圖り松根油の増産を期せざるべからず。



縣下に於ける主なる製造工場は山武郡大網町伊藤製油所、全日向町西郡製油所、千葉郡蘇我町大塚製油所等なり。

昭和八年林産物一覽表

種別	品名	價額	種別	品名	價額
主産物	薪炭	八二三、六七七	林産物雜類	建築石	一〇九、一一三
	竹材	六七六、九七五		砂利	二七三、四六〇
副産物	薪炭	六八、九九九	粘土	粘土	一九二、五三四
	木炭	五七二、九五六		白土	一〇、八三三
計	薪炭	八〇九、四一六	木製品	木製品	五八五、九四〇
	薪炭	二、九五二、〇二三		竹製品	三、九五九、三〇〇
計	薪炭	九六、五一六	雜品	雜品	三一六、二八〇
	薪炭	一一九、七一四		油類	二三一、一四六
計	薪炭	四四、一七二	計	計	二〇、八三〇
	薪炭	四七六、〇〇四		計	四、五二七、五五六
計	薪炭	九八三、四一八	計	計	九、〇四八、九三七
	薪炭	九八三、四一八		計	九、〇四八、九三七

第五節 製材及規格

從來本縣の用材は丸太、柚角等の素材の儘販賣せらるゝ、こゝ多かりしが時局以來機械力に依る製材事業各所に起り愈々森林利用の集約化を見んこす。今昭和八年末に於ける製材事業の概要を示せば次の如し。

郡市名	工場數	動力		製材	材種	材量
		石炭	電力			
安房	二七	一〇	二五	小角、柱、板	角、板	三〇、九〇〇
夷隅	一四	一〇	二五	杉、松	角、板	一一、三一一
君生	九	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板、小割、土台	一五、三二〇
長生	六	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一〇、四六一
山武	三	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	三〇、七八八
市原	二	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	九、八四〇
千葉	二	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	八、五三〇
東葉	二	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	八、三〇〇
印旛	三	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	八、三〇〇
香取	一	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一、七、六〇〇
海上	一	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一、七、〇〇〇
匝瑳	一	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一、七、〇〇〇
千葉	一	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一、七、〇〇〇
銚子	一	一〇	二五	松、杉、樅、椎	角、板	一、七、〇〇〇
計	一八四	一〇	二五	計	計	一八七、一三八

今好況時代に於ける大正八年末に於ける製材事業に對比するに當時は工場數五一ヶ所、馬力數六〇三、一、鋸機械七三臺の三分の一に過ぎず、然かも製材工場云へば市街地に設置せらるゝもの多かりしが木材價格の低落と労働賃銀の昂騰とに伴ひ勞力を節約し其利用を集約にする爲簡易製材工場を可成山元に新設するの傾向を示せり、従つて用材林の豊富なる山間に於ては一ヶ所に四、五ヶ所の工場を見るの狀態にして林利増進上喜ぶべき現象なりと雖も、資材の購入及製品の販売に關し全業者間に於て競争するの結果、從來慣用の寸法及規格も正量を明示せざるを口實にして實量不足のもの市場に現はれ公正なる販賣取

引の實行困難なる實情に立ち至りたり、爲に一般生産者並消費者の蒙る影響少しとせず。茲に於て同業者相謀り昭和九年中木竹材組合を設立し出來製材品標準寸法及竹材規格(次表)を制定して取引上の圓滑を期することになり。依つて縣は木竹材組合及竹林組合と協力して其規格の勵行を期し、木竹材の正量取引實施に資せんす。

一、出來製材品標準寸法

稱呼	厚		幅		長		束物入數
	米突法	寸尺法	米突法	寸尺法	米突法	寸尺法	
厚板	六、一〇 四、五〇 三、六〇 三、〇〇	二 一寸五分 一寸二分 寸	一五、〇〇 三〇、〇〇 (三、〇〇)	五寸以上 一尺迄 (一寸飛)	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	九尺三枚入 八寸四枚入 七寸五枚入 六寸六枚入 五寸七枚入 四寸八枚入 三寸九枚入 二寸十枚入
板	二、四〇 二、一〇 二、〇〇 一、八〇 一、七〇 一、五〇 一、四〇 一、二〇	八分 七分 六分五厘 六分 五分五厘 五分 四分五厘 四分	一五、〇〇 三〇、〇〇 (三、〇〇)	五寸以上 一尺迄 (一寸飛)	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	九尺三枚入 八寸四枚入 七寸五枚入 六寸六枚入 五寸七枚入 四寸八枚入 三寸九枚入 二寸十枚入
平割	三、六〇 三、三〇 三、〇〇	一寸二分 一寸一分 寸	延幅正寸	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	九尺三枚入 八寸四枚入 七寸五枚入 六寸六枚入 五寸七枚入 四寸八枚入 三寸九枚入 二寸十枚入	

稱呼	厚		幅		長		束物入數
	米突法	寸尺法	米突法	寸尺法	米突法	寸尺法	
六分板	一、一〇	三分五厘	一五、〇〇 三〇、〇〇 (三、〇〇)	五寸以上	一、八二米 二、九二米	六尺	尺十枚入 九寸十一枚入 八寸十三枚入 七寸十五枚入 六寸十七枚入 五寸十九枚入
四分板	〇、七〇	二分三厘	一五、〇〇 三〇、〇〇 (三、〇〇)	五寸以上	一、八二米 二、九二米	六尺三寸	尺十枚入 九寸十一枚入 八寸十三枚入 七寸十五枚入 六寸十七枚入 五寸十九枚入
大貫	二、四〇 一、八〇 一、七〇 一、五〇	八分 六分 五分五厘 五分	一五、〇〇 三〇、〇〇 (三、〇〇)	五寸以上	三、六四米 二、七二米	十二尺 九尺 六尺	八分六丁入 六分以下十丁入
中貫	一、四〇 一、二〇	四分五厘 四分	八、五〇 八、二〇	二寸八分 二寸七分	三、六四米 二、七二米	九尺 六尺	十二丁入
小貫	〇、八〇	二分五厘	四、五〇	一寸五分	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	小貫三十丁入
木摺貫	〇、六六 〇、六〇	二分二厘 二分	三、六〇 三、四〇	一寸二分 一寸一分	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	五丁入
大小割	二、七〇	九分	三、四〇	一寸一分	三、六四米 二、七二米 一、八二米	十二尺 九尺 六尺	大十二本入 中二十本入 小三十本入

二、竹材規格

稱呼	太サ	入	淡	延	尺
尺竹	一尺以上	一	本	一尺九寸以上	九寸
九寸竹	九寸未以上	二	本	一尺七寸以上	八寸
八寸竹	八寸未以上	二	本	二尺二寸五分	七寸
七寸竹	七寸未以上	三	本	二尺六寸以上	六寸
六寸竹	六寸未以上	四	本	三尺八寸五分	五寸
五寸竹	五寸未以上	七	本	四尺五寸以上	四寸
四寸竹	四寸未以上	十	本	一尺八寸繩	三寸
大ガ	四寸未滿	十一本以上			大
中ガ		二十一本以上			中
小ガ		三十一本以上			小
細ガ		四十一本以上			細

稱呼	太サ	入	宗	延	尺
尺竹	一尺以上	一	本	一尺九寸以上	九寸
九寸竹	九寸未以上	二	本	一尺七寸以上	八寸
八寸竹	八寸未以上	二	本	二尺二寸五分	七寸
七寸竹	七寸未以上	三	本	二尺六寸以上	六寸
六寸竹	六寸未以上	四	本	三尺八寸五分	五寸
五寸竹	五寸未以上	七	本	四尺五寸以上	四寸
大ガ	長二十一尺以上				大
中ガ	長十五尺以上				中
小ガ	長十二尺以上				小
三ガ	長八尺以上				三
間渡	長八尺以下				間渡

竹材の單位及結束方法

- (1) 竹材ノ太サノ寸法ハ分以下切捨寸ヲ以テ表ス例、バ六寸竹ハ正味六寸以上七寸未滿トス
- (2) 太サハ苦竹、淡竹ニ在リテハ竹材ノ基部ヨリ三節目ト四節目ノ中間、孟宗竹ニ在リテハ目通(基部ヨリ四尺五寸位)ノ節間ノ周圍ヲ以テ測定ス
- (3) 束ハ入數ヲ以テスルモノハ苦竹、淡竹ニ在リテハ四寸以上、孟宗竹ニ在リテハ六寸以上トシ其以下ノモノ及女竹ハ繩ベテ以テス

稱呼	米	突	法	長	寸	尺	法
小角	六、七、七、八、九、〇、〇、一、一、二、三、五、六、八、一、〇、五、五、一、〇、五、〇、五、〇、五、〇	二、二、二、二、三、三、三、三、三、四、四、五、五、六	寸寸寸 寸寸寸 寸 寸	三、五、八 三、五、六、八 五 五	寸分分分 寸分分分 寸分分分 寸分分分	一、八二米以上 (三、〇〇種飛)	六尺以上 (一尺飛)
平角	一、二、〇、〇	四寸	一五、〇〇以上	(一寸飛) 五寸以上	二、三、三、四、五、一、〇、九、八、七、六、一、二、三、四、五、六、米	七、十、十、十、九、尺	七、十、十、十、九、尺
小種	三、〇、〇	一寸	四、二〇	一寸四分	一、八二米	六尺	小 十二本入
中種	四、二、〇	一寸四分	四、五〇	一寸五分	二、七二米	九尺	中 九本入
大種	五、二、〇	一寸七分	五、五〇	一寸八分	三、六四米	十二尺	大 六本入
小數居	三、六、〇	一寸二分	九、〇〇	二寸八分			小 四丁入
中數居	四、二、〇、〇	一寸四分	一〇、五〇	三寸八分			中 三丁入
大數居	五、五、〇	一寸八分	一四、五〇	四寸八分			大 二丁入

(4) 結束方法ハ各竹種共ニ中繩(竹束ノ重心ノ位置)、下繩(竹幹部ヨリ約八寸位上部)、上繩(下繩ト中繩トノ巨離ト全長ノ位置)ノ三ヶ所縛トシ上繩ハ三廻リ、中繩、下繩ハ四廻縛トス但シ一本束ハ下繩ノミ使用シ尺竹ハ二廻リ太サ一寸ヲ増ス毎ニ一廻ヅ、増スモノトス繩ノ太サハ九分圍リノモノヲ使用ス但シ割竹ヲ以テ結束スルコトヲ得

第五章 治水事業

第一節 計畫及實施

我國は世界有數なる多雨國にして屢々颱風、颶風等の襲來を受け各地に豪雨を齎らし、而かも山地は概ね險峻にして地盤脆弱なる所多く、山崩、地沈等を惹起し易き状態に在るを以て、年々洪水の被害甚大にして其損害巨額に達するのみならず、他面旱魃の爲灌溉用水、飲料水等の缺乏を來し旱害の脅威を受くること亦尠からざるものあるを以て、之等の災害を防止軽減する方途を講じ、人命財産及産業の保護を圖るに共に、水源を涵養して水力並灌溉の資源を培養することは最も緊要なる國策なりとす、政府は茲に鑑み明治四十三年治水事業の根本方策を確立し河川の修築に相俟て森林治水の必要を認め第一期事業として明治四十四年度より昭和九年度に至る二十五ヶ年繼續費二千四百九十六萬餘圓を以て民有林野に對する各般の治水施設を實施し昭和九年度を以て殆んど終了の豫定なり。

本事業實施に當り各府縣に技術者を特設し治水關係地の調査及處分を開始せられたるに依り本縣に於ても鋭意之が調査を行ひ大正六年一月概況調査を終了せり、爾來引續き精査に着手し實地の現況を稽へ漸次保安林編入又は開墾制限禁止等の處分を爲しつゝあり。

今本調査及監督費決算額を述べれば左の如し。

年 度	俸 給	廳 費	旅 費	雜給及雜費	計 備	考
明治四十四年度	三、四〇〇〇	一、四九四〇	八二七六	二、六七一九	一、五二八	七、三三〇
明治四十五年度	一、〇九七二	四、六三六	五、七三〇	一、〇五九	二、七三三	二、七三三
明治四十六年度	六、九六三二	四、七五一	三、七六四	三、〇〇六	二、一〇三	二、一〇三
明治四十七年度	七、一九六	九、九四	四、二〇一	六、八四	一、一八三〇	一、一八三〇
明治四十八年度	七、四〇二八	三、八一九	二、八六四	七、〇二	一、一〇七四	一、一〇七四
明治四十九年度	八、四九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十一年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十二年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十三年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十四年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十五年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十六年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十七年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十八年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
明治五十九年度	八、五九六	三、三五六	三、三三五	八、〇〇〇	一、一六八五	一、一六八五
昭和元年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二元度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和三元度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和四年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和五年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和六年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和七年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和八年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和九年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十一年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十二年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十三年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十四年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十五年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十六年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十七年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十八年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和十九年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十一年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十二年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十三年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十四年度	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
昭和二十五年	二、〇一九二	一、六四〇三	八、一六八	一、〇〇〇	三、一九二	三、一九二
計	三、八、四〇八二九	一、五、九三七〇	一、五、四四六〇	六、九三七一	六、二、三八七〇	

嶺岡山脈は最も甚だしく大雨若は霖雨ある毎に必ず多少の崩壊を惹起し田園の埋没流出、道路の亀裂陥落、森林の移動傾倒等の現象常に絶えず、此地方之を苗引若は苗割と稱す、今之が崩壊の復舊を豫防を講ずるに當り崩壊地の實況及其原因を述べ然る後之に應ずるの策を考究せん。

一、崩壊地の實況及崩壊原因

鴨川町の南端なる大字磯村字道下に通ぜる縣道は幾度も破壊せられ殆ど之が爲修築に困窮するの有様にして昔時磯村は貝渚村に隣接して百二十餘戸なりしが附近幅員十二、三町の間其頂部となく其脚部となく地盤常に滑動して各所に割目を生じ又傾斜に異動を生ずること多く、時としては一時に數尺の喰違ひを生じ或は地面に亀裂を生ずることあり、而かも其脚部は海水に浸蝕せらるゝを以て住民は濱貝渚に移住するもの多く現住者僅に四十餘戸に過ぎざるに至れり。

大海村大字天面字山生七〇五番山林約八反歩の地點は常に滑動し此山腹を横斷する縣道の如きは其路面漸次亀裂潰壊し或は崖下に向つて沈降する爲修繕を餘儀なくせられ道路の位置を上下に變換するに數回に及べり。

曾呂村嶺岡東牧の南麓の田畑、林野等は巧に之つて土塊の大部は其の上に二三十年生の雜木を保てる儘宛然小山をなして曾呂川の左岸に堆積するを見るべし。

吉尾村の八丁、曾呂村の西及丸村の細田は山腹と溪間とを問はず山林と田野との嫌なく常に移動し、除々に崩潰するもの其數多く或は幅狭くして長きものあり或は幅廣くして短きものあり、一般に崩壊の形狀は谷の盡頭に於ける大規模の崩壊は概ね上に廣く下に迫りて馬蹄形或は杓子形をなし、平斜面に生じたるものは上に狭く下に廣がりたる箕狀を呈するもの多し、而して風化土層の將に崩壊せんとして中途に止まりたる時は其の上端に新月形の裂罅を生ぜり、吉尾村字八丁を経て丸村に至る縣道の溪側に走れる山腹より崩れ落ちたる潰壊物は流出して常に縣道を破壊するは夙に知らるゝ所なり。

岩井村二部川の上流地方の如きは表土の常に山腹より溪間に滑り落ちて雜木林の斜に天を指して立てる如き又田野の數十尺

の崖下を流るゝ、二部川に向ひて滑落流出するが如き岩井平群間の道路面は階段狀崩潰をなすが如きは一奇觀なり。

以上各地の崩壊を見るに一時的發作に非らずして寧ろ永久的發作現象たるを知るべく彼の降雨を原因とする偶發的崩壊は甚だ大に趣を異にする所なり、其の現象たるや基盤の徐々たる運動に基きて地表の岩層及土層が漸く安定を失ふに及び局部的に亀裂缺壊墜落等の副現象を示すものなり。而して嶺岡山脈の地層は走向傾斜複雑にして轉位急劇なる地質上大斷層の實在するを證明するに足るものにして曾呂川、二部川の崩壊地は正に其斷層線の衝に當れり、故に基盤の創痕即ち斷層線兩側の岩層は錯亂變態甚だしく地下水隨ひて之に浸入し分解隨ひて起り岩體の變質分解せらるゝ、こゝ深且大なり、されば岩層の表皮を成せる風化土層も其上に植林せられたる森林も之が動搖に逢ひては固より崩壊を免かるゝに由なく大雨或は霖雨ある毎に必ず多少の崩壊を惹起するに至るべし、今崩壊原因を爲せる曾呂川及二部川の斷層線を東より西に追跡せば鴨川町大字磯村に起り曾呂川に沿ひて西に走り、大字西の盆地、布野、八丁を過ぎ細田、大井に於て丸山川の上流谷地に入り、東星田より平群川の上流に沿ひて伊豫ヶ岳の南麓山田に至り、夫より以西は大字川上より二部川の入り二部より津邊野山の南麓を過ぎ宮谷を経て勝山町大字龍島にて東京灣に入るものにして即ち房總半島を東西に横斷せる一大斷層線なり、而して此斷層線は殆ど全部第三紀層を代表せる最も風化し易き暗褐色の泥岩の外に細粒灰白色の砂岩、方解石の細脈を有する珪板岩及灰泥質の石灰岩より成る嶺岡層を通過して到る處に岩層の潰離亀裂を生じ、隨ひて何れの岩石も地中深き處まで慘烈なる風化を蒙り殊に泥岩の如きは地表に一つの露骨を見るを得ず、此の如く地層は地中深き處まで潰裂せられ且甚だしく分解せらるゝが故に其風化産物たる粘土は水を含みて泥狀に化し乾きて亀裂を生じ表面に白き蒸皮を被り降雨、地震等なくして道路の埋没、田野の移動、山野の亀裂等の崩壊現象は斷層線内枚擧に違あらず。

二、崩壊地の復舊及豫防

凡て斷層の存在に原因する崩壊は其病源寧ろ先天的にして病根の深き地中に存するものなれば如何に人工の妙を盡すも表面

の外科的治療に依りては到底崩壊を防止すること能はざるは勿論にして其復舊の爲多大の経費を投ずるよりは寧ろ家屋道路等の工作物を他に移し適宜に其土地を利用するの途を講ずるに如かず。

道路に崩壊の關係を見るに此地は地盤の徐動なるを以て局部的に復舊工事を施すも到底崩壊を防遏する能はざるを以て道路を他に移すことは萬全の策なりと雖も若し道路を變更すること能はずとせば風化土層を掘鑿して基盤上に築造するか、道路の上下を乾燥せしめ側溝を作りて排水することに依りて之等の崩壊を少からしむることを得べし。

次に農地と崩壊との關係を見るに此地の風化土層は水を以て飽和せられて大低泥狀に化し保水力大なれば比較的緩斜地は水田となり優良米を産すべし、彼の曾呂川の左岸嶺岡東牧の南麓は二百米の丘高に能く水田を耕作せられ平群川上流の山田、二部川の主流井野、西澤にも山腹に水田を見るべし、されど此山腹は徐々に下方に運動して各所に亀裂潰壊を生じ、屢々地形を變ずるが故に境界を確定する能はざるのみならず、耕作上不利少からず、殊に國土保安上此の如き土地は農地として利用すべきものに在らず。

然して森林が山地の崩壊を防止するに有効なるは理論上及實施上已に明かなる事實なりと雖も此斷層的崩壊に對しては殆ど全く其の效力を認むるを得ず、されば樹根は相縫合して基盤に風化土層の境界を漸移的ならしめ、自然の風化に對して地面を保護する等は幾分崩壊を防遏する效能あるもの、如く崩壊の最も多き河岸急斜地又は沿道の斜面等には無立木地多きことによりて知るを得べし、單り樹木のみならず、芝草の如き地被物も雖も能く水蝕に對して地面を保護し之を裸地に比すれば崩壊の著しく少なきを見る、故に此地は基盤の岩層不安定なるを以て重量、樹高の大なる喬木類を避け可成深根性の灌木類を造林するが如きは國土保安上並土地利用上最適の方法なりとす、水濕地には「ハンノキ」比較的能く生育し、乾燥地には「ハゲシバリ」能く堪へ其根は網狀に蔓延して土地の崩壊を防止し且瘠地を肥沃ならしむる性あり、而して此地到る處に「ハンノキ」の自然生ありて能く生育するを見る、若し乾燥地にして崩壊多き土地には「ハゲシバリ」を造林せば十分なる効果を擧ぐることを得べしと雖も山地保護上能く更新に注意し皆伐するが如きは絶対に禁止せざるべからず。

第三節 治水事業の實行

治水事業は公有林野造林奨励、荒廢地復舊補助、森林組合設立奨励、保安林特別補償、標柱建設等にして本縣に於ける昭和九年度末の實行成績左の如し (右數字は數量、左數字は經費) () は既設工事區域を示す。

事業別	河川別		計
	養老川	小櫃川	
(一)公有林野造林奨励	一、七三二 二、五七四	二、八六八 五、九七五	六、五五七 (四、八三〇)
管理區分案	二七九 二七九	一〇八 一、六九八	一、九七七 二、四四五
入會整理案	三三三 三三三	一〇 一、六九八	一、九一三 二、四二二
部落有林野統一案編成	一九六 二八六	一 九	一九七 二八五
施業計畫案	二五三 二五三	五五 一、〇五八	二四八 二、一〇六
入會整理	四二五 三三三	一〇 一、六九七	一〇五 二、一〇二
其他			二〇、二六六 (八、七〇〇)
計			三、〇七〇 (一、三〇二)

補助	府縣營	地保 護工 事盤	(二)復 荒廢 補地	防		林	造	部落 有林野
				府縣行	市町村行			
			三、九三六 三、九三六				一九、八七六 二、四三三	二、五 二、五
			五、〇七六 四〇		八、一三 三、二		五、五五六 一、〇六	
			一、七五三 一、六			一、八〇〇 三〇	三、〇四四 一、六〇	一九八 九七
			三、三三〇 三、三		四、八三〇 二、三		二、一七九 一、一七	
			五、五六六 四四			一、六八五 二、一五〇		六 三〇
			五、八九 二		三、九三 二、七		一、九九〇 三、四	
			四、九一九 一、〇三九		九、〇二 五、六六		七、七六六 九八	一七二 八〇
			一、二〇九 九六		五、二六四 一、七		五、七七三 七二	三三 三〇
							一、一、七〇九 二〇三	四 一
							一、〇五三 一三	
							二、八、八五六 三、九〇	二、二二三 九八一
							一、〇八三 一、六四	二、二二三 二、七九七
							八、七四〇 四、四六	一九、七二八 二、四一六
							三、九、八七九 一、六七一	一、三、四九 一、三、四九

補修	新設	(五)標 柱建 設	(四)保 安特 別補 償林	(三)森 立林 獎勵 組合	地保 護植 樹盤
	四、四一 本	四、四一 本			三、九三六 三、七
	七、三二	七、三二			三、七〇六 三、九
					一、一三三 一、五
	七、三二	七、三二			
					五、五六六 四四
	六、二七	六、二七			三、八八〇 三、四
	四、一四	四、一四			一、一、〇〇九 九六
	七、二八	七、二八			
	八、六	八、六			三、二六八 三、三
	三、三七	三、三七			三、七〇八 二、九七

第一期治水事業計畫は昭和九年度を以て終了の豫定なることは前陳の如しと雖も本事業は我國民有林野に對する組織的指導獎勵の嚆矢を爲し、然かも地方林政の擴充に貢獻する所多大なるものあるを以て第一期計畫中實行殘となるもの相當多く且當初より次期計畫に譲るべく留保せられたるもの及其後災害等の原因により荒廢を來し、治水上禍根をなすもの尠なからざるに鑑み第二期森林治水事業を繼續實施し今後更に其規模を擴大強化して時運の發展に寄與せざるべからず。

第六章 保安林

第一節 保安林

從來禁伐林、風致林及伐木停止林にして明治三十一年舊森林法第三十條に依り引續き保安林の取扱を爲すべきものを明治三十年十二月縣告示第一七九號を以て伐木停止林三百四十七箇所、五十町一畝十一歩及全三十一年一月縣告示六號を以て禁伐及風致林三百七箇所、二百町二反七畝二歩を公布せり、之れ本縣に於ける保安林の嚆矢とす。其後三十九年度に至り保安林調査費を設け特に吏員を置き保安林の現況及編入解除に關する調査を爲す等常に縣民一般の福祉を増進し、國土の保安を維持するに努めたり。即ち明治三十九年九月本縣達第八四六號保安林調査員執務心得を左に掲げん。

保安林調査員執務心得

- 第一條 保安林調査ハ農商務省訓令保安林取扱心得及本執務心得ニ依リ之ヲ施行スルモノトス
- 第二條 保安林調査ハ左ノ目的ニ依リ之ヲ施行スベシ
 - 一、明治三十年十二月本縣告示第一七九號保安林ニ對スル編入又ハ解除ノ調査
 - 二、供用林ニシテ國土保安上特ニ關係重大ナル箇所ノ編入調査
- 第三條 保安林ニシテ國土保安上關係ノ重大ナラサル箇所ハ可成解除ノ調査ヲナスヘシ
- 社寺風致林ニシテ社寺風致上密接ノ關係ナキモノハ可成解除ノ調査ヲナスヘシ
- 第四條 保安林調査ハ可成利害關係ノ顯著ナルモノヨリ町村毎ニ順次着手スヘシ
- 第五條 保安林調査ノ爲メ山林ニ立入り又ハ測量ヲ爲サントスルトキハ其山林ニシテ國有ニ係ルトキハ豫メ所轄小林區署、

公有林又ハ私有林ニ係ルトキハ町村役場へ通知シ、尙必要ノ場合ニハ其立會ヲ求ムヘシ

第六條 保安林調査測量ノ爲メ支障木ノ伐採ヲ要スルトキハ所轄小林區署、公有林又ハ私有林ニアリテハ町村役場若クハ所有者ノ承諾ヲ受クヘシ

第七條 保安林調査ニシテ施業法ノ施行ヲ要スルトキハ國有林ニ係ルトキハ豫メ大林區署ニ協議ヲ爲スヘシ

第八條 保安林調査測量ハ「ブレンターブル」ヲ用ヒ保安林取扱心得第九條ニ依リ製圖スヘシ

第九條 保安林編入調査記載事項ニ就テハ左ノ方針ニ依リ調査スルモノトス

一、傾斜ハ全林地ノ平均ヲ調査スルハ勿論ナリト雖モ其一部分ニ於テ峻嶮（三十五度以上四十五度未滿）絶嶮（四十五度以上）ノ箇所アルトキハ特ニ之ヲ附記スルコト

二、土壤ノ結合ハ堅、軟、鬆又其濕度ハ乾、潤、濕ノ三種ニ各區別スルコト

三、中林ニアリテハ上木ト下木ト各別ニ林木種混淆部合ヲ調査スルコト

四、林齡ハ主タル林木ニ付其平均齡ヲ示スコト但シ樹齡ニ著シク差異アルトキハ其範圍ヲ示スヘシ、中林ニ在リテハ上木ト下木ト各別ニ各林齡ヲ調査スルコト

五、立木極メテ疎立シ林相ヲ成サルトキハ疎密欄ニ散生ト記スルコト、中林ノ上木ハ必ス一町歩ニ對スル立木本數ヲ記スルコト

六、一團地中ニ於テ二箇以上ノ作業種アルトキハ之ヲ各割ニ分割シタル占領部分ヲ掲記スルコト但シ一作業種林中少許ノ他ノ作業種ニ屬スル林木混淆シ容易ニ分割シ難キカ又ハ早晚整理ノ爲伐採シテ更新ヲ爲スヲ利益トスルモノナルトキハ之ヲ主タル作業種ニ包括セシメ分割セサルモ妨ケナシ、此場合ニ於テ其施業方法ヲ特定スルノ必要アルトキハ其方法ヲ定メテ之ヲ記載スヘシ

七、中林作業ハ同一區域内ニ於テ上木ト下木ト二段ノ林ヲ爲シ其下木ハ全ク矮林ト全様ニ取扱フモノナルカ故ニ伐採面積

ハ上木ト下木トニ據リ二重ニ之ヲ算定スルコト但シ前項ノ如キ取扱ヲ爲ス所ノ作業ト中林作業トハ混同セサル様特ニ注意スヘキコト

八、保安林取扱心得第十四條ニ據リ擇伐面積ヲ定ムル場合ニシテ面積一町歩未滿ノ矮林ニ在リテハ林地ノ狀況ニ依リ國土保安上支障ナシト認メタル時ニ限り伐採面積ヲ一ヶ所ニ定ムルモ差支ナキモノトス

第十條 保安林調査ノ外業ハ一人一日ノ功程ヲ二町歩以上ト定ム、但シ特別ノ地形ニシテ作業困難ナル箇所ハ此ノ限ニアラス

第十一條 保安林調査ノ内業ハ歸廳ノ上之ヲ整理シ出張中ハ専ラ外業ニ従事スヘシ、但シ雨天其他ノ事故ニ依リ外業ニ従事シ難キトキハ此ノ限ニアラス

第十二條 保安林調査員歸廳シタルトキハ調査書類ヲ添へ復命書ヲ提出スヘシ

第十三條 保安林調査員調査ノ爲メ出發セントスルトキハ出張ノ豫定期日及經過地届ヲ係へ差出スヘシ、出張中變更シタルトキ亦全シ

第十四條 保安林調査員ハ調査功程日誌ヲ設ケ日々左ノ事項ヲ記載シ一週間毎ニ取纏メ係へ差出スヘシ

一、日々ノ晴雨

二、調査ニ従事シタル箇所ノ町村字名及筆數

三、調査シタル測點數及測距離

四、解除ヲ必要ト認メタル箇所ノ町村字名

五、調査ニ關與シタル小林區署官吏又ハ町村吏員ノ氏名

六、調査ニ使用シタル人夫ノ數

七、内業ノ狀況

八、其他必要ト認ムル事項

第十五條 測量ノ爲メ使用スル人夫ハ一日二人以上ヲ使役スルコトヲ得ス若シ之ヲ超過スヘキ必要アルトキハ狀況ヲ具シ追認ヲ受クヘシ

第十六條 調査シタル事業ノ計算及圖面ノ作成ハ可成夜業ニ於テ之ヲ整理スヘシ

更に保安林調査を適切ならしむる爲調査方針を定むるの必要を認め左の通保安林調査内規を伺定め其調査の結果は逐次處分を爲したり。

保安林調査内規

一、保安林編入並据置ニ關スル調査

第一、外周

縣下半島沿海九十六里ニ於ケル沿岸ノ森林ニ付テハ

(一) 沿岸林ノ内主トシテ沿岸平曠ノ鄉村ニ存在スル地ヲ編入又ハ据置クモノトス、但シ必スシモ海濱ニ位セルモノノミ

ニ限ラス其地方及森林ノ狀況ニ依リ海岸線ヨリ直徑數十町ヲ距ル地ト雖モ必要ニ依リ之ヲ加フコト

(二) 沿海ニ連亘セル山地ノ沿岸林ハ左記事項ヲ參酌シ之ニ該當ノモノ、外可成編入セサルモノトス

イ、傾斜四十度以上ニシテ立木ヲ皆伐シ又ハ放任スルトキハ土砂崩壞ノ憂アル地

ロ、風土ノ關係上人工造林スル能ハサルノ地

ハ、保安上必要ノ地域ニシテ耕地等ニ利用ノ虞アル地勢ノ箇所

ニ、其他特別ノ事由アル地

(三) 利根川及市川(今の江戸川)ノ沿岸ニ於ケルモノモ亦前記ノ例ニ依ルモノトス

第二、内部

- (一) 著名ナル社寺ノ風致及適切ナル航行目標トナル地
- (二) 水源涵養、土砂防備其他ハ營林監督ニ依リ其目的ヲ達シ難キ箇所

二、保安林解除ニ關スル調査

從來解除セル箇所及其事由ハ種々アリト雖モ主トシテ社寺風致林ニシテ是等風致林ハ多ク境内編入ニ伴ヒタル處分ニシテ其他ハ附近ノ状況又ハ地籍ノ小ナル等ニ依リ存続ノ必要無キモノ、類ナリ

元來本縣は地勢平坦にして農耕地に富むも三面海を繞らし強風の襲來屢々なるを以て潮害の防備及風害の防止は耕地及住宅の保護上最も緊要なるを以て保安林の施業を適正ならしめ更に進んで將來保安林に編入を要する箇所を調査するため大正三年四月二十七日保安林調査要領左の通定め調査を爲せり。

保安林調査要領

- 一、本調査ハ保安林及開墾制限地ヲ調査スルモノトス
- 二、保安林ハ森林法施行手續ニ依リ調査スルコト
- 三、保安林ハ所屬町村長又ハ區長等ノ立會ヲ得テ實測スルト同時ニ左ノ各號ヲ調査スルコト
 - (一) 地況及林況
 - (二) 指定事項ノ適否及施業
 - (三) 將來ノ施業方法
 - (四) 存置ノ要否
- 四、開墾制限區域ハ保安林ニ準シ調査スルト同時ニ箇所制限ニ改ムルコト

五、保安林並開墾制限區域ハ參謀本部五万分ノ一地形圖ニ記入スルコト

- 防風林、潮害防備林 黄色
- 魚附林、目標林 綠色
- 水源涵養林、水害防備林 藍色
- 風致林 紅色
- 開墾制限區域及箇所 紫色

六、將來保安林ニ編入スヘキ箇所及開墾ヲ制限スヘキ箇所ヲ調査シテ條線ニテ表示スルコト

七、本調査ハ大正三年三月末日現在ニ依ルコト

其當時に於ける保安林及開墾制限地面積左の如し。

種別	區	域	箇所	面積	積	摘	要
保安林	1		四五六	二八三五六三	町	大正三年三月現在	
開墾制限地	四三		一	一、七八八〇〇〇		内一六ヶ所、六八町歩ハ大正二年一月處分地トス	
計	四三		四五六	二、〇六三、五三三			

右の調査の結果に依り防風林、潮害防備林、魚附林、水源涵養林に編入を要する箇所は順次地方森林會の議に附して決定せり。現在保安林は震災に起因する土砂并止林を除き潮害防備及防風林最も多く魚附林、水源涵養林之に次ぐの状態なり。然れども未だ國土保安上充分なりと稱し得ざるを以て今後調査を進め緩急を稽へ漸次其完備を期せんとす。

昭和九年末現在保安林の林種別及郡別箇所面積を擧ぐれば次の如し。

林種別保安林箇所面積

林種別	所有別				計
	國	公	社	私	
土砂防止林	五	七九、六	二	一七、三	一〇四、四
水源涵養林	一八	一五、四	二	三三、四	六六、四
飛砂防止林	二	一五、四	二	三三、四	五二、四
水害防備林	二	二	二	二	一五、二
防風林	三	五、七	二	一〇、七	一、九
潮害防備林	三	七、七	二	一〇、七	一八、六
魚附林	六	七〇、三	二	一〇、七	二七、二
航行目標林	一	六、六	一	三、七	一六、七
風致林	一	一八、五	一	一、六	四、七
合計	一九八	四四六、三	一八	二二、九	一四二四、〇

郡別保安林箇所面積

郡市別	所有別				計
	國	公	社	私	
千葉	一〇	五、一	一	三	一三
市原	一	四、九	一	二、七	七、八
東葛飾	二	九、三	一	一、九	一三、〇
長生	八	二、一	一	二、七	一三、〇
山武	一	二、一	一	二、七	七、八
合計	一九八	四四六、三	一八	二二、九	一四二四、〇

第二節 地方森林會

明治三十一年森林法施行に當り保安林の編入解除處分を最も公平にして且其調査を慎重ならしむる爲地方森林會を設け、國有林、御料林を除くの外必ず此森林會の議決を経るにあらざれば保安林の編入解除を爲すことを得ざらしめたり。仍て本縣に於ては直に法定の地方森林會を組織し保安林の編入解除に關し特に慎重の取扱ひを爲し來れり。

而して現行法は明治四十年十二月勅令第三四七號地方森林會規則にして地方森林會は會長一人議員十四人以内を以て組織せられ、民間議員七人にして森林、治水、土木、鑛山、農業又は水産事業に經驗ある者より主務大臣任命せらるゝなり。尙會議に付明治四十一年二月左の通會議規則を議定し以て今日に及べり。

千葉地方森林會規則

- 第一條 議員ハ召集ニ依リ開會地ニ到着シタルトキハ宿所ヲ定メ其旨會長ニ届出スヘシ
- 第二條 議員ハ開會中出席ノ際會場ニ備フル出勤簿ニ押捺スルモノトス

第三條 議員開會中疾病若ハ止ムヲ得サル事故ノ爲出席シ難キトキハ開會時刻前其旨議長ニ届出ツヘシ
 第四條 會議ハ午前十時ニ始メ午後三時ニ終ル、時宜ニ依リ議長ハ會議ニ諮ヒ之ヲ伸縮スルコトヲ得
 第五條 議員ノ席次ハ每會抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
 第六條 議事ハ第一讀會、第二讀會及第三讀會ニ區別ス、但シ議長ハ時宜ニ依リ會議ニ諮ヒ第二讀會以下ヲ省略スルコトヲ得

第七條 第一讀會ニ於テハ議案ノ大体ヲ議シ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ議決ス

第八條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐次審議シ其可否ヲ決シ第三讀會ニ於テハ議案ノ全体ニ付議決ス

第九條 會議ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 會議ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 議長ニ於テ必要ト認ムルトキハ議案説明ノ爲主務吏員ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 會議中特ニ調査ヲ要スル事項アルトキハ議員ヲ以テ調査會ヲ開キ又ハ委員ヲ撰ヒ之ヲ審査ヲ付托スルコトヲ得此
 場合ニ於テ委員ノ選定ハ議長之ヲ指名ス

第十三條 本會ノ議事ハ傍聽ヲ許サス

第十四條 本規則ニ明文ナキ事項ハ總テ議長ノ裁決スル處ニ依ル、但シ異議ノ申立アルトキハ會議ニ諮ヒ之ヲ決スルモノトス

第十五條 本會ニハ日誌ヲ備ヘ開會中重要ナル事項ヲ記載スルモノトス

尙明治三十一年森林法實施以來本會を開會すること既に三十七回に及び其議事成績左の如し。

千葉地方森林會議事成績

年次	回数	保安林編入		保安林解除		議決		計	
		件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
明治三十一年	一	—	不明	—	—	—	—	—	—
全 三十二年二月	二	四	八、三二六	—	—	—	—	四	八、三二六
全 三十三年五月	三	四	八、七〇三	—	—	—	—	四	八、七〇三
全 三十四年三月	四	一	〇、五三〇	—	—	—	—	一	〇、五三〇
全 三十五年三月	五	二	一、五〇〇	—	—	—	—	二	一、五〇〇
全 三十六年二月	六	—	—	—	—	—	—	—	—
全 三十七年十一月	七	—	—	—	—	—	—	—	—
全 三十八年一月	八	—	—	—	—	—	—	—	—
全 三十九年九月	九	—	—	—	—	—	—	—	—
全 四十年二月	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—
全 四十一年三月	一一	二	〇、八一九	—	—	—	—	二	〇、八一九
全 四十二年三月	一二	五	一七、五三六	—	—	—	—	五	一七、五三六
全 四十三年二月	一三	三	五、六七四	—	—	—	—	三	五、六七四
全 四十四年二月	一四	—	—	—	—	—	—	—	—
全 四十五年二月	一五	一	〇、一三三	—	—	—	—	一	〇、一三三
大正二年三月	一六	—	—	—	—	—	—	—	—
全 三年三月	一七	三	四、四七〇	—	—	—	—	三	四、四七〇
全 四年三月	一八	—	—	—	—	—	—	—	—
全 五年三月	一九	八	五、四二四	—	—	—	—	八	五、四二四

大正六年三月	大正七年三月	大正八年三月	大正九年三月	大正十年三月	大正十一年三月	大正十二年三月	大正十三年三月	大正十四年三月	大正十五年三月	昭和二年三月	昭和三年三月	昭和四年三月	昭和五年三月	昭和七年三月	昭和八年三月	昭和九年三月	昭和十年三月	昭和十一年三月	昭和十二年三月	昭和十三年三月	昭和十四年三月	昭和十五年三月	計	
二〇	二二	二三	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	一八八	
五二、六〇四	七〇、六八三	四七、六四九	五三、八四四	二四、二六八	一四七、八六二	一〇、一〇三	七〇、八六四	七一、五七三	九九、四四〇	四〇、一四四	三〇、〇一〇	四八、六〇二	〇、八三〇	六、三五八	五、六二七	二、五九〇	二、五九〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九八九、八〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	
〇、一〇一五	〇、一三〇六	〇、五二六	〇、〇一〇五	一、一〇一六	一、九五〇四	〇、〇一三	〇、四九〇五	三、三七〇九	〇、九七二〇	二、六五二五	二、二〇三三	〇、九四二九	二、五三二六	二、四七三三	五、八一六	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五	四、八四二五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六	
五二、八〇二九	七〇、八一九	四八、一六〇五	五三、八六〇九	二五、三七〇四	一四九、八一五	一〇、一三三	七一、三五二九	七二、五七三三	一〇二、八一九	四一、二二〇	四六、六七七	五、〇三二	一、七七一	二、五二六	八、八三〇	一一、四八三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	四六、一三三
一五	一七	一四	九	一五	一〇	一〇	八	六	八	一三	一三	一九	一〇	三	五	七	七	七	七	七	七	七	八	
五二、八〇二九	七〇、八一九	四八、一六〇五	五三、八六〇九	二五、三七〇四	一四九、八一五	一〇、一三三	七一、三五二九	七二、五七三三	一〇二、八一九	四一、二二〇	四六、六七七	五、〇三二	一、七七一	二、五二六	八、八三〇	一一、四八三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	七、四〇三	四六、一三三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八	一七、五二八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	一五、一三〇	

第三節 森林開墾の制限禁止

縣下に於ける森林の開墾禁止制限は明治四十年四月森林法改正せらるゝに方り先づ國土保安上の必要ある海上、安房兩郡に於ける沿海地方十二ヶ町村區域面積九百八十九町歩に對し全四十一月一月農商務省告示第一號を以て制限の處分を爲し、次で

大正二年一月千葉縣告示第二九號を以て海上、香取兩郡内利根川沿岸六箇町村區域面積七百九十九町歩余の開墾を制限せり。爾來右區域に就き實査の結果、國土保安上重要な箇所は漸次保安林に編入するに共に不要なる箇所を解除し、更に君津郡内に於て樞要の箇所を編入し、昭和九年末に於ける現在禁止制限地の郡別面積左の如し。

郡名	禁止	制限	計	備考
市原	七、〇	町	七、〇	
海上	三、四		三、四	
夷隅	三七、三		三七、三	
君津	一七九、五		一、八〇〇、九	
安房	一九四、三		四一〇、五	
計	四二一、五		二、二二一、四	

第四節 標柱建設

保安林並開墾禁止制限地に對し其所在を表示する爲標柱を建設するは其保護管理上最も有効にして之に依り一般の注意を喚起し以て火災盜伐其他の危害を未然に防遏し得へし、本縣に於ては明治四十四年農商務省訓令第七號標柱建設規程に依り治水上緊要なる保安林及開墾禁止地に對し國費を以て標柱を建設し其他の保安林に對しては大正五年以降毎年縣費を以て標柱の建設及補修を行へり。昭和八年度迄に於ける郡別建設本數及經費左の如し。

第七章 公有及社寺有林

第一節 公有林野面積

本縣の公有林野面積は一万二千二百六十五町歩にして林野總面積の七分強を占め、之が林況を示せば左の如し。

所有別	立木		竹		地		無立木地	合計
	針葉樹林	闊葉樹林	針闊混着樹林	竹	林	計		
縣有	一九八、四	一、八〇四、六	一三、九	三三、〇	二、三三、八	二、三三、八	八八、三	二、三三、一
市町村有	一、八〇四、六	一、七三、九	三五六、一	二、二	三、七〇、〇	三、七〇、〇	三八六、三	四、一五六、二
部落有	一七三、九	二、二七三、三	四一四、〇	二、六六	四、四三、八	四、四三、八	一、〇三、八	五、五二九、六
其他公共團體有	一七三、二	五五、八	四、四	〇、八	三三、二	三三、二	三六、〇	二六八、二
計	五、六八三、一	四、〇三八、七	七八、四	一、六、六	一〇、六七〇、八	一〇、六七〇、八	一、五九四、三	二、二六五、一

即ち無立木地は市町村有に在りては立木地に對比して九分強、部落有に在りては一割九分強に當るの狀況にして部落有林野の利用増進上之が整理統一の必要あり、更に市町村及部落の所有林野面積九千六百七十五町八反歩の所有割合は市町村四割二分、部落有五割八分に當る。

今縣公有林野の町村別所有別面積を示せば次の如し。

安房郡 (八年十二月末日現在)

町村名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘	要
館山北條町	町	一、五	町	一、五、二	町	一、六、七	
西岬村	村			一、九	村	一、九	

町村名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘
神戶村			八、四		八、四	
長崎村			一、〇		一、〇	
豊房村			一、〇		一、〇	
館野村			一、九、〇		一、九、〇	
九都村			二、二、三		二、二、三	
那古村			二、八		二、八	
船形町			二、九		二、九	
八束町			二、六、一		二、六、一	
富井町			一、九、七		一、九、七	
岩山町			五、五、七		五、五、七	
勝田町			三、四、一		三、四、一	
保久間			二、九、四		二、九、四	
佐久間			五、九、七		五、九、七	
平群村			二、〇		二、〇	
瀧府村			八、〇		八、〇	
白濱町			一、四、九		一、四、九	
七浦町			二、三、四		二、三、四	
千倉町			五、〇、六		五、〇、六	
健田村			一、〇、二		一、〇、二	
千歳村			二、一		二、一	
豊田村			二、一		二、一	
丸三村			二、一		二、一	
北三原村			二、四、二		二、四、二	

整理案ヲ提示シテ協議中ナリ

實測四七町〇四一八ニ對シ施業計畫案編成

實測一〇六町二〇二四ニ對シ施業計畫案編成

實測四五町九六二〇ニ對シ施業計畫案編成

實測二一町三〇〇〇ニ對シ施業計畫案編成
實測三八町八九二七ニ對シ施業計畫案編成

町村名	縣	町有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘	要
老川村			三二、〇	六、六		三二、六	實測二二三町三二七ニ對シ施業計畫案編成	
多喜村			二九、八	二、八		三〇、六	整理案ヲ提示シテ目下協議中ナリ	
上澤村			二九、八	二、八		三〇、六	整理案ヲ提示シテ目下協議中ナリ	
瑞澤村			三、七			三、七	實測一〇二町七七二ニ對シ施業計畫案編成	
千代村			九、八	一、〇		一〇、八	整理案ヲ提示シテ目下協議中ナリ	
中國村			一、六	一、〇		二、六	實測一〇二町七七二ニ對シ施業計畫案編成	
東川村			二、一	四、五		六、六	整理案ヲ提示シテ目下協議中ナリ	
布宿村			一〇、六			一〇、六	實測三四、五五〇四ニ對シ施業計畫案編成	
御花村			六、二			六、二		
浪原村			一、四			一、四		
大原村			二〇、九	一、〇		二一、九		
東海村			三、四			三、四		
長者村			七、五	一、一		八、六		
計			一六、四	一、一		一七、五		

町村名	縣	町有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘	要
南三原村			八六、一	二、二		八八、三	實測七六町〇五二ニ對シ施業計畫案編成	
和田村			七、八	一、三		九、一		
江見村			一、一			一、一		
太呂村			一、三			一、三		
曾呂村			一、一			一、一		
大尾村			二、四			二、四		
吉基村			一〇、八	二、三		一二、一		
主原村			一、一			一、一		
田川村			二、四			二、四		
鴨川村			二、四			二、四		
西條村			六、九	五、三		一二、二		
東條村			二、一	四、七		六、八		
天津村			二、一	五、一		七、二		
小湊町			六、五	三、七		一〇、二		
計			六六、一	一、六		六七、七		

町名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘要
東浪見村		七、一	三五、七		三五、七	
太東村		四五、六	二二、三		二九、四	
一土村		九、三	九九、六		九九、九	
八積村		一、五	五、五		五、九	
高根本郷村		二、七	二、七		四、三	
東郷村		一、五	二、七		四、三	
關本郷村		二、七	二、八		五、五	
白湯村		二、七	三、八、八		三、八、八	

長生郡

町名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘要
吉野村		一七、五		一四、四	三一、九	
大貫町	七、一三、〇	一一、八		三、二	一一、九	
佐貫町		一一、九		三、三	一五、二	
湊村		一、五	二、五、二		二、六、四	
環村		一、二			二、六、四	
關山		三三、一		三、三	三三、四	實測三二町九五一〇ニ對シ施業計畫案編成
駒山		二一、三、八			二一、三、八	實測二一町一二九ニ對シ施業計畫案編成
天神村		四三、九			四三、九	實測五七町一一二ニ對シ施業計畫案編成
竹岡村		二二、二			二二、二	實測二二町三七〇〇ニ對シ施業計畫案編成
金谷計	二二、四、六、七、九、二、一		二、二、六、五	一、一、四、九、三、五、〇、九、二		

町名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘要
金田町		二九、〇		二〇、〇	二九、〇	
昭和田		三、〇			三、〇	
長浦村		六、〇、三			六、〇、三	
中郷村		一、一、六	二、三、八		二、〇、八	
根形村		一、一、六			二、〇、二	
平岡村		一、七、六		八、六	一〇、三、二	實測一七町六〇〇〇ニ對シ施業計畫案編成
馬來田		一、一、六			一、八、九	
小櫃里		一、七、六	九、三	二、六	一、一、九	
久留里		一、一、六			一、八、九	
松丘		五、五、六	一、六、〇、九	四、九、〇	一一、〇、五	實測五五町四二二九ニ對シ施業計畫案編成
龜山		一、一、二			二、一、〇	
中川村		一、一、二			二、一、〇	
富岡村		一、一、二			二、一、〇	
鎌足村		一、一、二			二、一、〇	
波岡村		一、一、二			二、一、〇	
八重原		一、一、二			二、一、〇	
周西村		一、一、二			二、一、〇	
中系村		一、一、二			二、一、〇	
小糸村		一、一、二			二、一、〇	
秋元村		一、一、二			二、一、〇	
三島村		一、一、二			二、一、〇	
周南村		一、一、二			二、一、〇	
貞野村		一、一、二			二、一、〇	
飯野村		一、一、二			二、一、〇	
飯野村		一、一、二			二、一、〇	
青野村		一、一、二			二、一、〇	
富津町		一、一、二			二、一、〇	

印
旛
郡

計	手	風	富	我	湖	布	關	二	木	川	七	旭	野	福	梅	新	田	八	流	馬	小
	賀	早	勢	孫 子	北	佐	宿	川	夕	間	福	田	田	鄉	川	中	木	山	橋	金	
	村	村	村	町	村	町	村	村	村	村	村	町	村	村	村	村	町	村	村	町	村
	四													四							
	二													二							
	九													四							
	一													一							
	二													二							
	七													九							
	二													三							
	七													一							
	二													五							
	七													九							
	二													一							
	七													五							
	二													九							
	四													四							
	一													九							
	四													九							
	七													四							
	三													二							
	一													六							
	四													二							
	七													六							
	三													一							

計	浦	南	行	船	八	葛	中	鎌	大	塚	法	八	國	八	市	松	高	土	柏																						
	安	德	橋	榮	山	飾	谷	山	飾	山	柏	田	典	柱	分	幡	川	木	戶																						
	德	橋	榮	山	飾	谷	山	飾	山	柏	田	典	柱	分	幡	川	木	戶																							
	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村																					
	縣	有	市	町	村	有	部	落	有	團	其	他	公	共	計	摘	要																								
			一	二	四	町				町	共				一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										
			二	四	町	四					町	共			一																										

香	香	本	大	東	佐	新	瑞	米	神	高	小	滑	町
取	西	須	須	大	原	島	穗	澤	崎	岡	御	河	村
町	村	村	村	村	町	村	村	村	町	村	村	町	名
縣有													
市町村有													
部落有													
其他公共團體有													
計													
摘													
要													

香取郡

遠	成	中	八	久	豊	安
計	山	田	郷	生	住	住
村	町	村	村	村	村	町
縣有						
市町村有						
部落有						
其他公共團體有						
計						
摘						
要						

實測一二町六五一六一六ニ對シ施業計畫案編成

布	本	木	永	大	白	船	宗	六	公	富	八	酒	和	根	佐	内	白	阿	志	千	旭	彌	川	町	
鎌	埜	下	治	森	井	穗	像	合	津	里	街	井	田	郷	倉	郷	井	蘇	津	代	富	上	川	村	
村	村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	町	町	村	村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	名
縣有																									
市町村有																									
部落有																									
其他公共團體有																									
計																									
摘																									
要																									

町村名	高海船椎鶴瀧嚶旭富矢三飯豐										計
	神上村	木柴村	卷柴村	嚶鳴村	浦指村	川指村	岡指村	岡指村	飯三村	豐飯村	
縣有											
市町村有	一	三	八	七	四	一	九	八	四	五	一
部落有											
其他公共團體有											
計	一	三	八	七	四	一	九	八	四	五	一
摘要	<p>高海船椎鶴瀧嚶旭富矢三飯豐</p> <p>神上村 木柴村 卷柴村 嚶鳴村 浦指村 川指村 岡指村 岡指村 飯三村 豐飯村</p>										

海上郡

町村名	計
東里村	三二〇
城村	三九七
計	一三四五
其他公共團體有	八七
計	二二四九

町村名	計
津宮村	一〇
大浦村	一〇
豐川村	一〇
小見川村	一〇
神里村	一〇
八都村	一〇
森文村	一〇
良山馬村	一〇
府磐倉村	一〇
山源村	一〇
常磐村	一〇
栗古村	一〇
多久村	一〇
東條村	一〇
多古村	一〇
日吉村	一〇
東田村	一〇
中吉村	一〇
飯高村	一〇
中城村	一〇
古和村	一〇
中萬村	一〇
古萬村	一〇
神代村	一〇
橋川村	一〇
計	二二四九

町村名	縣有	市町村有	部落有	其他公共團體有	計	摘	要
共野須榮白東南豊匝八椿平豊共 計興田賀濱陽條榮嗟市海和畑和 村村村村村村村村町村村村村		一一四、〇 六、七、八 一、九、二 二、三、六 七、二、〇 一、一、五 一、一、二	三六、三 六、八 一、一 二、三、八 一、一、二 三、五、三 一、一、五		一五〇、三 七、三 六、七、九 四、三、〇 二、三、六 七、三、二 三、五、四 一、一、六	整理案編成ノ必要上目下調査中ナリ 實測七一町二〇五ニ對シ施業計畫案編成 整理案編成ノ爲實態調査中ナリ	

千葉市

千葉市	町	四	町	四
-----	---	---	---	---

銚子市

銚子市	町	七、二	町	六、二	町	一、三、四
-----	---	-----	---	-----	---	-------

第二節 公有林野整理

明治四十二年秋本邦に襲來したる大豪雨は到る處其慘害を逞し其損害巨億に達せり、當時の調査を綜合するに直接の原因は元より降水量の夥多にあるも林野の荒廢も亦其主要なる一因なるを認め、茲に治水は治山にありとし治水事業費を計上せらるゝ、や其一部を割き林野の整備に充てられたり。而して林野荒廢の現況は公有林野最も甚だしく特に部落有並入會關係を有する林野其極度に達せり、由來是等の公有林野は其利害關係が私有林の如く密接ならず、爲に其經營兎もすれば粗笨に流れ濫伐暴採の結果遂に荒廢に歸し、不毛の地に化すべし。之を本縣の現狀に見るも其立木地ニ無立木地との對比に於て明に立證せらるゝ所にして斯の如きは治水上に影響する所甚大なるものあるのみならず、森林收利上に及ぼす所尠しきせず。之が對策は入會又は共同使用の關係ある林野は之を解消して其歸屬を明かにし又部落有林野は之を町村の經營に移し其管理の周到を期するの外なし。茲に於て政府は明治四十三年十月林第四、九二七號を以て公有林野整理開發に關し農商務、内務兩次官より各府縣知事に依命通牒を發して整理方針を明かにし更に大正八年五月林第八七〇號を以て兩次官より第二回の通牒を發し本事業の促進を期せられたり。本縣に於ても政府の方針に則り専ら本事業の遂行に努め大正四年度より専務吏員を置き全力を傾けて整理統一に精進しつゝ、あるも因習の久しき複雑なる事情纏綿するを以て意の如く進捗せざるは甚だ遺憾とする所なり。

今明治四十三年以降に於ける成績を擧ぐれば次の如し。

年 度	管 理		入 會		部 落 有		施 業		入 會		部 落 有		計	經 費	内 容	
	區 分	成 案	編 整	成 案	統 一	成 案	編 計	成 案	統 一	成 案	統 一	計			國 庫 補 助	縣 負 擔 額
大正三以前	二、七、三	町	五、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	三、〇、六	三、〇、六
全 四	一、六、九	町	五、八	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	三、〇、六	三、〇、六
全 五	一、六、九	町	五、八	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	一、〇、六	町	三、〇、六	三、〇、六

置シ本村氏ヲシテ之ガ保護及消防ニ任セシムルノ外別ニ附近部落ニ看守人三名ヲ配置シ造林以來一回ノ火災ニダニ罹リタルコトナク事業ノ進捗ト共ニ該山林愛護撫育ノ思想一般ニ普及シ地方林業ニ對スル感化モ亦尠シトセズ。

匝 瑛 郡 榮 村

一 統一前ノ狀況

本村ハ九十九里沿岸ニ接スル漁村ニシテ堀川、栢田、川邊ノ三部落ヨリ成リ戸數五百六十一戸ヲ有ス而シテ各部落海岸ノ原野ハ古來網干場トシテ恣ニ漁業者ノ使用ニ任セタル因習アリシモ之等林野ハ明治三十六年官民有未濟地トシテ整理セララルニ至リ堀川區ハ十二町七反二畝十五步、栢田區ハ四十三町七反四畝二十四步、川邊區ハ二十五町一反六畝十二步ヲ所有スルニ至レリ、爾來漁業ノ消長ニ伴ヒ該地ヲ網干場トシテ使用スルモノ漸次ニ減少シ耕地ニ適スル箇所ハ之ヲ開墾シテ相當收益ヲ擧ゲ瘠惡不毛ノ箇所ニ對シテハ魚付林トシテ縣ノ補助ヲ受ケ造林シタルモノモ亦尠シトセズ。

二 統一ノ動機及方法

一村ノ經濟的獨立ヲ計リ自治ノ基礎ヲ鞏固ナラシムガ爲部落有林野ノ統一ヲ獎勵スルニ方リ村當局者亦熱心之ガ勸奨ニ努メタリト雖モ漁村ノ風習トシテ協力一致ノ氣風ニ乏シク其ノ機會ヲ得ザリシガ 御即位記念事業トシテ部落有林野統一ノ提案漸ク成立シ茲ニ全村ノ一致ヲ見ルニ至リ堀川區先ヅ率先シテ區有林野及雜種地六町三反九畝二十步ヲ提供シ續テ栢田、川邊ノ兩區亦之ニ相當スル林野ヲ提供シ合計十八町八反五畝二十六步ヲ無償無條件ヲ以テ村基本財産ニ編入スルニ至レリ。

三 統一後ノ施業方法

堀川、栢田沿岸一部ノ住民ハ漁業及海産製造業ニ從事スルヲ以テ之ガ經營上相當地籍ヲ必要トスルニ依リ當事者ノ要求ヲ容レ統一面積中ノ一部ハ有料貸付シ其ノ他ハ全部造林ノ目的ヲ以テ植栽ヲ行フコトトセリ。

匝 瑛 郡 白 濱 村

一 統一前ノ狀況

本村ハ榮村ニ接スル漁村ニシテ木戸、尾垂ノ二部落ヨリ成リ戸數四百八十八戸ヲ有ス、而シテ本村中部落有林野ヲ有スルハ木戸區ノミニシテ海岸ニ接スル官民有未濟地ヲ整理スルニ當リ區有トシテ其ノ所有權ヲ得タルモノナリ、其ノ地目別面積ヲ擧グレバ宅地三千四百二十六坪、田五畝二十一步、畑三町四反四畝十七步、山林、原野、雜種地二十一町一反十八步ニシテ從來之ヲ區民ニ貸付シ貸付料ヲ徵收シ來レルモ滯納者續出シ整理上尠カラザル支障ヲ來セルノミナラズ其ノ利用ハ多ク舊慣ヲ踏襲シ地力衰頹ノ傾向アリ。

二 統一ノ動機及方法

部落有林野管理ノ狀況叙上ノ如クナルヲ以テ村當局ハ之ヲ村ニ歸屬セシメ其ノ利用ヲ開發スルト共ニ村經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル必要ヲ感ジタルモ部落有財産ヲ有スルハ獨リ木戸區ノミナルヲ以テ議容易ニ調ハズ村當局ハ郡吏員ノ派遣協力ヲ請ヒ銳意統一ノ必要有利ナル旨ヲ諭說シ幾度カ部落民ト交渉ヲ重ネタル結果、大正三年三月十七日村會ヲ召集シ 御即位記念事業トシテ統一ノ提案ヲ決議シ宅地、田、畑、山林、原野等二十五町七反四畝二步ヲ無償無條件ヲ以テ小學校基本財産ニ提供スルニ至リ大正三年十月二十六日之ガ手續ヲ完了セリ。

三 統一後ノ施業方法

統一財産中宅地、田、畑等ハ貸付ヲ爲シテ貸付料ヲ徵收シ基本財産ニ蓄積スルコトトシ原野、雜種地ハ區ニ於テ概ネ植林ヲ爲シタリシモ其ノ成績良好ナラザルヲ以テ村ハ續テ補植ヲ行ヒ統一效果ノ完璧ヲ期シツツアリ。

海 上 郡 飯 岡 町

一 統一前ノ狀況

本町ハ飯岡、横根、萩園、行内、平松、上永井、下永井ノ七部落ヨリ成リ上永井ヲ除クノ外總テ林野ヲ所有セリ、今統一前

各部落ニ於テ所有シタル林野面積ヲ舉グレバ左ノ如シ。

横根	三町一反九畝十六步
飯岡	一町九反二十一歩
萩園	一町五反五畝歩
平松	一町四反八畝七歩
行内	七反二畝十九歩
下永井	三反七畝二歩
計	九町二反三畝五歩

以上ノ林野ハ何等合理的利用方法ヲ講ゼズ單ニ從來ノ慣行ニ依リ網干場ニ使用シ或ハ綠肥及秣草ヲ採取スルニ過ギズシテ概ネ荒廢ノ狀ヲ呈セリ。

二 統一ノ動機及方法

町當局ハ夙ニ前記部落有林野統一ノ有利ナルヲ認メ切リニ之ヲ勸奨スル所アリシモ機尙熟セス偶々明治四十四年五月 皇太子殿下ノ行啓ヲ仰ギタルヲ以テ記念事業トシテ統一ノ計畫ヲ進メ町長自ラ奔走シテ各部落ノ有志者ニ協議ヲ重ネタリ、然ルニ各部落所有ノ林野面積甚シテ相違アルト從來纏綿セル慣行ト情實アリテ協議容易ニ纏マラザリシモ町當局ノ熱誠ハ終ニ部落民ノ意ヲ動カシ同年十一月全部無條件ヲ以テ町ニ提供セシムルニ至レリ。

三 統一後ノ施業方法

統一セル林野ノ大部分ハ海濱ノ砂地ナルヲ以テ開墾造林ニ適スルモノ尠キモ統一後細密ナル調査ノ結果全面積ノ内五町二反歩余ハ造林シ得ヘキ見込ヲ樹テ經費二百三十四圓ヲ投ジテ黒松ヲ植栽シ大正三年三月二十五日該事業ヲ了セリ、而シテ殘余ノ四町歩余ハ白砂地ニシテ到底造林ノ見込ナキヲ以テ一部ハ船曳場ニ他ノ一部ハ個人經營ノ絲撚工場ニ有料貸付ヲナシ相當

ノ利用ヲ爲シツツアリ。

海上郡 椎柴村

一 統一前ノ狀況

本村ハ野尻、小船木、塚本、忍、猿田ノ五部落ヨリ成リ各部落所有ノ林野面積左ノ如シ。

野尻	八町五反一畝九歩
小船木	七町二反七歩
塚本	四町二十四歩
忍	五町一反二畝六歩
猿田	一反六畝二十一歩
計	二十五町一畝七歩

前記林野ハ各部落ノ部落民總代ニ於テ之ヲ管理シ其ノ收益ハ道路改修其ノ他一般部落ノ經費ニ充ツルヲ例トセリ、然レ共町村制實施以來ハ各區ニ區會ヲ設ケ部落ノ財産ハ總テ各收支ノ豫算ヲ編成セシメ適法ニ村長ノ管理ニ屬セシメタリ。

二 統一ノ動機及方法

部落有財産ノ統一ニ付テハ上級官廳ノ獎勵アルニ鑑ミ村當局モ亦大ニ其ノ必要ヲ認メ熱心ニ之ニ當リ或ハ協議會ヲ開キ或ハ夜間有志ヲ訪問シ他府縣ノ事例ヲ示シテ統一ノ必要ヲ説示シ或ハ區會議員村會議員等ヲ集メテ討究ヲ重ヌル等百方努力ノ結果、明治四十四年二月機漸ク熟シ各部落所有ノ林野ハ舉ゲテ之ヲ村ニ寄附スルコトノ議決ヲ經タリ。

三 統一後ノ施業方法

統一セシ林野中面積ノ約半數ハ森林ニシテ他ハ總テ原野ナリシガ統一後土地ノ調査ヲ行ヒ内八町歩ハ開墾ニ適スルヲ以テ村

ニ於テ之ヲ畑地ニ開墾シ十五町歩ハ村基本林造成ノ目的ヲ以テ之ニ黒松ヲ植栽シ成績見ルベキモノアリ、其他ノ土地ニ對シテハ目下利用方法ヲ講究中ナリ。

安房郡東條村

一 統一前ノ狀況

本村ハ東、西、廣場及和泉ノ四區ヨリ成リ房總ノ界ニ位ス、而シテ本村部落有林野ハ一千百餘町歩ノ大面積ヲ有スルモ八百二十餘町歩ハ他町村部落トノ複雑ナル入會ノ慣行ヲ存シ之ガ解消頗ル困難ナリ、之ガ管理ノ方法ニ付テハ大字和泉ハ天然更新ニ依リ夫々伐採ノ方法ヲ定メ秩序アル施業ヲ行ヒツ、アルモ其ノ他ニ於テハ關係部落民ノ秣、綠肥ノ採取地ニ使用シ或ハ燃料ノ伐採ヲナシ散漫ナル利用ニ委セラレ林相荒廢地力益々衰退シ村内有識者ハ漸ク其ノ前途ヲ憂フルニ至レリ。

二 統一ノ動機及方法

明治四十四年 東宮殿下本縣ニ行啓アラセラルルヤ東條村ニ於テハ記念事業トシテ部落有林野ノ村統一ヲ議決セリ、然ルニ本村ニ於ケル部落有林野ノ大部分ハ叙上ノ如ク複雑ナル入會關係ヲ存スルヲ以テ之ガ前提トシテ入會整理ヲ計畫シ先ヅ本村東、西、廣場及天津町濱萩ニ對シ之カ交渉ヲ開始セリ、然ルニ之ガ協議容易ニ續ラズ荏苒日ヲ經過セシガ大正七年一月始メテ圓滿ナル解決ヲ見タルヲ以テ大正八年五月第一次統一トシテ村基本財産林トシテ百町歩ノ村有林造成ヲ計畫シ熟議ノ結果無償無條件ニ依リ左ノ通提供スルコトニ決定シ圓滿ナル解決ヲ見ルニ至レリ。

大字東、西、廣場三區 七十町歩

大字和泉區 三十町歩

因テ縣技術員ノ派遣ヲ請ヒ實測ノ結果境界ノ關係上豫定面積ヲ得ル能ハズ東外二區ヨリ六十一町九反一畝二十六歩和泉區ヨリ二十六町八反一畝二十四歩ノ林野ヲ提供シ合計八十八町七反三畝二十歩ノ村有林造成ヲ見ルニ至レリ。

三 統一後ノ管理狀況

統一セル林野ハ村直營トシ縣技術員指導ノ下ニ造林計畫ヲ樹テ無立木地十一町歩餘ニ對シテハ大正九年三月人工ニ依リ杉、黒松ヲ植栽シ殘部ハ薪炭材ノ供給ヲ目的トシテ天然更新ニ依リ合理的施業ヲ行フニ至レリ、

君津郡三島村

一 町村ノ大勢

本村ハ君津郡ノ東南隅ニ位スル僻村ニシテ南ハ安房郡ニ、東北ハ龜山村、松丘村ニ、西ハ環村、秋元村ニ接ス。村内概ネ山岳ナラザルナク只小糸川ノ流域ニ沿ヒタル溪谷ニ平野、田、畑點綴スルニ過ギズ、小糸川ハ東南端安房郡界ノ山嶺ニ源ヲ發シ西ニ走リテ秋元村ニ入ル。

本村ハ東日笠、二入、辻森、大岩、正木、奥米、宿原、怒田澤、旅名、豊英ノ十區ニ分レ全面積一、〇六五町三〇一五(臺帳)ニシテ内田一四九町一一二〇、畑八八町五三二五、宅地二〇町三三二四、山林七〇〇町五九一一、原野一〇六町七二〇三、雜種地〇町〇一〇ニナルヲ以テ其ノ八割ハ山林原野之ヲ占ム、戸數二百八十九戸、現住人四、八一七人ヲ有ス。

村民ノ多クハ農業ヲ主トシ傍ラ炭燒業ニ従事ス、之ヲ區別スレバ農九分、商其他一分ノ割合トス、産物ハ木炭、米ヲ産スルノ外畜牛、木竹材等ノ副産物ヲ出ス。

二 統一前ノ狀況

1、部落別戸數並其ノ部落有財産

大字	字	戸	數	林野面積	大字	字	戸	數	林野面積
東	日笠	四八戸	二二三	四五九一四町	怒田澤	原	三三戸	二四	九、二一一二町
二	入	二二三	二、八四二七	怒田澤	原	三三	二四	九、九五二二	

辻	二二	四、七七二四	旅	三三	一五、二八二三
大	二三	四、〇六二三	豐	四三	二一、四三二五
正	三〇	九、二四二三	計	二八九	九七、四五二一
奥	二〇	一六、〇二〇九			

2、部落在住者中林野ヨリ薪炭其他生活資料ノ供給ヲ仰ギツツアリタル者ノ戸數並其ノ採取物ノ種類數量

本村ニハ從來村有林野三〇八町九七一六及部落有林野九七町四五二一、此合計四〇六町四三〇七ヲ有ス、從來山稼ニヨリ生活ヲ營ムモノ多ク常ニ住民ハ製炭、薪其ノ他ノ副産物採集ニ従事シツツアリ、從ツテ部落有林野ハ勿論、村有林中一六〇町八六一四ヲ分山ト稱シ使用區域ヲ割當テ自由ニ山業ヲ爲シ來リタル慣行アリ、要スルニ本村ノ在住者ハ田畑狹隘ナル山間僻地ナルヲ以テ自然林野ヨリ生ズル資源ニ俟ツノ外ナシ。

3、部落内ニ存ズル村有及部落有以外ノ林野面積

大字	積	大字	積
東	二七、一三〇一	宿	四四、八八〇四
二	四七、〇〇〇〇	怒	二六、八七〇六
辻	二七、〇三二六	旅	三五、八二一三
大	一八、五六〇二	豐	七七、二八一〇
正	三七、八〇二七	計	四〇〇、八七〇七
奥	五八、四七〇八		

4、各部落ガ林野ニ對シ從來執リツツアリシ管理ノ方法並設定シタル權利アリタル場合ハ其ノ權利ノ種類及設定面積

部落有財産ノ管理ハ議決機關ノ決議ニ基キ合法的ニ管理セラルベキモノナルモ實際ハ舊來ヨリ殆ンド部落民ノ自由ニ供用スルノ状態ナルノミナラズ村有林野ノ分山ノ如キモ何等ノ制限ナク放任シ來リタルヲ以テ漸次荒廢ヲ來シ資源年ヲ追フテ

渴涸ニ近カラントス。

5、區會設置ノ有無

無シ。

三 統一ノ動機並決行迄ノ經過

1、村當局若クハ縣吏員ノ勸奨又ハ特殊事由ニ依リ自發的覺醒ノ經路

縣及郡吏員ノ勸奨ニ依リ大正十年二月十六日協議相調ヒ覺書ヲ作成シタリ、然ルニ本村ニハ前記ノ通り村有山林ノ分山ト稱スル使用區域割當地アリ、慣行ニヨル自由山業ヲ認メタル程度ノモノニシテ公法上ノ手續ヲ履行セルモノニアラザルモ住民生業ノ状態ヨリ直ニ村營ニ引直スコトハ頗ル難事トスル所ナリ、仍テ其後數次縣及郡吏員ノ勸誘又ハ實地調査ノ結果大正十四年漸ク整理方法ヲ確定シタリ。

2、統一困難ナリシ主ナル理由及統一ニ對スル部落民多數ノ意見並ニ反對者主張ノ要點

部落有林野及村有山林ノ分山ヲ合セタル總面積ハ本村ニ於ケル林野ノ大半ヲ占メ從來共同林トシテ自由ニ山業ニ従事シ生活ノ資源ヲ收得シタル關係上村有トシテ嚴重ナル監督ヲ受ルテ潔シトセズ、又薪炭林ノ減少ヲ來シ主ナル生業タル製炭事業ノ衰微ヲ招キ或ハ產物拂下ノ手續ヲ煩雜ニシ相當代價ヲ支拂フコトニナルヲ以テ統一ニ反對ナリト言フニ在リタリ。

四 統一ノ方法

1、條件付又ハ無條件ノ區別及條件付ナルトキハ其ノ内容

- 一、分山箇所ヲ村ニ返戻シ部落有財産ヲ村ニ統一スルコト、但シ分山箇所ハ實測ノ上右緣故者ニ一戸當一町五反步ヅツテ割讓シ且部落有テ從來ノ緣故者ニ特賣ヲ以テ讓渡スルモノトス。
- 二、分山中生立木ノ十年以上ノ個所ハ緣故者ニ於テ五年以内ニ處分スルコト

- 三、縁政者ハ右權利ノ讓渡ヲ受ケタルトキハ直ニ森林組合ヲ設置シ組合ノ定ムル所ニ依リ行動スルコト。
- 2、部落別統一財産ノ種類及數量
- 統一財産ハ部落有林野九七町四五二一（前記ノ通）トス。
- 3、部落別離權處分林野面積數量並離權ノ方法

大字	林野面積	大字	林野面積
東日笠	四、五九一四	宿原	二四、四〇二〇
二入	四四、五七〇五	怒田	三〇、一三〇八
辻森	一二、一五一九	旅名	二〇、四三二三
大岩	四、〇六二三	豐英	一六七、六六二八
正木	二四、一三〇六	計	二四九、六五〇六
奥米	七四、二六一一		

大正十三年十一月四日分山林野臺帳面積一五二町一九一五及統一林野臺帳面積九七町四五二一ヲ代價八千九十七圓五錢ヲ以テ夫々縁政者ニ讓渡シ大正十五年九月ヲ以テ所有權移轉登記ヲ了セリ。

4、統一決定ノ日時

議決年月日 大正十年三月十二日

許可年月日

同十年三月二十三日

五 統一後ノ管理方法

1、施業管理ノ概要

本村有林野ハ施業地一、〇五八町四八一〇（内小學校基本財産林五五町九〇〇〇ヲ含ム）除地二三三町八九〇〇、合計一、二九二町三七一〇ニシテ大正十一年施業案ヲ編成シ施業中ニシテ現況左ノ如シ。

喬林	三五、八〇一〇
矮林	九九五、〇八〇〇
中林	二七、六〇〇〇
計	一、〇五八、四八一〇

2、林野條例又ハ規則左ノ如シ。

基本財産造成條例

- 第一條 本村ハ基本財産造成ノ爲メ本條例ノ規定ニ依リ植林ヲ爲スモノトス
- 第二條 植林地ハ本村有ノ土地、既成林ノ外荒廢地ヲ以テ之ヲ充テ其植栽スベキ樹種ハ杉、扁柏、松、櫟トス
- 第三條 毎年度ニ於テ植栽スベキ樹數ハ壹萬本以上トシ豫定ノ個所ニ植付完了スルヲ以テ之ヲ止ム
- 第四條 植林ニ關スル費用ハ村費ヨリ支出スルモノトス其植付手入ニ關シテハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得
- 第五條 凶歲其他ノ爲メ負擔ニ堪ヘズト認ムルトキハ村會ノ議決ヲ以テ第三條ノ全部若クハ一部ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 間伐、輪伐、植繼及管理方法ニ關シテハ村會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

附 則

第七條 本條例ハ明治三十七年度ヨリ施行ス

基本財産蓄積條例

大正九年五月千葉縣
庶第一二二〇號許可

第一條 本村ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度基本財産ヲ蓄積ス

第二條 左ノ收入ハ基本財産トシテ蓄積ス

- 一、基本財産ヨリ生ズル収入 但シ村有山林ヨリ生ズル収入ニ在リテハ其ノ収入高ノ十分ノ三以上
 - 二、國稅及縣稅徵收交付金ノ二分ノ一
 - 三、戶籍法及寄留手續令ニ依リ収入スル手数料
- 第三條 公債ヲ起シ未ダ償還ヲ終ラザル間及凶歲其ノ他ノ爲メ負擔ニ堪ヘズト認ムルトキハ村會ノ議決ヲ經テ前條蓄積ノ全部若クハ一部ヲ停止スルコトヲ得

第四條 基本財産ノ收支精算ノ要領ハ每翌年度ニ於テ之ヲ村内ニ告示スベシ

附 則

本條例ハ大正九年度ヨリ施行ス

安房郡 天津町

一 町村ノ大勢

本町ハ安房郡ノ東北ニ偏在シ、東ハ小湊町、西ハ東條村ニ境シ、北ハ君津郡龜山村及夷隅郡老川村ニ接シ、南ハ太平洋ニ面ス。地勢南北ニ長ク東西ニ狹シ、北部清澄區ハ二間川ノ上流ニ屬シ山地概シテ急峻ニシテ山岳起伏ス。天津及濱荻ノ兩區ハ海面スル市街地大部分ヲ占ム、天津、濱荻、清澄ノ三區ヨリ成リ行政上更ニ天津區ヲ引土、芝、城戸、濱、中宿、橋本、谷、新ノ八町、濱荻區ヲ東、惠車、仲、西ノ四町及清澄ノ十三區ニ分チ、戶數千三百六十八戸、人口六千五百二十餘人ヲ有ス。林野ハ全地籍ノ八割以上ニシテ國有林(演習林)ハ西北部君津郡界ニ團地ヲ成ス、部落有林野ハ民有林野ノ大半ヲ占メ、耕地ハ僅ニ百五十町歩ニ滿タサル狀況ナルヲ以テ部落有林野ハ一部住民ノ生業ニ關スル所大ナリ。住民ハ漁業ヲ主トシ農商之ニ次グ林産ハ農業ノ副業ニシテ松、杉ノ用材及薪炭トス。

二 統一前ノ狀況

1、部落別戶數並其ノ部落有財産

大字	字	戶數	林野	宅地	畑	雜種地	池	沼	計	林野見込面積
天津	津	九三	四七、一一八	〇、〇〇一	—	〇、三三七	—	〇、〇〇一	四七、四九九	六〇〇
濱荻	荻	三六五	八〇、八一五	—	—	〇、五七八	—	—	八一、四〇三	一一七
清澄	澄	一、〇八〇	六、〇九四	〇、〇九三	〇、〇一〇	—	—	〇、〇〇〇	六、一〇八	七
計		一、三六八	五五、〇二七	〇、〇九四	〇、〇一〇	〇、九一五	—	〇、〇〇〇	五五、一四〇	七三四

- 2、部落在任者中林野ヨリ薪炭其他生活資料ノ供給ヲ仰ギツツアリタル者ノ戶數並其ノ採取物ノ種類數量
本町ニ於ケル約二割ヲ占ムル農家ニアリテハ專業的或ハ副業トシテ薪其ノ他ノ生産ニ從事シ生活ヲ營ムモノ多ク從ツテ部落有林野ノ大半ハ入會山業地トシテ一般ニ公認セララル所ナリ、夫故ニ漁業ニ従事スル住民ト雖モ閑散期ニ於テハ自由ニ入山シテ薪其ノ他ノ雜産物ヲ採取スルノ狀況ナリ。
 - 3、各部落ガ林野ニ對シ從來執リツツアリシ管理ノ方法並設定シタル權利アリタル場合ハ其ノ權利ノ種類及設定面積
各大字毎ニ部落有林野ノ管理ニ付テハ山林委員ヲ設置シ林野ノ境界侵墾、入會山業地ノ取締ニ従事スルハ勿論、山番人ヲ置キ盜伐ヲ監視シ更ニ山林消防ヲ設ケテ野火ノ警防ニ努ムル等林野ノ取締ニ付キ周到ナル注意ヲ拂ヒ來レリ、而シテ部分林契約ヲ以テ植林ヲ行ヒタルモノ約百八十六町歩ニ達スルモ其以外ノ入會山業地ハ舊來ノ如ク部落民ノ自由使用ニ委セ何等制限ナク其ノ用法放漫ニ流レ林野ハ漸次荒廢シ資源ハ將ニ涸渴セントスルノ狀況ナリ。
- 三 統一ノ動機並決行迄ノ經過

1、町村當局若クハ縣吏員ノ勸奨又ハ特殊事由ニ依リ自發的覺醒ノ經路
本町天津區ノ部落有林野ハ小湊町内浦區ト共有ノ生質ヲ有スル入會地タリシガ明治三十五年及大正十四年ノ兩度ニ於テ整理ヲ遂ゲ又濱荻區ノ部落有林野ハ東條村東區、西區及廣場區ト共有ノ性質ヲ有スル入會地タリシガ大正七年中之ガ入會整

理ヲ了シタル地域ナリ、右兩區ノ林野ハ單獨所有ニ歸シタルヲ以テ大正十五年十二月縣吏員ノ勸誘ニ依リ林野統一ニツキ協議シタリ、然ルニ本町ニ於テハ多年ノ懸案タル漁港修築ノ方針決定スルマデ猶豫セラレ度キ意見多數ヲ占ム、其後屢々縣ヨリ吏員ヲ派シ調査ノ上整理案ヲ作製シ交付スル等種々勸奨ノ結果、昭和八年一月整理委員ヲ選任シ實地ニ付調査スルト同時ニ山稼地ノ設定及統一後ニ於ケル管理方法ヲ定メテ一般町民ニ諒解セシメ茲ニ統一ヲ決行スルニ至レリ。

2、統一困難ナリシ主ナル理由及統一ニ對スル部落民多數ノ意見並ニ反對者主張ノ要點

部落有林野中部分林契約地ヲ統一スルコトニ對シテハ一般ニ異議無キ所ナルモ舊來ヨリ山稼地ニシテ自由ニ使用シ來リタル地域ハ村有トシテ嚴重ナル監督ヲ受ケ更ニ一定ノ方針ニヨリ植林セララル結果ハ薪炭林ノ減少ヲ來シ生業ヲ脅威シ或ハ產物ヲ相當代價ヲ以テ拂下ヲ要スルコトニナルベク從來ノ部落民ノ慣行又ハ利益ヲ無視シ爲メニ部落民ノ生活資源ヲ失フモノトシテ反對スル者多カリシ。

四 統一ノ方法

1、條件付又ハ無條件ノ區別及條件付ナルトキハ其ノ内容

天津町部落有林野整理方針

- 一、天津町天津、濱荻、清澄ノ各區ニ於テ所有スル林野ヲ無償無條件ヲ以テ本町ニ提供スルコト、但シ從來林野ニ對シ附帶契約ヲ有スルモノハ其ノ條件ヲ本町ニ於テ繼承スルモノトス
- 二、本町ハ該林野ヲ實測ノ上立地ノ狀況ニヨリ要存地及不要存置林野ニ區分シ要存置林野ハ別紙林野條例ニ依リ管理經營シ不要存置林野ハ隨時之ヲ處分スルコト
- 三、林野條例第八條ノ使用方法ニハ別記條件ヲ具備セシムルコト
- 四、從來林野ノ收入ニ依リ區ニ於テ施行中ニ係ル施設ハ今後町ニ於テ施行スルコト

2、部落別統一林野面積

大字	臺帳面積	實測面積	備考
天津	四六三、二一一五	六〇六、〇八二七	林野以外ノ財産ハ今回ノ整理ヨリ分離シテ決定ノ答
濱荻	八一、三五〇三	一二二、六八二〇	
清澄	六、〇九一四	五、六三〇六	
計	五五〇、六六〇二	七三四、四〇二三	

3、部落別離權處分林野面積並離權ノ方法

大字	面積	備考
天津	一五、七六一六	林野處分ニ依ル代金ハ將來町有林ノ管理經營費ニ充當スル豫定ナリ
濱荻	一、〇八〇三	
清澄	〇、三三〇八	
計	一七、一七二七	

4、統一決定ノ日時

議決年月日 昭和八年十月六日

許可年月日

昭和八年十月十三日

五 統一後ノ管理方法

1、施業管理ノ概要

昭和八年十月統一濟ト共ニ施業計劃案ノ編成ニ着手シ將來施業ノ完備ヲ期セントス、而シテ今現況ヲ見ルニ直營林九十三町步、部分林二百五十七町步、共同使用地三百六十町步、除地七町步、計七百十七町步ニシテ林野條例及管理規程ヲ制定シ町有林ノ管理經營上遺憾ナキヲ期シツツアリ。

2、林野條例又ハ規則左ノ如シ

安房郡天津町有林野條例

昭和八年十二月一日附
地第二〇一〇號許可

- 第一條 本條例ニ於テ林野ト稱スルハ本町有ニ屬スル山林原野ヲ謂フ
- 第二條 林野ノ管理ハ法律命令ニ別段ノ規定アルモノノ外本條例ノ定ムル所ニ依ル
- 第三條 林野ハ直營林、部分林、貸付林及共同使用地ニ分テ之ヲ管理ス
- 第四條 林野ハ別ニ定ムル施業案ニ依リ管理經營スルモノトス
- 第五條 直營林ハ前條施業案ニ依リ町ニ於テ之ヲ經營スルモノトス 但シ地元住民ニ保護管理ヲ委託スルコトヲ得
- 第六條 部分林ハ人工造林適地ニ於テ元所有大字内ノ住民ト契約ノ上施業中ニ係ルモノヲ町ニ於テ繼承シタルモノトス
部分林ノ相手方ハ其ノ權利ヲ町又ハ林地ノ屬スル大字内ノ住民以外ニ賣買又ハ讓渡スルコトヲ得ズ
部分林ノ相手方ハ其ノ權利ヲ他ニ賣買又ハ讓渡セントスル場合ハ町長ノ承認ヲ受クベシ
部分林ノ權利ヲ町ニ於テ繼承シタルトキハ相手方ニ現在價格ニ相當スル金額ヲ支拂フモノトス
- 第七條 貸付林ハ前二條ノ林地以外ノ人工造林適地ヲ分收歩合十分ノ四以上ヲ町ニ納入セシムル契約ヲ以テ喬林作業ノ一
伐期間ヲ限度トシ希望者ニ貸付シ造林セシムルモノトス
- 第八條 共同使用地ハ其ノ土地ノ元所有大字内ノ住民ニ薪材又ハ生草膏萱ヲ採取セシムル目的ヲ以テ元所有大字内ノ住民
ニ貸付シ之ヲ經營セシムルモノトス
前項土地ノ使用方法ハ町長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ
土地ヲ貸付ケタルトキハ一反歩ニ付一ケ年拾錢ノ貸付料ヲ徴收ス毎年十一月之ヲ徴收ス
- 第九條 町有林野ノ管理經營ニ關スル事務ノ爲委員三名ヲ置ク
- 第十條 部分林、貸付林ニ於テ相手方ガ契約ニ違反シ又ハ責任ヲ盡ザルトキハ町ハ其ノ相手方ノ分收歩合ヲ減シ若ハ契約
ヲ解除スルコトヲ得

- 第十一條 共同使用地ノ貸付ヲ受ケタル者其ノ使用ノ條件ニ違反シタルトキ又ハ土地ヲ荒廢セシムル虞アリト認ムルトキ
ハ町ハ其ノ貸付期間ヲ短縮シ又ハ貸付ヲ廢止スルコトヲ得
- 第十二條 前二條ノ規定ニ依リ相手方ニ於テ損害ヲ生ズルコトアルモ町ハ之ガ賠償ノ責任ニ任ゼザルモノトス
- 第十三條 本條例ノ規定スルモノノ外林野ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

町有林野管理規程

- 第一條 町有林野ハ林野條例ニ定ムルモノノ外本規程ニヨリ管理ス
- 第二條 林野條例第六條ノ部分林ノ設定期間ハ施業案ニ依ル一輪伐期間トス
- 第三條 林野條例第七條ニ依リ貸付林ヲ設定セントスルトキハ事業着手ノ前年ニ於テ契約ヲ締結スルモノトス
- 第四條 林野條例第九條ニ依リ設定スル委員ノ職務左ノ如シ
- 一、林野ノ實況ヲ巡視シ其ノ狀況ヲ町長ニ報告スルコト
 - 二、町長ノ指揮ニ從ヒ直營林事業ノ準備ヲ爲スト共ニ作業中現場ノ監督ヲ爲スコト
 - 三、部分林共同使用地ノ作業ヲ監督スルコト
 - 四、施業案ニ基キ備付ケタル臺帳ノ整理ヲ爲スコト
 - 五、林野ノ管理ニ關シ町長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ具申スルコト
- 第五條 町長ハ施業案ニ基キ當該年度ノ事業實行ニ先チ委員ニ對シ左ノ事項ヲ指示スルモノトス
- 一、地拵新植補植ヲ行フベキ林班及施業方法
 - 二、間伐並主伐ヲ行フベキ林班及伐採方法

- 三、新設並修理ヲ要スル道路及防火線
 - 四、下刈及除伐ヲ要スル林班及施業方法
 - 五、其他管理經營上ノ必要ト認メタル事項
- 第六條 役場ニハ左ノ帳簿ヲ備付クルモノトス

- 一、造林臺帳
- 二、部分林臺帳
- 三、貸付林臺帳
- 四、主副產物處理臺帳
- 五、森林被害臺帳
- 六、土工臺帳

第七條 前條第二號乃至第四號ノ帳簿ハ該關係者ノ請求アル場合ハ縱覽ヲ拒ムコトヲ得ス

附 則

本規程ハ昭和九年二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス
又入會關係整理せるもの左の如し。

安房郡東條村、天津町

一 入會整理前ノ狀況

東條村大字東、西、廣場及天津町大字濱萩四區ノ共有ニ屬スル東條村大字東外二、字下袋倉外五、一、八四九番ノ二外九、臺帳面積三百十町一反九步、此ノ實測面積四百十四町二反五畝一九步ノ林野ハ從來共有部落住民ノ秣綠肥及燃料ノ採取ニ供シ散漫ナル入會使用ニ委セラレタルガ爲荒廢甚シク地力益々衰退シ篠竹、羊齒類ノ跋扈ヲ見ムトシ林相荒廢ノ跡歴然タルニ至レリ。

二 入會整理方法

管理ノ方法叙上ノ如ク林地ノ荒廢益々加ハラムトスルヲ見、入會整理ノ一日モ忽諸ニ付スベカラザルヲ覺リ明治四十四年地元東條村三區ヨリ天津町濱萩區ニ對シ交渉ヲ開始セリ、當時濱萩區有識者間ニ於テモ已ニ業ニ入會林野ノ分割整理ハ土地利便ノ昂進上將又荒廢林野ノ救濟上喫緊事項ナルヲ認メタリト雖モ提議頗ル唐突ニ出デタルヲ以テ寧ロ東條村ノ措置ヲ專横ナリトシ之ガ解決ヲ見ルニ至ラズシテ終レリ、爾來本問題ハ屢々兩者ノ間ニ交渉セラレタルモ更ニ具體的進捗ヲ見ルニ至ラザリキ、然ルニ入會林野ノ整理ハ治水問題トシテモ要急事項ナルガ故ニ縣ハ大正四年特ニ調査ニ着手シ郡當局ト共ニ之ガ勸奨ニ努メタル結果、大正七年一月左記方法ニ依リ分割ニ決定セリ。

- (イ) 林野面積ハ各持分ニ應ジ自然界ヲ利用シ分割スルコト
但シ地形上平分スルコト能ハズ差額ヲ生ジタル場合ハ超過面積一反步ニ付金五圓ノ割合ヲ以テ代償スルコト
 - (ロ) 前項ニ依リ分割スベキ濱萩區域内ニハ萱草採取地面積最小限度六町步ヲ包含セシムルコト
 - (ハ) 杉造林地ハ無償ヲ以テ濱萩區域内ニ包含セシムルコト
- 因テ縣技術員ノ派遣ヲ請ヒ實測ノ結果東條村東、西、廣場ノ三區ハ臺帳面積二百三十町四反二十七步、此實測面積三百四町八反九畝十六步、天津町濱萩區ニ於テハ臺帳面積七十九町六反九畝十二步、此實測面積百九町三反六畝三步ノ林野ヲ得、茲ニ多年ノ懸案タル入會分割問題モ圓滿ナル解決ヲ見ルニ至レリ。

三 入會整理後ノ狀況

前項分割後東條村ニ於テハ第一次部落有林野ノ統一トシテ前記三區ヨリ六十一町九反一畝二十六步ヲ村ニ提供シテ村基本財産林ヲ造成シ造林計畫ヲ樹テ殘部ニ對シテモ伐採ノ方法ヲ定メ合理的施業經營ヲ行フコトトシ、天津町濱萩區ニ於テモ一部

住民ノ萱草採取地ニ供シ殘部ハ之レ亦的確ナル施業方法ニ導キツ、アリ。

市原郡内田村、養老村

一 入會整理前ノ狀況

養老村大字川在字苜又外一、二十五町三反五畝十四歩ハ以前ヨリ養老村川在及内田村眞ヶ谷、石川、原田、江子田、安久谷米澤ノ共有ニシテ尙ホ内田村ノ内、水澤、奥野、市場、堀越、嶋田宿ノ六部落入會慣行ヲ有シ、從來關係部落住民ノ秣、綠肥ノ採取ニ委シ放縱ナル入會使用ニ供セラレシテ以テ地力益々減退シ荒廢其ノ極ニ達スルニ至レリ。

二 入會整理方法

入會關係ノ弊前記ノ如クナルヲ以テ内田村ニ於テハ速ニ之ガ分割ノ必要ヲ認メ屢々養老村川在區ニ對シ交渉ヲ試ミシモ利害關係之ニ伴フヲ以テ議容易ニ纏ラズ在舊日ヲ經過セシガ大正七年一月漸ク同意ヲ得夫々持分ニ應ジ分割スルコトニ決定シ其手續ヲ經テ左ノ通所屬確定スルニ至レリ。

内田村眞ヶ谷外十一

十九町五反六畝二十四歩

養老村川在

五町七反八畝二十歩

三 入會整理後ノ狀況

前項分割後内田村ニ於テハ之ヲ村ニ提供シ造林ノ計畫ヲ樹テ着々之ガ實行ヲ進メツ、アリ、養老村ニ於テモ亦散漫ナル取扱ヲ改メ漸次林相ノ改良ヲ圖リツ、アリ。

安房郡天津町、小湊町（當時湊村）

一 入會林野ノ所在地、面積及其ノ現況

安房郡湊村内浦字内浦山三、二二三番ノ一

山林三十九町七段四反歩

全 所 三、二二七番

山林二十八町五段二畝六歩

全 所 三、二二八番

山林八十四町九段三畝四歩

全 所 字 寄 浦 一番

保安林三町一段歩

計 百五十六町二段九畝十歩

全 郡天津町天津字向台二、六三六番ノ一

山林百一十一町三段六畝二十六歩

全 所 字 御 武 三、一六五番

原野一町二段二歩

全 所 字 正 木 三、二七七番

原野六段七畝十四歩

全 所 字 白 崎 三、三〇七番

原野一町二畝二歩

全 所 字 實 入 三、三六一番ノ一

原野五町三段八畝十四歩

全 所 三、三六一番ノ三
 原野一町五段七畝六步
 全 所 三、三六一番ノ二
 保安林一町八段四畝二步
 全 所 字 石 倉 三、四四八番
 保安林四町一段八畝十步

計 百二十七町二段四畝二十步
 合 計 二百八十三町五段四畝步

安房郡天津町地先林野五百九町六段七畝三步及全郡湊村地先林野五百四十町二段四畝二十七步、此合計一千四十九町九反二畝歩ハ從來薪山ト稱シ天津町天津及湊村内浦ノ二部落住民ガ互ニ入會シ山業シ來リタルモノナルモ明治三十五年十一月ニ於テ互ニ離隔ノ地域ヲ調査ノ上天津町地先三百五十一町四段二畝十三步、湊村地先三百八十一町九段五畝十七步ヲ夫々專有地ニ決定シ林野ノ造林保護上ノ周到ヲ期スルト同時ニ其ノ殘地タル前記土地ニ對シテハ從前ノ通入會慣行ヲ持續シ薪炭及秣草ヲ自由ニ採取セルヲ以テ漸次荒廢ニ傾キツ、アルノ狀況ナリ。

二 入會權者名(市町村並部落名)並其ノ所屬戶數

入會權者 其ノ所屬戶數
 湊村大字内浦 三百八十六戶
 天津町大字天津 九百二十三戶

三 入會權ノ種類、目的物及其ノ行使方法

民法上共有ノ性質ヲ有スル入會權ニシテ内浦、天津兩部落住民入會シ薪炭材及牛馬ノ飼料ヲ採取シ來リタルモノニシテ從來

ノ慣行上更ニ入會行使ニ付制限ナク最寄ノ地域ニ夫々自由ニ入山シ或ハ薪炭材ヲ伐採シ或ハ秣草ヲ採取シタルモノナリ、但シ從來ヨリ入會地域内ニハ炭窯ノ築造ヲ禁止セラレタリ。

四 入會地負擔分賦ノ割合

入會地ノ公課其ノ他ノ費用ハ夫々其地盤所屬ノ分ヲ負擔スルコトニ双方協議ノ上取定メ野火ノ消防其他臨時ノ費用ニ對シテハ其ノ都度協議ヲ遂ゲタリ。

五 現在ニ於ケル交渉利用ノ狀況

該入會林野ハ見込面積四百町步ニシテ檜、櫟、雜等生立シ内約百町步ヲ明治三十五年双方契約ノ上保存林トシテ一般住民ノ入山ヲ禁止シ之ガ伐採ニ當リテハ協議ノ上入札ノ方法ニ依リテ賣却シ之ガ收入ハ他日兩部落共同ノ出資ニ充ツルコトニセルモノ、外其殘地ニ對シテハ林内ニ炭窯ヲ築造禁止セルモ地上物ノ伐採採取ニ關シテハ更ニ制限ナキヲ以テ從來自家用薪炭ヲ採取スル營業者ヲ看ルニ至リ漸次濫伐ニ陥リ現在伐採供用スベキ樹木殆ンド跡ヲ絶ツニ至レルノ狀況ナリ、然カモ曩ニ分割セル專有地ニ對シテハ夫々施業方法ヲ定メ無立木地ニ對シテハ人工ニ依リ杉、扁柏等ヲ植栽シ可及的入會山林ニ於テ薪炭原料ノ供給ヲ受ケムトスル傾向アルヲ認ム。

六 整理ノ經過

該入會整理ニ關シテハ地元ニ於テ屢々協議ヲ遂ゲタルモ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラズ偶々大正十四年六月本縣ヨリ技術員出張ノ上實地ヲ調査シ左記整理案ヲ提示シテ兩部落ノ委員ト協議セリ。

天津町天津 兩區共有地入會整理案
 湊村内浦

別紙所載ニ係ル天津町天津、湊村内浦兩區共有地ニ關シ實地調査ノ上共有地分割並入會整理案ヲ作ルコト左ノ如シ。
 一、入會林野ハ兩町村ノ自然境界ニ依リ分割シ所有權ヲ確定スルコト但シ各持分ニ對シ超過面積ヲ湊村内浦字内浦山三、二

二七番山林二十八町二反二畝六歩ト見做シ之ガ實測ノ上其ノ面積二分ノ一ニ對シテ一反歩ニ付キ金五拾圓ノ割合ヲ以テ天津區ニ代償スベシ

二、前項協定ノ翌日ヨリ入會林野ニ對スル入會權ヲ解消スルコト
右整理案ニ付協調ヲ遂ゲタル結果左記覺書ノ通りヲ以テ解決セリ。

覺書

天津町天津區及湊村内浦區トノ入會ニ係ル左記ノ共有山林ヲ關係各區代表者ノ完全ナル同意ヲ經左ノ條件ニ依リ協議上ノ分割成立セリ。

一、山林ノ表示

天津町大字天津字向臺二、六三六番ノ一

山林百一十一町三反六畝二十六歩

全 所 字御武三、一六五番

原野一町二反二歩

全 所 字正木三、二七七番

原野六反七畝十四歩

全 所 字白崎三、三〇七番

原野一町二畝六歩

全 所 字實入二、三六一番ノ一

原野五町三反八畝十四歩

全 所 字實入二、三六一番ノ三

原野一町五反七畝六歩

全 所 字實入二、三六一番ノ二

保安林一町八反四畝二歩

計 百二十七町二反四畝二十歩

以上天津區ノ所有ニ屬スルモノトス

湊村大字内浦字内浦山三、二二三番ノ一

山林三十九町七反四畝七歩

全 所 三、二二七番

山林二十八町五反二畝六歩

全 所 三、二二八番

山林八十四町九反三畝四歩

全 所 字寄浦 一番

保安林三町一反歩

計 百五十六町二反九畝十歩

以上内浦區ノ所有ニ屬スルモノトス

二、共有山林ハ兩町村ノ自然境界ニ依リ分割シ所有權ヲ確定スルコト

三、内浦區ノ所有ニ屬スベキ持分ニ對スル超過面積及立木價格ヲ一万五百圓ト見積リ此ノ金額ヲ内浦區ヨリ天津區ニ左記ノ方法ニ依リ代償スルコト

(イ) 金壹千圓也

右ハ共有山林分割ニ對スル郡長ノ許可指令書ヲ收受シタル日ヨリ五日以内ニ支拂フコト

(ロ) 金九千五百圓也

右ハ大正十五年六月三十日限り支拂フコト

四、本年六月十五日限右共有山林ノ入會權ヲ解消スルコト

右覺書ハ二通ヲ作成シ双方管理者並委員ニ於テ署名捺印ノ上各壹通ヲ領置スルモノナリ

大正十四年六月十三日

天津町大字天津區有財産管理者

天津町長 四宮喜三郎

湊村大字内浦區有財産管理者

湊村長 齊藤政吉

七 整理ノ方法其ノ他

以上入會ニ係ル共有地分割セラレ所屬確定セラレタル結果、天津町天津ニ於テハ四百五十七町四反余歩、湊村内浦ニ於テハ五百四十町一反余歩ノ部落有林野ヲ存スルニ至レリ。

第三節 社寺有林の施業

本縣の社寺有林野面積は三千四百四十九町余歩にして其林況左の如し。

所有別	立木			地		無立木地	合計
	針葉樹林	潤葉樹林	針潤混濁林	竹	計		
神社	三三三、五	八八五	一三四、七	五三	五九二、〇	四四、六	六三六、六
寺院	一、二八七、五	八二二、八	四五一、一	二五、〇	二、六七六、四	一三六、九	二、八一三、三
計	一、六五一、〇	九〇一、三	五八五、八	一三〇、三	三、二六八、四	一八一、五	三、四四九、九

現時の制度に於ては社寺の事務は國家事務にあらず、隨て社寺は公權の行使を許されざるも法人たることは既に疑なき所す、我大審院は社寺を以て私法人と解せり。而して森林法上其所有に係る森林は公有林と全樣營林の監督を受くるを以て本縣に於ては社寺有林野の管理區分及施業方法等常に指導監督に意を注ぎ施業の適正を期しつゝあり。

第八章 私有林

第一節 私有林野の概況

元來農山村に於ける各種産業中林業は今日迄殆んゞ重視せられず、最近漸く其重要性を知るに至れるも眞に林業の地位を理解する者は寔に寥々たり、之畢竟林業が他の生産業に比し長年月を要すると面積尠大なる割合に生産額少なく、且又山林が多く人里より離れ日常生活に直接の交渉を有せざりしに基因す謂ふも過言にあらず。然るに林業は所謂今尙開發の途上にありて其生産力に餘裕あるを以て將來農山村の更生に此林業を織込み其改善發達を促進するの極めて緊切なるを認むなり。

しかも本縣の私有林野は前述の如く十四萬二千餘町歩にして全林野面積の八割三分強を占め、全地籍の三割六分強に當り之が全能力を發揮せしむると否かは本縣林業の振興に關する所尠しませず。今林野の所有状態を見るに五町歩以下の所有者即ち

小林業者大部分を占め、五町歩以上二十町歩未滿及二十町歩以上五十町未滿の所有にして單獨經營に足るべきもの僅少なり。更に五十町歩以上百町歩未滿一〇八名、百町歩以上三百町歩未滿一六名、三百町歩以上二名に過ぎず。而かも現行土地臺帳に依る地番主義の一筆地は小面積にして合理的施業法を確立すること難し、随つて相當面積の林野所有者と雖も各地に點在する數十筆乃至數百筆の合算面積たるの實情に鑑み近時土地分配の整備及其利用の合理化を強調せらるゝに至れり。

要するに小面積の森林を交換、分合等に依りて其所有者毎に集團的地域を形成せしめ施業の合理化を期するは林業經營上理想とする所なるも現行法制下に在りては實現困難なるを以て寧ろ其所有者が一の團體を組織し合同施業の方法に依りて其利用の集團化合理化を圖るの外途なし、茲に於て森林施業上森林組合制度の活用益々重要性を加ふる所以なりとす。

次に縣下森林の分布を見るに全く林野を有する市町村は一もなし、而して總地籍の七割以上林野を有するもの十六ヶ町村、五割以上のもの七十九ヶ町村にして此等山村に於ける林業は極めて重要な地位にあり、更に此等町村に付參謀本部陸地測量部五萬分の一地形圖上に於て調査したる民有林野は推定面積十二萬四千九百十町歩に上り、其臺帳面積八萬二千八百五十町歩に對比して五割強の増加を示せり。此事實に徴するも現在單位面積の森林生産力は如何に僅少にして其經營の粗放なるかを窺知し得べし。従つて山村經濟實態調査を行ひ、林地の集約的利用を圖るに同時に林業と他の生産業とを有機的に統制して林力の培養を企つことは民有林野就中私有林の經營上一日も忽諾にすべからざる緊要事項なりとす。

今總地籍に對する林野面積五割以上を占むる九十五ヶ町村の推定面積を掲ぐれば次の如し。

郡名	町村名	總地籍	山林野臺帳	面積	林野推定	摘要	
安房	西岬	九〇九、三	四〇七、三	七五、八	四八、一	九九五、〇	△ハ總地籍面積ニ對シ林野臺帳面積七割以上ノモノトス
	神戶	一、一七二、四	五五三、二	六四、七	六七、九	一、〇九三、〇	
豊房	豊房	一、三九八、四	七八一、三	七九、七	八六、〇	一、八六四、〇	

八	東	九七六、〇	四八八、二	—	一六三、七	六五一、九	一、六〇〇、〇
保	田	一、〇三四、五	五五六、三	—	四五、三	六〇一、六	八〇五、〇
平	群	一、五三二、四	四九三、六	一五一、〇	二四五、〇	八八九、六	一、四五三、〇
瀧	田	九一七、四	四五五、三	—	八〇、一	五三五、四	一、一七一、〇
白	濱	五七五、九	二四三、七	—	五七、八	三〇一、五	六五九、〇
七	浦	三八四、五	一四二、八	—	五四、七	一九七、五	四三七、〇
丸		一、六一一、八	四三四、七	三三三、三	一九六、八	一、〇二四、八	一、六八七、〇
北	三原	九二四、五	四二二、九	八六、五	九二、一	五九一、五	八五八、〇
和	田	五九三、一	二四三、二	—	九〇、六	三三三、八	六八五、〇
江	見	五二四、七	一九一、〇	—	一八、三	三〇九、三	四九六、〇
太	海	四七二、二	二五二、七	三、四	六九、九	三三六、〇	四一八、〇
會	呂	一、三四八、五	六八、五	一三三、〇	一三〇、六	八七一、一	一、〇一九、〇
大	山	一、二六三、二	二九七、四	一七三、八	三三六、五	八〇七、七	一、三三六、〇
吉	尾	一、一九四、一	三三三、八	一九八、四	二二二、二	六六三、四	七四〇、〇
主	基	一、二〇九、九	三三三、一	一〇八、二	一九一、三	七三三、六	九七〇、〇
田	原	九三六、七	三二一、七	一三一、六	四二、六	四八五、九	六五八、〇
西	條	九四二、七	五二二、四	—	八二、二	六〇三、六	一、〇四〇、〇
東	條	一、八二九、四	一、二九一、三	—	二四三、九	一、三七三、二	一、九二七、〇

計	金谷	竹岡	天神山	駒山	關山	環山	周南	三島	秋元	小糸	波岡	富岡	龜山	松丘	久留里	馬來田	平岡
(五,〇八一,九)	三九四,二	八七三,〇	一,五七八,五	九七六,六	(七九七,三)	(三二,四)	一,三四四,五	一,〇〇九,八	(二二五,六)	(三〇〇,四)	八七三,〇	(一〇八,六)	(三,三三九,七)	(一〇七,一)	(二,一五九,四)	(二,二四〇,三)	二,〇九四,八
二四,八七九,一	二四七,〇	五一七,〇	九八八,六	四七六,八	三八三,一	四一三,七	七三八,〇	七〇〇,六	一,〇九七,三	一,〇五二,八	六〇九,七	七六四,六	一,二二,一	一,三〇九,八	一,三六四,八	一,三八二,四	九八七,八
一三三,八	—	—	一三三,九	—	—	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二,〇一七,三	一六五	八三,六	一六六,三	一〇八,八	二四,六	六一,八	八一,九	一〇六,七	七六,三	一六八,八	三,七	一八,五	四三六,五	三三九,一	一〇〇,二	七〇,〇	七八,八
(五,〇八一,九)	一七,〇三〇,二	六〇〇,六	△ 一,一五四,九	△ 七七八,五	(六七四,七)	(四九七,七)	八一,九	△ 八〇七,三	(三三,六)	(三〇,四)	六一三,四	(一〇八,六)	(三,三三九,七)	(一〇七,一)	(一,五五八,九)	(一,四四二,四)	一,〇六六,六
(五,一七一,九)	三,一〇五,八	一,一七七,〇	一,九六八,〇	一,三七八,〇	(六七四,七)	(三〇八,三)	一,一八〇,〇	二,九〇九,〇	(三三,六)	(三〇,四)	九三〇,〇	(一〇八,六)	(三,三三九,七)	(一〇七,一)	(二,三三九,四)	(二,一六〇,〇)	一,五五七,〇

君	津	長浦	計	布施	東川	中澤	瑞澤	上瀑	西畑	老川	總元	總野	豐濱	勝浦	興津	上野	小湊	天津
一,一五六,八	(五,三三三,五)	一八,七三〇,三	一,六八三,七	二,二二〇,二	一,四四五,五	一,三〇七,二	一,二五二,四	(一,八七三,八)	(一,九八三,五)	一,一六〇,九	(六三二,〇)	二,五八四,四	四三五,一	六〇四,四	九七〇,三	(八三二,二)	二,三九一,三	(二,一七五,五)
六三三,〇	八,二二三,五	九三〇,〇	八四八,九	四九九,五	五三三,七	四七六,六	九〇〇,三	六一,二	四五六,八	一,一九三,五	一九八,三	二〇三,八	五七三,五	七七四,三	一〇,五五六,八	七五〇,〇	六六六,四	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五,二	三,五九二,二	一五〇,六	四九八,五	三五〇,一	三二九,七	二九六,九	三八八,〇	二三八,二	三〇〇,四	四二五,三	七六,三	一六八,七	一四五,一	三三四,四	三,二二,二	一八四,一	三三三,三	
六五八,二	(五,三三三,五)	一,〇八〇,六	一,三四七,四	八〇九,六	八三三,四	七三四,五	(一,八七七,八)	(一,九八三,五)	七六九,二	(六三二,〇)	二七四,六	三七二,五	七八,六	△ 九三九,七	(一五,一八六,二)	九三四,一	九九九,七	
一,〇〇六,〇	(五,三三三,五)	一,二八一,〇	一,九〇八,〇	八四二,〇	一,一三六,〇	一,〇四七,〇	(一,八七七,八)	(一,九八三,五)	一,三四六,〇	(六三二,〇)	四三二,〇	五二七,〇	一,一八一,〇	(八三二,二)	三,四四三,〇	一,四三三,〇	一,二〇四,〇	

印 幡 川	東 葛 飾		千 葉														
	計	八 木	土	計	豊 富	大 和 田	千 城	更 科	白 井	譽 田	計	白 鳥	里 見	平 三	富 山	高 瀧	内 田
一、七四、八	一、七四、八	一、三〇〇、二	一、四〇〇、二	一〇、一二四、九	一、七四三、八	一、四〇五、四	一、五四四、八	一、七〇六、六	一、八八〇、八	一、八四三、五	一、九五六二、六 (一三五、二)	二、三二九、七	一、九〇六、四 (一三五、二)	一、二七三、七	八〇〇、七	一、三〇五、六	一、〇九六、六
九三一、七	一、四七六、五	六八六、二	七九〇、三	五、三三六、八	一、〇〇〇、〇	七、四、一	七八二、八	八三八、四	一、〇四〇、〇	九五、五	八、八三八、六 (一三五、二)	一、一二二、三	七九七、六	五五九、二	三〇一、四	四二二、〇	六三三、四
二、二、四	一六、七	三、三	一三、四	一五七、二	一〇、六	二、五	一六、三	五七、四	三二、三	三九、一	三、三三、三	八〇六、九	六〇九、二 △	四〇九、七 △	一三六、四	三一九、七	三八、〇
九五三、一	一、四九三、二	六八九、五	八〇三、七	五、四八四、〇	一、〇一〇、六	七二六、六	七九九、一	八九五、八	一、〇七二、三	九九〇、六	二、〇六五、九 (一三五、二)	一、九一九、二	一、四〇六、八 (一三五、二)	九二八、九	四三七、八	七三、七	六六一、四
一、一七六、〇	一、八三一、〇	七六四、〇	一、〇六七、〇	八、二六六、〇	一、四六六、〇	一、〇〇〇、〇	一、二一四、〇	一、六四、〇	一、四七一、〇	一、四四九、〇	一、四九三、〇 (一三五、二)	二、〇〇〇、〇	一、七二四、〇 (一三五、二)	一、一七〇、〇	七七二、〇	八九九、〇	七二八、〇

市 原	山 武								長 生								
	牛 戸	養 老	市 東	濕 津	姉 崎	計	豊 岡	睦 岡	日 向	土 氣 本 郷	丘 山	源	計	廳 南	西	水 上	長 柄
一、五七三、二	一、五〇四、〇	一、七三三、二	二、一八八、三	二、〇三六、五	一、八三四、七	九、四六九、六	一、二〇八、一	二、二九三、二	一、五二六、四	二、三七二、三	九五八、九	一、一一〇、七	六、一〇〇、五	一、一〇一、四	一、九五七、六	九八八、五	二、〇五三、〇
五四九、五	六〇三、三	七一九、一	一、一九二、一	一、〇七七、八	九三〇、九	四、八五三、八	六四一、一	一、〇八一、一	七七八、九	一、一〇五、四	五五九、八	五五七、五	三、一八五、八	五七三、四	一、〇一一、六	四五六、九	一、一四、九
二五〇、九	二二二、六	一九一、五	一一三、三	一〇二、二	二五、七	二三三、二	一五、二	一五、〇	一一、四	一四七、九	八、九	三三、八	三五二、〇	三六、二	一八六、六	一〇二、三	二六、九
八〇〇、四	八二七、一	九二〇、六	一、三〇五、四	一、一八〇、〇	九五六、六	五、〇八七、〇	六五六、三	一、〇九六、一	七九一、三	一、三五三、三	五五八、七	六三一、三	三、五三七、八	六〇九、六	一、一九八、二	五六一、二	一、一六八、八
一、〇六三、〇	九九五、〇	一、二二〇、〇	一、六三七、〇	一、三六八、〇	一、三三七、〇	七、一五九、〇	九六五、〇	一、四八九、〇	一、二七二、〇	一、七九三、〇	七〇五、〇	九三五、〇	四、八三、〇	八三三、〇	一、五四七、〇	八二二、〇	一、六三三、〇

須賀谷土工森林組合	夷	隅	千	町	六〇〇〇〇〇	昭和一〇、三一
横根土工森林組合	安	房	太	海	一〇〇〇〇〇〇	八、一一、一八
大津居倉土工保護森林組合	全		八	東	一〇二〇〇〇〇〇	八、一二、一五
藏玉施業森林組合	君	津		山	五四〇〇〇〇〇	九、一、九
淀山施業森林組合	全		小	糸	六五〇〇〇〇〇	九、五、三一
奥野施業森林組合	全		竹	岡	一二〇〇〇〇〇〇	九、五、三一
計					二、一四九五八〇三	一、四六二

一六〇

森林組合は國土の保安、水源涵養、荒廢防止等公益を目的とする公益法人たるを全時に積極的に森林經濟の發達を圖るを使命とするを以て今後民有林の利用開發の唯一の手段として森林組合の設立普及を圖るの要あり、夫故に本縣に於ては産業五ヶ年計畫を樹立するに當り現在の土工森林組合を施業土工森林組合に改變せしめ、且又組合の内容を充實する爲其地區を擴大せしめ可成一村一組合主義の下に、縣下の山村を認むべき六十箇町村に對し極力勸奨して森林組合を設立せしめんとす。

第三節 特殊林業事例

一、杉挿木造林

上總の北半部及下總は所謂武藏野の一部をなし地勢平坦にして山岳と稱すべきもの全然なく、其間僅に丘陵の起伏するものあるのみなり、従つて夏季に於ては東九十九ヶ濱方面を経て襲來する太平洋よりの潮風強く、冬季は所謂武藏野の朔風颯々たるものあるが故に自然土地乾燥し易しく杉の生育困難なるを以て古來松を前植したる後、杉の挿木苗を其間に植栽する等特異的林業營まれつゝあり。現今山武郡陸岡村、日向村、源村、丘山村、公平村、土氣本郷町、二川村、豊岡村、大總村地方最も盛にして最近に至りては上總の北半部及下總の香取、印旛、東葛飾各郡の平坦地一帯にも廣く行はれ其面積一萬町歩にも達するの状況なり。今其由來最も古く代表的植林方法の行はる、陸岡、日向、源の三村に就き其梗概を述べん。

一、位置及地勢

陸岡村、日向村、源村は山武郡の西境に位し、西は印旛郡川上、八街、富里の三ヶ町村に連り、北は二川村に、東は大總豊岡、大富、成東の四ヶ町村に、南は公平、丘山の二ヶ村に接し、東方九十九濱の海岸を距るこ三里乃至四里にして地勢大體に東面し、作田、木戸、堺及南白龜の諸川の水源をなす。概して臺地を形成し丘陵其間に起伏し、地形極めて複雑なるも其高低差は到つて少く最高地點と雖も僅に四六米を出てす。谷地は概ね水田を爲すも流路の勾配極めて緩漫にして排水良好ならず、多くは濕田をなす、又畑地及森林は丘上の平坦地又は丘腹の緩斜地を占む。

二、氣候

本地域の氣象は海岸を距る遠近に依り多少の相違あるも、其氣温雨量等大體縣下の平均状態にあり、氣候温暖にして雨量亦少なからず、爲に林木の生育に適す、風向は附近に高山なき爲風力比較的強く殊に夏秋の交には屢々暴風の襲來するあり、殊に最も恐るべきは太平洋上より直接來る東南風にして去る明治三十五年九月二十八日の大暴風雨に際しては村内各所の森林は大被害を蒙りたり、蓋し當地方に特有的林業起りたる亦故なきに非ざるなり。

三、地質

本地域は大部分は第四紀古層より成るも其東端は第四紀新層に接し其間僅少部分に第三紀新層現出す、母岩は概ね砂岩より成る。但し砂岩と稱するも其實頗る軟弱にして殆ど緻、熊手の類にて掘り得べき程度のものなり、随つて土壌には赭色の埴質壤土より成る箇所と壤質砂土より成る箇所とあり。要するに一般に粘土分多き爲水分の滲透充分ならず、然かも極めて乾燥し易く晴天の強風に際しては黄塵天を掩ふが如きに反し雨天又は霜解けに際しては泥濘脚を没するの状況を呈す、即ち地味は大體好良なるも空氣の流通悪しく理學的性質に於て缺くる所あり。

四、交通

本地方は昔時不完全なる道路に依るより外途なく交通極めて不便なりしが鐵道開通以來運輸交通至便となり日向村には總武線日向驛を設けられ、南方一里にして源村に達すべく又北方一里余にして睦岡村に至る。其外成田、八街、成東、松尾の各驛にも近接せり。

尙ほ縣道は各村の主要地點を連絡し車馬の交通便利なり、且最近町村道及林道の開設及修理せられ到る處便利となれり。

五、生業

睦岡、日向、源の三村は人口に比し農耕地面積廣く、其一戸當り田畑反別は一町二三反歩に上り、住民の大部分は農業を主業とす、随つて林業は之等農家の副業として經營せらる。今土地利用の状況を表示すれば次の如し。

町村名	面積						計	戸數	人口
	田	畑	宅地	山林	野原	雜種地			
睦岡	二九〇、八	八四九、四	五六、三	一、〇八一、一	一五、〇	二、二九三、二	七三六	四、二五一	
日向	二九八、三	三八七、九	四八、八	七七八、九	二二、四	一、五六、四	六八〇	三、四七五	
源	二〇六、二	二二九、八	三三、一	五九七、五	三三、八	一、一〇、七	三六五	一、九九〇	
計	七九五、三	一、四七七、一	一三八、二	二、四三七、五	六、二	四、九三〇、三	一、七六一	九、七二六	

右表の如く各村共に其林野面積は敢て廣大ならずと雖も林野の利用集約にして殆ど空閑地の存するものなし。

六、林況

睦岡、日向、源三村に於ける林野の大部分は私有林にして昭和八年末現在に於ける林野所有別面積を示せば左の如し。

町村名	面積			計	備考
	公有	社寺	私有		
睦岡	八、三	一三、四	一、〇〇八、六	一、〇三〇、二	
日向	二、七	一三、五	七七八、二	七九四、四	
源	〇、八	八、二	六二五、五	六三四、二	
計	一一、八	三五、一	二、三四二、三	二、三八九、一	

本地方は往時林業の改善に努めたる結果、植林事業盛んとなり、随つて天然林と稱すべきもの全くなし、杉、扁柏、松の人工林其大部を占め薪炭材を得べき矮林の如き僅に一割内外に過ぎず。今林野別面積を示せば次の如し。

町村名	面積				計	無立木地	合計
	針葉樹林	針闊混生林	闊葉樹林	竹			
睦岡	八五〇、七	七五、一	一〇一、〇	二、八	一、〇三九、七	〇、五	一、〇四〇、二
日向	五九四、六	五三、〇	七四、〇	一〇、〇	七三八、六	五、八	七三四、四
源	五五九、七	一〇、〇	二九、〇	二、〇	六〇〇、七	三三、八	六三四、五
計	一、九〇四、〇	一三五、一	一〇三、〇	一、八	二、〇二三、九	三〇、一	二、〇五四、〇

前述の如く本地方は植林盛にして杉、松、扁柏等の古樹老木少からざるも、近來材價の騰貴に伴ひ老齡林は漸次伐採せられ現在立木は二、三十年生程度のもの最も多し。

七、造林の沿革

本地域は昔時房總の三大牧場の一たる佐倉牧場に接し、各部落の附近には地形の關係上杉樹比較的多く、九十九里海岸に向ふ東方の部分及丘上の臺地には松林及柗、檜等の雜木林繁茂せり、則ち現在睦岡村埴谷に於ける妙宣寺の境内には目通周圍一丈五、六尺の巨杉あり、又東金町及公平村にも四百年以上の老杉存するに徴するも古來此地方に杉造林の行はれしを知るに足るべし。而して是等老木は何れも實生種なるを見れば昔時は實生杉を植栽せしもの、如く、今日多數現存する挿木の杉林は百五、六十年生程度のもの最高齡なるより考察すれば、蓋し此地方の挿木造林は大凡百六十年前頃より行はれ來りしものと見て大過なかるべしと信ずるも、其由來詳ならず、只古老の言に依れば當地方の某寺の僧侶が上洛せしとき、熊野杉の苗木若干を携へ歸り之を培養せしに在來の杉は生長緩漫、樹形梢殺にして、而かも心材は黒褐色を呈せるに比し此新來の杉は其生長及材質何れも優良なりしを以て是が枝を挿付する者ありしが活着良好なる爲漸次地方全般に擴かりしものなりと謂へり。今日に於ても在來種の杉を「ボツタ」杉と呼び、他を「カンノウ」杉と稱し之を區別せり。

當地方に於ける林相の變化を見るに此地は一般に風衝り強く、且土地乾燥するを以て林地の大部は松又は天然生の栲、檜其他の雜木繁茂し、杉は僅に部落附近の地、若くは北向き又は北東面の山腹又は凹地にのみ植栽せられたるも其管理甚だ粗放的にして放牧馬の蹂躪に委せしが如し、然るに世態の進歩に伴ひ木材の需要増加するに至り雜木林の伐跡地は漸く松林となり、又松林中には杉を植栽する者あり、遂には今日の如き盛況を呈するに至りしものなり。

八、造 林

(一) 杉の品種

此地方に於ける實生杉は前記の如く之を「ボッタ」杉と稱し、多くは心材黒色にして樹皮厚く、大枝を有し、葉は紫綠色乃至濃色を呈して簇生す。挿木杉は之を「カンノウ」杉と稱し、多くは心材淡紅色にして樹皮薄く枝條纖弱にして葉色青緑を呈し、針葉は内方に曲く樹冠は疎開するが如く且前者に比し日蔭地並乾燥地に耐ゆ、隨つて本地方の如く乾燥せる土地にして松の前植地に植栽するには好恰の品種なりとす、又挿木杉は實生樹に見らるゝが如き幼樹に結實することなく、且つ彼の最も恐るべき赤枯病に犯さるゝことなし。

(二) 苗木仕立法

睦岡、日向、源の三村に於ける挿木苗の養成は一般造林の隆盛に伴ひ漸次盛んになり殊に大正初年の頃より縣内各地に赤枯病蔓延せる爲挿木苗の需要頓に増加し縣内の需要を充すに止まらず、遠く縣外に迄移出するに至り、一時此地方の養苗五十萬本に上れり、然かも最近に於ては縣下苗木業者にも挿木苗の養成盛んとなれり。

(イ) 挿穂の採取 杉挿穂は從來植栽後五、六年乃至十二、三年の造林地に於て其立木の中枝より採取するを普通とせしも、近年挿穂の需要多くなりたる爲適當なる親木の不足を來し且挿穂採取後、親木の生育を沮害するを以て現在に在りては造林木より採取する外、尙ほ挿付畑の周圍其他に親木を列狀に疎植し置き其樹高五、六尺に及べる頃より穂を採取する者あり。是に依るべきは親木は苗圃其他の垣籬の用を爲すのみならず採穂に勞力を省くこと尠からず、又其親木は七、八本乃至十本位の採穂

を得べく、而かも斯の如き若き母樹より採取した挿穂は挿付後の生長頗る良好なり。

挿穂は從來長さ一尺二、三寸内外の穂を用ひたるも近來漸次短くなり、昨今は七、八寸のものを用ふるに至れり、又從來は穂の切口には必ず前々年の伸長部分(三年生)を付したりしも近來は前年の伸長部分(二年生)のものにても充分活着し、良苗を養成し得るに至れり。

挿穂の採取法は先づ親木に就き適當なる枝條三、四本又は六、七本を選び、鋭利なる鎌又は鋏を以て母樹を損傷せざるやう穂長を前記の長さに切り取り、次に若し遠隔地に運搬を要するものなるときは百本乃至二百本を以て一束とし、之を菰包として直に運搬す。穂作りは切口を斜形又は三角尖頭形に鋭利なる鎌又は小刀を以て切り、約三寸(一ト握り)の枝葉を掻き取り、穂の大小に分別して之を百本を一束として束取りを爲し、一夜乃至一晝夜清水に浸し置き翌日挿付を行ふ。

(ロ) 苗圃 苗圃の位置は周圍に日蔭樹ある東面の畑地を可とし、粘質壤土又は腐植質壤土を最適とす、苗圃は挿付の一ヶ月前に深さ一尺内外に耕して土塊を粉碎し、基肥に堆肥を施用して整地す、又所に依りては挿付に際し掘起して整地するもあり。

苗圃として一定の場所を永年連續して使用すること避け、各種農作物と交替するを常とす。

挿付時季は八十八夜前後を最良とす、若し其時季を失するときは根の發生遅れ枯損歩合多し、挿付に當りては先づ床地を冊形に畦作りを爲し、後送りながら苗間五、六寸置きに穂を建て土を覆ひ、足にて踏み附くるなり。又床地に一尺位の間隔を置き苗間三、四寸置きに案内棒にて穴を穿ち、之に穂を挿込むものあり。又穂を挿込むには可成穂の下端を握り、土中に押し込みつゝ漸次手を上げて深さ三寸内外の所までを挿込むものなり。此方法は前者に比し活着歩合良好なり。而して八十八夜前後に挿付したるものは七月上旬頃に至れば挿穂の基部に癒合組織を生じ、次で細根を發生し又枝葉を搔取りし跡にも癒合組織を生じ、七月下旬に至れば矮少なる支根發生す。若し穂作りに當り切口の切斷面大なるときは根の發生不良にして完全なる苗木を得難し、故に熟練の者は可成切斷面を小にするなり、又土中に挿込む部分に枝の多きものは根の發生多くして良苗なるなり。

(ハ) 挿付後の手入れ 挿付後は適當の時季に數回の除草を行ふ、又除草の代りに毎月一回鋤入れを行ふ者あり、追肥には腐熟

せる人糞尿を施すことあるも地味によりて之を施行せず、日除は普通行はざるも旱天續くときは雑木の枝條等を苗間に立て日除をなすことあり。

床替は從來之を行はざりしも近時根部の發育を良好ならしむる爲之を行ふ。而して床替は挿付の翌春三、四月の交に畑地を挿付床と同じやうに整地す、床替苗木は可成深目に鋤を入れ細根を損傷せざるやう注意して掘取り、之を床地へ苗間六寸乃至八寸の間隔に移植す。

斯くして養成したる苗木は翌春(滿二年)には二尺乃至三尺となるを以て山行苗とす、尤も近時遠隔の地に輸送販賣するを以て小苗を生産するに至れり。

(三) 松 苗 木

林地に前植する松苗木は總て黒松を用ふ、是れ當地方は黒松少なきに赤松は幼時に於ける伸長良好なるも早く其生長衰ふるとの理由を以てなり。而して從來は附近山林中に自生松根廻苗を掘取りて植栽に供せり、然れども近時需要の増加に従ひ自然生苗木に缺乏を來したるを以て養成實生苗を用ふるに至れり。

(四) 扁柏及花柏

花柏は當地方古來より植林せられたるが如く地方人は之を檜と呼び建具材に供せり、在來種の扁柏は俗に石檜と稱し葉形一見花柏に類し、材質不良加工困難なるを以て嫌はる、普通の扁柏は今より三十年前睦岡村藏重三郎氏に依りて初めて木曾地方より移入せられしもの、如く、花柏及石檜は林木として又林縁樹として各所に散見するも扁柏は本檜と呼ばれ睦岡村に少數あるのみ。

(五) 山地植栽

既記の如く當地方に於ける造林法の特徴は黒松苗(根廻苗又は實生苗)を前植し其成林を俟つて松の下木として杉苗を植栽するに在り、此方法の起りし理由は既述の如く松を前植することは杉樹の防風の目的と一方には土壤を膨軟にして之に濕氣を

保持せしめんとするに外ならず、實際場所によつては松の前植を行はざれば杉の成林を望み難きものあるを見るなり、又松は往時より常に燃料に缺乏せる彼の九十九里濱方面一帶の漁村に薪炭材として之を供給すべく、他方には松炭は鍛冶屋炭として需要多きを以て松の伐採によりて早くより相當の收入を揚げ得べく即ち松、杉の混植は當地方に於ては蓋し一舉數得の造林法と謂ふべきなり。而して往時は大低の場合此松の前植を行ひたるが如きも近時に至りて之に依らざるものあり、即ち北面又は西北面の傾斜ある滴潤地には最初より杉を植栽す、殊に源村には地味比較的良好にして之に適する場所多く、當初より杉を造林するもの尠からず。

尙ほ農耕地を再び造林する際には大低苗木植付後二、三年間は間作するを常とす。

植付本数は杉のみの場合には一町歩當り三千本乃至四千本なるも松、杉混植の場合には先づ松苗二千乃至二千五百本を植付け、其後松の生長状態に依りて相異なるも普通十五年乃至二十年前後に達したる頃、生長不良なるもの其他適當に間伐を行ひ其下木として杉挿木苗を二千乃至二千五百本位、松と交互に植付け、後年杉の生長に伴ひて漸次松を間伐し、最後には松は單に防風の目的として僅少のものを殘存するに止め杉の純林となす。現在當地方の杉林は多くは此方法に依りて造成せられたるものなり。

然るに輓近植林事業旺盛となりたる結果、松の五、六年生の下に杉を植栽し或は松と杉とを同時に植付け、尙甚だしきに至りては先づ杉を植え、其後數年を経て松を植付くるが如き全く往時と反對の方法を採る者あり。斯くの如きは云ふ迄もなく數年ならずして松は杉の爲に壓倒せられ枯死するか、若くは生育の見込なきに至るべし。蓋し當地方の人々は杉は松を配するにあらざれば良好なる生長を遂げ能はずとの信念に基くもの、如し。

從來は可成大苗を用ふる風習ありて其大なるものは伸長五尺に達し、小苗にても一尺五、六寸乃至二尺のものを用ひたり、殊に畑成の林地には大苗を植うるに多し、然れども近時は小苗を用ふるやうになり普通二、三尺位のものを使用す。又苗の形状の細長なるものは北面谷合の方へ、下等物は中段以下の窪地へ、根張良好にして形の短太なるものは南西面の風當り強き場所